

鉱業と一般公益との調整等に関する事項
以上の各事項につきまして、議長に対し、国政調査の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古賀委員長 通商産業の基本施策に関する件及び中小企業に関する件について調査を進めます。
破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議してまいりましたところですが、本日、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ましたので、委員長より、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

現下の我が国経済においては、景気低迷の長期化、金融機関の貸し渋り等により、企業の資金調達は難渋をきわめております。とりわけ破綻金融機関と取引していた企業の資金繰りは大変厳しい状況に置かれており、その事業資金の融通の円滑化を図ることが強く求められております。

こうした事態に対して、商工委員会では、先国会におきまして、中小企業信用保険法の改正案を提案し、中小企業に対する信用補完制度の拡充を図ったところでありましたが、中堅事業者に対しても、そうした信用補完制度の活用による資金融通の円滑化を図る観点から、今般、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案を提案した次第であります。

次に、本案の要旨を御説明申し上げます。

本案は、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する資金融通の円滑化を図るため、破綻金融機関等との金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との取引に支障が生じてい

る資本金五億円未満の中堅事業者について、中小企業信用保険公庫がその借入債務に係る公的な信用保証について保険を行うことができるものとしております。

そして、その付保限度額は、破綻金融機関等関連特別保険にあつては五億円、破綻金融機関等関連特別無担保保険にあつては一億円とし、いずれの保険についても中小企業信用保険公庫の再保険率を九〇％としております。

なお、本案に盛り込まれた保険制度につきましては、平成十三年三月三十一日までの間に、その施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○古賀委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。与謝野通商産業大臣。

○与謝野国務大臣 商工委員長より御提案の、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案につきまして、政府としては異議はございません。

○古賀委員長 お諮りいたします。

お手元に配付しております破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古賀委員長 内閣提出、新事業創出促進法案及び小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。与謝野通商産業大臣。

新事業創出促進法案
小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○与謝野国務大臣 新事業創出促進法案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国経済につきましては、その新陳代謝の速さを示す開業率が総じて低く、特に近年、廃業率が開業率を上回るなど、事態が深刻化しております。また、国内事業活動の不振による景気の低迷の深刻化が一層進む中で、失業率は戦後最悪を記録するに至っております。

このような問題は、技術、人材その他の我が国に蓄積された産業資源が、必ずしも十分に活用されず、結果として、新たな事業の創出に向けた取り組みの活性化につながらないという、我が国経済社会の有する構造的な課題を原因とするものであります。

こうした課題を克服するためには、我が国の産業資源が新たな事業に向けて有効に活用されるよう、それに必要となる資金、情報等を適時適切に提供するための政策措置や支援体制を整備することと新たな事業の創出を促していくことが必要であり、そのことが、ひいては活力ある経済社会を

構築していくことへとつながっていくものと期待されるところであります。

以上のような観点から、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業を直接支援するとともに、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、あわせて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的發展を促す事業環境を整備する措置を講ずるため、今般、本法案を提案した次第であります。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、新たな事業の創出を促進するため、主務大臣が基本方針を定めることとしております。

第二に、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業の開始に対する支援であります。具体的には、中小企業事業団からの助成や資金の出資、中小企業信用保険法に基づく債務保証に係る保険の特例、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の対象業種の拡大等の特例、新株の引受権の付与の特例及び産業基盤整備基金からの債務保証や資金の出資等の措置を講ずることとしております。

第三に、中小企業者の新技術を利用した事業活動の支援であります。国は、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るため、中小企業者等に対する新技術に関する研究開発のための補助金等の交付の方針を作成することにより、中小企業者等の研究開発を支援するとともに、その補助金等を交付された中小企業者等に対して、中小企業投資育成会社の株式の引き受け等の特例等の措置を講ずることにより、その研究開発の成果を利用した事業活動を支援することとしております。

第四に、技術、人材その他の地域に存在する産業資源を活用した事業環境の整備であります。都道府県等は、みずから主導的な立場で地域産業資源を有効に活用した新たな事業の創出に関する基本構想を作成するとともに、都道府県等における新事業創出支援体制の中心となる機関を中核的支援機関として認定することができることとして

おります。また、情報処理振興事業協会は、新事業創出支援体制を構成する新事業支援機関に対し、情報関連人材育成事業に必要な教材の開発、提供等を行うこととしております。さらに、都道府県等は、基本構想に従って高度な産業技術を有する企業が集積の機能の維持及び強化に関する高度技術産業集積活性化計画を作成することができるとし、当該計画を国が同意した場合、地域振興整備公団による工場や事業場の整備や賃貸、新事業支援施設の整備に必要な資金の出資の実施のほか、産業基盤整備基金からの債務保証の措置等を講ずることとしております。

なお、このような新たな制度が施行されることにあわせて、現行の高度技術工業集積地域開発促進法、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律及び地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法を廃止することとし、所要の経過措置を講ずるものとしております。以上が、本法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主や役員が相互扶助の精神に基づいて掛金を積み立て、事業の廃止、役員の退任等の事態に備えるための共済制度であり、中小企業事業団がこれを運営しております。経営基盤が脆弱で経営環境の変化に影響を受けやすい小規模企業者にとって、廃業時、退任時に生活安定資金や事業再建資金を支給する本制度の果たす役割は大きく、昭和四十年の制度創設以来普及も進み、今日では在籍者数は約百五十万人に上っております。

本制度については、制度創設後約三十年の間に、高齢化の進行、金融自由化の進展など制度を取り巻く社会経済環境に大きな変化が見られるに至っており、また、小規模企業自体においても、

経済の構造的な変化による経済の活力の低下などが懸念される中において事業所数の減少など深刻な問題に直面している状況にあります。

このような状況を踏まえ、小規模企業の経営を支える基盤的制度である本共済制度の安定した運営の確保と充実を図るために、この法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、分割支給制度の改善であります。共済金の受給方法について、一時金払いと分割払いを併用して、共済金の一部を分割払いにより、残金を一時金により支給を受けることができるものとするものとしております。

第二に、基本共済金の額の改定であります。金融情勢の変化に対応して制度の安定を図るため、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本共済金の額を改定することとしております。

第三に、共済契約者向け貸付制度の充実であります。共済契約者については、中小企業事業団法に基づいて貸付制度を実施しており、多くの共済契約者が利用しているところであります。今回、共済契約者の実情や要望を踏まえ、共済契約者の福祉の増進に必要な資金を追加することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○古賀委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小野晋也君。

○小野委員 本日は、先ほど大臣が御説明をいただきました二法案についての審議でございますが、私どものいただきました時間が二十分という短い時間でございまして、将来の日本の産業育成の観点から、新事業創出の考え方についての御

質問をさせていただきたいと思っております。

第一の点は、私自身の若いころから胸に残っている逸話に関連する話でございますけれども、それはイギリスの化学者だったマイケル・フラーデーの話であります。

マイケル・フラーデーというと、皆さん御存じのとおり、電磁誘導の原理を発見したことで有名な方でありまして、このフラーデーが最初に電磁誘導のことを発見したときに周りの化学者の皆さん方が何を言ったかといえ、そんな電磁誘導のような原理を発見したからといって、そんなものが世の中にどう役に立つんだ、こんなことを言われて批判をしたということでもあります。そのときにフラーデーが答えた言葉というのが、それじゃ皆さん、この世に生まれたばかりの赤ちゃんがいたとして、その生まれたばかりの赤ちゃんが一体すぐに何の役に立つというんですか、こういうふうに反論をしたんだと言われていたわけでありまして。

この言葉のとおり、全く新しい発想とか全く新しい事業というものは、すぐにそれが利益を生むというよりも、ある一定の期間それを育成をしてこそ利益を生む産業になってくる、そういう技術に育つてくる。こういう教訓がこの中に含まれていると私は思っているわけであります。

ですから、産業政策という観点でいろいろ施策を推進省がとっていたらいいわけでありまして、やはり一定の期間、最初から厳しい競争の中にさらしてしまおうのではなくて、温かくはぐんでいくという期間の必要性について、私たちは十分にこれを認識しなくてはならないと思うわけであります。そして、ある一定のところまでその技術が育つ、または事業が育つ、こういう状況の中で競争の中にそれを投じて、そしてさらにたくましさをつけていくということが必要だと思う次第であります。

しかしながら、そういうことを論じていきながら、現代の経営環境、経済環境はいかなるものであるかという方面に目を移してみれば、逆に

年々、目先の利益を追うということにきゅうきゅうとするような経済環境が生まれてきているわけでありまして、将来に大きな利益を生むからじっくりと育てようというよりも、もうすぐに利益を出せというところにせき立てられているような状況であります。

通産省の施策についても、私ども検討させていただきますと、グローバルな自由競争というものが大前提の原理として存在するということがありますがゆえに、先ほどの例で申し上げますならば、生まれたばかりの幼子であっても、すぐにその自由競争の波の中に投じてしまいかねないというようなことが非常に多いのではないかとこのことを危惧するわけであります。

最近、私、よく例え話で申し上げるのですけれども、人間でも、暑い熱帯地域の方に置かれた人間が、次の瞬間に北極海の寒いところへ投げられて、その次には砂漠の四十度を超えるところへ投げ込まれ、そして今度はエベレスト山の上に行かされる、こういうことを一時間置きに仮にやらされるとすれば、いかなる元気な人であっても病気になるでしょう。人間には人間の適応能力、適応スピードというものがあって、その適応スピードよりも速い速度で過激な変化の中に置かれたら健康な人でも病気になるということを考えてまいりました場合に、企業というものもその適応速度というものを十分に考えなくちゃならないのではないだろうか。特に、生まれたばかりの技術、生まれたばかりの事業、こういうふうな非常に弱さを持ったものについては、その適応のために十分な時間的な配慮が必要ではないのだろうか、こういうことを私どもは今痛感しているわけでありまして。

今回、新事業創出促進法案ということで、通産省の側でおまとめをいただいたわけでございますが、この法案の中で、今申し上げました新しいものをはぐくむという観点の中で、時間的な要素というものをどういうふうに御考慮なされたんだろう、そしてまた企業や事業をはぐくむための環境

という面についてどのような配慮を行ってこれたのかという点について、基本的な考え方について、まずお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 先生御指摘のように、新しい事業が立ち上がる時というのは、立ち上がりまでが大変なわけでございまして、それをどう支援していくのかということとは国の大事な政策であると思ひております。

通産省は今までも、事業を起こしたいというその事業を起こす前の段階、またそれを実際事業化していくという中で、一貫した支援策というものがあつたろうと考えまして、例えば技術の指導あるいは人材の育成、異業種の交流というふうな点につきましまして、いろいろな支援策を講じてきたわけでございまして。

今回は、今申し上げましたようなことに加えまして、この新しい法律においては幾つか特徴的なことがございまして。

それを申し上げますと、一つは、創業者などが行う試作品の開発等に対する中小企業事業団による助成制度を創設いたしました。第二には、新たに事業を始める創業者を対象とした債務保証制度の創設もいたしました。第三には、中小企業に対して、重点的に研究開発予算を投下する制度を導入いたしました。第四は、地域におけるインキュベーター施設の整備や、テクノポリス財団等の新事業支援機関の統合・ネットワーク化等による研究開発から事業化までの一貫した支援策の提供。

これらのことを行い、新しい事業をつくり出す、これを促進するために、事業を起こす前から事業化の段階に至るまでの総合的な支援策を講じようとしていくわけでございまして。

先生が御指摘のように、事業が立ち上がる時というのは大変なんだ、その御指摘はそのとおりでございまして、どんないいアイデア、どんないい技術をもつても、これを事業化、企業化するためにはある一定の促進策、刺激策、こういうものも必要であらう。それに対して国としてでき

るだけの支援策を講じようとするのが、今回の法律の趣旨でございまして。

○小野委員 産業政策に関連しまして、今大臣がお話しいただいた御答弁、非常に心強く思ひました。

今、世界じゅうを見ておりまして、自由競争という点については非常に誤解があると私が感じておりますのは、自由に競争する中で、先ほどの例えで言うならば、弱者が病気になる、脱落をして、そして本当に強い者だけが生き残れば、それで人類社会は進歩するんだというふうな大きな誤解があるような気が私にはいたしております。

弱者をより強くはぐみつつ、その強くなった者が相互に競争し合いながらより人類社会を発展させていくというふうなところに産業政策の原点を持っていたらいいと思ひます。

第二点目の質問に移らせていただきたいと思いますけれども、先日、実はこの新事業創出促進法案について、我が党の中においても議論をいたしました。そんな中で、私から御指摘をさせていただきまして、新しいものを生み育てていくというのを考えていった場合に、これは究極のところ一体何かといふ、やはり人の問題に行き着かざるを得ないということでございます。

真に創造的なものというのとは、一人、十万人、百万人の人が集まるということよりも、たった一人の人間の本当にクリエイティブな頭脳の働き、推進作用、こういうことの中から生み出されてくるものであるというのを考えてまいりましたときに、恐らく、今回の新事業創出促進法案の形の中で魂を入れるものは何かという、人の問題に行き着かざるを得ない、こう思ふわけでございます。いかに新しいものを創造することに対する能力を持っています、そしてさらに、苦難に立ち向かいながらもそれにくじけず情熱を注ぎ続けていくという人材、こういう人材たちがいかに新しい分野に飛び込んでくる社会になってくるかというところが眼目になると考えているわけであります。

す。

若い人材育成、そして企業や研究所からスピンオフをしていくような人材輩出等の問題について、これからいかにしていくことによつてこの新事業を日本の国において育成できるのか。この点について、文部大臣も経験された与謝野大臣の個人的な御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○与謝野国務大臣 私、先生の御意見に全く賛成でございまして。

これは、新しい事業を起こすというのはしよせん人だと思ひまして、その担い手となる人に創造性があるか、強いクリエイティブな頭脳を持っているかどうかということ、それから、そういう難しいことに立ち向かつていくという挑戦意欲があるかどうか、それから、事業を起こそうという計画性とか企画性とか、そういうものがあるかどうかというところであつて、すぐれてどういふ人材を日本の社会が持っているかということにかかってくるのだらうと思ひております。

そういう意味では、日本の教育というものが本当に今のままでいいのかという根本問題がございます。それは、日本の教育は、確かに世界的に見ますと水準は高い、しかし一方では、非常に画一的であつて、詰め込み教育でもあつて、個人個人が持っているいい芽を摘んでしまふのではないかと、そういうのが実はあります。そういう意味で、創造性豊かな子供が、本当に自分の持っている、天才から与えられた才能というものを花開かせることができるかどうかという点では私はかねがね疑問を持っております。文部省もそういうことに気がついて、今、教育の全体の流れを変えようとしていくわけでございまして。

通産省としても、文部省に対してはこれらの意見を申し上げ、そして、文部省と連携を図つた上で、例えば企業家精神を涵養するための教材の開発等を行う必要があるということを申し上げ、そういうことを検討してまいりたいと思ひております。

今回の新事業創出促進法案には幾つかの点がございまして、一つは、開業間もない中小企業の人材確保を円滑化するためのストックオプション制度の特例の創設、それから第二には、将来の創業者を育成するインターンシッププログラムの導入等の規定が盛り込まれております。

さらに、先生御指摘あつたスピンオフの問題ですが、スピンオフ等の人材移動の円滑化を図る観点から、確定拠出型年金の導入等につきましましては関係省庁と検討を進めているところでございまして。要するに、年金をポータブルにするという点を考えなければならぬわけでございまして。

今後とも、通産省としては、関係省庁とも連携しつつ、創造性豊かな人材が多数輩出されるよう、環境の整備に努めてまいり所存であります。これはもう先生が御指摘のとおり、人によつて事業は開始される、その人をいかに育てていくかというのが日本の社会のこれからの大事な課題であるというのは、先生の御指摘のとおりであらうと思ひております。

○小野委員 まことに當を得た御答弁をいただき、心から感謝申し上げます。

人の問題というところにまた関連してくるわけであります。通産省自身の人の問題、または通産省自身の当事者意識というふうな点について、この新事業育成ということに関連して質問をさせていただきたいと思ひます。

振り返つてみますと、私も、若きころ、通産省というのは非常に輝く省でございました。というところが非常に失礼な話になるのかもしれませんが、高度成長のあの波の中で、積極果敢に新しいプランを打ち出し、そしてみずからその産業育成のために全力投球をし、しかも、みずから、退官をした後もその産業の中に身を投じながら育成に当たつていられるというふうな、本当に全身全霊を傾けられる通産省の官僚の姿が、非常に大きな希望を私たちに与えていただいていたと思ひております。

その点から考えました場合に、現在のベン

チャー企業育成の問題ということになるわけですが、これはもう既に私ども、通産省のレポートをいろいろと拝見させていただく中で、十数年前から、日本の国は新産業育成が必要であり、ベンチャー企業育成をしながら新しい時代の産業の発展を目指していかなければならないというレポートが次々と出されてきたというのを記憶しているわけであります。

しかしながら、その中であって、私どもが非常に疑問に思っていましたことは、ベンチャー企業が新しい時代を切り開く日本の夢であり、そしてそのベンチャー企業の中に大きな可能性があり、その育成できる環境というものを通産省が次々と整備をしているということを言われながらも、通産省OBの方で、ではみずからそのベンチャー制度を利用しながらベンチャー企業を起したという事例を余り聞いていないという問題があるわけであります。

みずからベンチャー企業を育成する、またベンチャー企業の中へ投じてその発展のために尽力される、こういうこととありますならば、官僚天下り批判ということにもさらされることになりかねないわけでありまして、また、通産官僚が本気でベンチャー育成に取り組み始めてきたというふうな印象も与えて、多くの企業家に勇気を与えることにもなるわけでありまして。

そんなことを考えてまいりましたときに、現状としてどういうふうに通産官僚OBの方々がベンチャーとかかわっておられるのか、そしてまた、通産官僚自身がベンチャー企業の現場に当事者の立場で飛び込んでいくということになった場合に、どんな問題認識を皆さん方がお持ちになられるのかという点をお尋ねしたいと思います。

加えてもう一点、質問時間の都合がありますから、もう一緒にやってしまいたいと思うわけですが、二〇〇一年に、世界じゅうのロボットに関心のある人たちに日本に集まっていたいて、ロボットの祭典、ロボリンピックを開こうということを提唱させていただいて、現在推進をさ

せていただいております。

現在のロボット、工場の中で使われるロボットがほとんどでございますが、家庭の中にこれから恐らく入ってくるだろう。福祉介護機器として入ってくる場合もあれば、情報端末として入ってくる場合もあるでしょう、子供の遊び相手として入ってくるのかもしれない、お手伝いさんになるのかもしれない。いろいろな形で家庭の中にロボットが展開してくるということを夢見しました場合に、ちょうどビル・ゲイツのような今のパソコン業界のヒーローと言われる人たちが、趣味半分にパソコン、マイコンを扱いた始めた段階と、今の家庭用のロボットというものが、段階的によく似ているというふうな印象を私自身は持っているわけであります。

これから新しい技術を生み出して、そしてその新しい利用法というふうなものが見えられてくるに伴って、この家庭用ロボットというものが急成長する可能性を持つ分野であるという点、それから、マニアックにいろいろな人たちが、自分の領分でロボットというものに非常に強い関心を持って新しいものを生み育てようとしておられるという点を考えました場合に、新産業育成をより具体的にイメージにする上に、通産省が二十一世紀のビル・ゲイツを日本の国において育てるんだという観点で、このロボットの問題についてもっと深く検討してみられたらどうだろう、そういうふうな思われたいと思っております。

○江崎政府委員 お答えいたします。通産省として、退職者によります起業の有無をすべて把握しているわけではございませんけれども、退職して事業を起こしたという事例として、比較的古い世代で退職いたしましたしてコンサルティング会社を起しているとか、あるいはベンチャービジネスのアドバイザーになっているというふうな例は聞いております。

通産省を退職しました者が離職後に会社を設立いたしましたして事業を開始するという場合に、制度

的な制約があるかどうかという点でございますけれども、これは、その会社の業務が通産省と密接な関係がある場合には人事院あるいは通産省の承認が必要だということに国家公務員法上なっているわけでございますけれども、こうした要件に該当しない場合には人事制度上の制約がないというふうに理解しております。

いづれにしても、通産省の職員も含めまして、広く国民の方々全体が創業に挑むことに魅力を感じまして新しい企業を起こしに挑戦する、そういう環境を整備することが大事だというふうに私どもは認識しております。今御審議をいただいております法案を含めまして総合的な施策の充実に努めてまいりたい、このように考えております。

○広瀬(勝)政府委員 もう一つ、ロボットに関する御質問がございましたけれども、先生御指摘のとおり、ロボットは経済活動ばかりではなくて、これからきつと日常生活の中にもいろいろな用途に使えるものだと思われるわけでございます。そういう意味でまことに有望な新規産業分野ではないかというふうに思っております。

私どももこの点には昔から着目をしておりまして、最初は極限作業ロボットの開発ということでいろいろ研究開発を支援してまいりました。また、マイクロマシン分野でも支援をしてまいりましたけれども、本年度から、まさに生活支援機能に着目いたしました、人間協調・共存型のロボットシステムの技術開発といったようなことを進めているわけでございます。

こういうことで技術開発等を通じて支援をすると同時に、先生が中心になって進めておられますロボリンピックみたいなことを通じまして、若い科学者たちにこの分野における興味と関心を引き出していくということが非常に大事なことでないかというふうに考えております。

○小野委員 大きな期待を込めまして、質問を終了したいと思います。ありがとうございます。

○古賀委員長 次に、島聡君。

○島委員 民主党の島聡です。新事業創出促進法案及び小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案について、質問を申し上げます。

今、極めて雇用情勢が悪いということは、だれもが党派を超えて認識をしている。景気対策が必要であることも当然認識をしているわけですが、ですが、今回の法律、非常に盛りだくさんの法律を、もちろん景気対策が必要であるということはいわゆる工場の再配置等のいろいろな法律を新たにするとしようとする法律が、極めて審議時間の短いこの臨時国会で出され、全体の今の政策の流れの中でございますが、景気対策はもちろん必要であります。そのときに、きちんとした審議もすることがなくどんどん景気対策ということですが、提出の前に本当に細かいところまできちんと審議されているのかどうか。

さらには、下手をすると、景気対策といえども何もない状況で、本当にひょっとしたらモラルハザードを生んでしまうような状況もあるのではないかと、そんなおそれを私どもは持っているわけでありまして。

この法案の審議経過の中にはかなり厳しい意見が出まして、今までの施策の継ぎはぎのような新しい施策をばらばら盛っているのはどうか、本当に景気対策なのか、構造改革をきちんとするのならもう少しきちんとした審議が必要なのではないかというふうな、さまざまな意見が出たわけでありまして。

この委員会は本当に限られた時間でありまして、その観点から質問をさせていただきたいと思

います。まず、最初に小規模企業共済法の問題について取り上げるわけですが、平成十年十一月二十日に中小企業政策審議会の共済制度小委員会

の中間報告が出ています。現下の金利情勢は平成六年度の法改正時には想定できなかった。そういうのを想定するのがこういうものを運用する者、プロの腕だと私は思うわけでありますが、想定できなかった。予定利率である四%を引き下げるといふことはいい。ただ、共済金の見直しを行うべきだけれども、予定利率の水準というのは、今後の金利情勢の見直し、共済資産運用の見直し、他制度の動向を見きわめつつするべきだという答申がなされているということであります。

とするならば、今回最低保証利回り四%から二・五%に引き下げるといふことでありますが、今申し上げたように、将来の金利情勢をどう見通してそうしたのか、あるいは共済資産運用をどう見通してしたのか、他制度の動向を、こうこうという、例えばほかの共済制度はこれぐらいだからこういふふうにしたんだ、ほかはこれぐらい下げるんだからこういふふうにしたんだと、この二・五%にしたというきちんとした説明をまずお願いします。

○鶴田政府委員 お答えいたします。

委員も御承知のように、小規模共済法の中には、五年ごとに、今委員の申されたような諸要件を勘案して、共済制度の見直しをする義務づけ規定がございます。

今回も、私も、平成六年度の改正以降、低金利情勢というものは大変進展をいたしましたものですから、ことしの春以来、中政審、中小企業政策審議会の共済小委員会でもこういった点について御議論をいただきました。その場合に、今後の金利見直し、運用見直しについてでございますが、平成十年度から平成十六年度まで、例えば二つのケースに分けて議論をいたしましたわけでございます。

ケース一の方は、直近の金利、これは、国債とか預金とか金銭信託とか各金融資産がございます。これらにつきまして予想利回りというのを、現時点でできるだけ可能な限り専門家の意見も聞いて数字をとりまして、平成十六年度までの動き

を試算いたしました。

もう一点は、財政法二十八条でいろいろな金利を使っておりますが、この場合、平成八年の二月から九年の十一月までの債券の平均金利とか、御承知のように生保、信託の九年度実績、こういった金利で見通す方法もございまして。

財政法二十八条の第二のケースでいいますと、比較的第一のケースよりは、金利予想というものは、あるいは運用利回りというのは、高くなってくるわけでございますが、私も、こういふ二つのケースを前提にいたしまして、予定利率の水準を現行の四・〇%から、最低で申し上げますと二・二五%ぐらいまで、四通り、五通りのケースを想定いたしました試算をいたしました。

その場合に、実際に各期の純利益はどういうことになるか、あるいは横立金、繰越欠損金がどういふ流れになるかというのを比較いたしました。予定利率四%でやりますと、第一のケースでもあるいは第二のケースでも、非常に単純に申し上げますと平成十六年度には累積の欠損金が第一のケースで八千億弱、第二の財政法二十八条のより有利な運用のケースでも七千億弱ということ、これは五、六年先を見ますととも現行の四・〇%では無理であるという結論に達したわけでありました。

また、最低の金利水準といいますが、予定利回り二・二五でまいますと、これは当然共済契約者にとって非常に不利益といえますが、魅力のない制度になってしまいますので、ぎりぎり、今回御提案をさせていただいております予定利率二・五%のケースで、最近の直近金利のケースワン、財政法二十八条に基づくケースツーでやらせていただきますと、直近金利ベースで申し上げて、平成十六年度にマイナス千六百億、いすれにしても繰越欠損金がございます。その場合でも、それは大変な状況で、急激にこの欠損金が七千億、八千億と落ちていくケースではございませんで、業務運営上問題がないだろうというところ、ぎりぎりこの予定利率二・五%というのを選

択させていただいたわけでございます。

第二の他制度との比較でございますが、これについても審議会も含めていろいろ御議論をいただきました。

国民年金から始まって我々のやっております小規模企業共済までいろいろな種類が類似の制度がございまして、例えば、さきの通常国会で御審議をいただいたおります労働者の所管の中小企業者みずからの退職金共済制度、これは勤労者退職金共済機構というものが運用いたしておりますが、これにつきましては、やはり我々と同じような議論を前提に、従来四・五%で運用利率を定めておりましたのを一・五%下げて、三・〇%に下げております。それから約一年私も検討期間がずれておりますので、現下も同じ方法で考えますと、やはり、四・〇%を二・五%まで下げないと運用できないというの他制度も同じような実態にあると思っております。

さらに、民間で、生命保険で、個人年金についての運用利率がございまして、これは、ある意味では、我が方のやっております制度と似ておる制度であります。これも従来二・七五%で運用しておったようでありまして、現在二・〇%ぐらいに引き下げざるを得ないということで議論が進んでいると承知をいたしております。

○島委員 今後の共済資産運用のあり方というのが同じその共済制度小委員会の中で議論されておりました、いわゆる金融ビッグバンが進展する中、新たな金融商品、運用手段が現出しつつあるが、各運用手段のリスクとリターンをバランスよく組み合わせ総合的に管理しながら、運用実績を安定的に極大化することが必要であるという話になっておるわけでありまして、中小企業庁においては、事業団の資産運用体制の充実等に応じて、資産運用に関する規制の緩和等を検討すべきであるということでありまして。

六兆五千億程度ですか、共済資産残高があるとして承っておりますが、今議論しておりますのは、今後日本に新事業、いわゆるベンチャーも含めた

いろいろな新事業を創造していくという話であります。いわゆるベンチャーを育成していくというところに際しましては、例えば九七年には年金の運用の規制緩和がありました。または、さきの国会で成立した投資事業有限責任組合等の施行もありました。今、通産省としてそういうものを、大臣もこれをやっていくんだという御議論をされたわけでございます。

この小規模共済の資産残高が六兆五千億もある。そして、もちろん共済の制度上きちんと安定したものが必要であるといふことはよく存じ上げておりますけれども、今後の日本経済において、そういう新事業を創造していくということであるならば、この資産運用の中において、ポートフォリオの中で、やはり今後日本が伸びていく、いわゆるベンチャー、我々が投資事業有限責任組合の法律をつくったり、年金運用の規制緩和をしておるわけですから、そちらの方にこの運用というものを考えていくべきだと私は思うのですが、どうお考えになりますか。

○与謝野国務大臣 普通のポートフォリオですと、いろいろな面でもリスクの高いものにもお金を投じていくということがございますが、小規模企業共済制度というのは小規模企業者の相互扶助という精神に基づいて、その掛金により事業が運営されております。したがって、先生のお気持ちはわかりますが、資産運用については将来の共済金等の支給が確実になされるよう安全面に十分配慮をすることが必要であるわけでございます。

もちろん、安全面に配慮をしますと、受け取るべき果実というものが少なくなるという関係にあるわけでございます。ですから、リスクをとれるのかどうかということになりますと、やはり安全確実な方法をとっていくべきではないかと私は思っております。しかし、金融ビッグバンも進展しておりますし、今後の資産運用のあり方については、先生のような御意見もございまして、いろいろな角度からやはり検討していくことは必要で

あろう。ただ、その場合にも、共済金等の支給における安全面ということもやはり十分考えてまいりませんとはいけません。

ただ、これは中立的なところで御議論をいたしたいと思っております。中小企業政策審議会においてこれは検討課題となっておりますので、検討をさせていただきたい、そのように思っております。

○島委員　そういう意味では、日本はまだまだリスク管理、リスクコントロールの技術が進んでいないということも重々わかりますが、そういうことをきちんと整備していきまないと、これは通産省自身がそういうことをきちんと整備して、国民が安心して例えば投資事業有限責任組合にも行けるようにしていかないとはいけません。思いますので、前向きに検討のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、新事業創出法案についてお尋ねをするわけですが、いわゆるテクノポリス法とか頭脳立地法とか、地域ソフトウェア法は来年八月で法の期限が来るのでありますが、これは新法に発展的に移行していく。これは、一つ一つと本当にきちんと議論しなくてはならない問題だと思っております。今回ばんと出てきています。

委員長のところにも多分、テクノポリスの指定地域、久留米にもあったと思えますけれども、例えばテクノポリス法、昭和五十八年。目的は、我が国産業の技術先端化の促進、技術立国としてのさらなる発展、全国的な地域開発の促進。もとは、地域に技術先端産業立地の基盤整備をしまして、地域経済の活性化をするという目的でありました。

頭脳立地法。東京圏にいわゆる第三次産業の比重が増大したり、二次産業の高度化、ソフト化が言われたときに、これは東京圏ばかりに集中している、だからこれを地域にもするというのがもとの頭脳立地法の目的であった。

果たしてそれはきちんと目標が達成されたから発展的に移行するものなのか、この評価をどの

ようにお考えなのか。それをお聞きしたいと思っております。

○与謝野国務大臣　先生の御質問は、多分、テクノポリス法及び頭脳立地法が今回新法に移行するのであるから、この段階で全体として大体の総括はできないのかという御質問であると思っております。テクノポリス法及び頭脳立地法、こういう法律に基づいて地方自治体が主体的に企業を誘致したり、地域産業の発展に取り組んでまいりました。その結果、各地域の特色を生かした産業の集積や研究機能の集積が形成されてきたわけでございます。

これを例示的に申し上げますと、例えば、テクノ二十六地域全体の工業出荷額の伸び率が、全国平均値五九％に比べて八四％という高い数字を出しておりますから、一定の成果が上がったというところは数字から私には言えるのだからと思っております。また、頭脳二十六地域に立地する研究所の全国のシェアを見ますと、一〇％から二〇％近くまでいよいよ倍増しているわけでございます。それから、この頭脳立地についても私は一定の成果が上がられたというふうに考えていいのではないかと考えております。

今度の新しい法律においては、現在の厳しい経済状況に対処するために、今申し上げました二つの法律の成果である産業集積あるいは研究集積を、新たな事業を創出するいわば苗床として最大限に活用していくというものでございます。

加えて、この新しい法律においては、新しく事業を起される起業家が求めておられる支援施策を適時適切に提供するための総合的な支援体制の整備を、既存の地域の産業資源の活用を図りながらあわせて行うものでございます。

したがって、二つの法律の成果を踏まえた上で施策の充実を図っていくというところに最大のねらいがあるというふうに御理解をいただければと思います。

○島委員　今大臣が全体的な総括とおっしゃったので、全体的な総括はそうだと思いますが、各地

域あるわけでありまして、非常に進んでいるところも、ある意味で成果が上がっているところもあるし、それこそ先ほどの話のように、成長的にはまだ中途段階のところもある。そういうことも考えながら、今後の施策を展開していただきたいと思っております。

八月に、夏であります。北海道へこういう地域産業振興関係のシンポジウムに招かれて行ってまいりました。北海道の若手経営者が言っておったのですけれども、北海道自身は、戦後は石炭産業、石炭産業といつて、一生懸命やたらだめになった。石炭産業の後には、リゾートだ、リゾートだと言われてやって、今まただめになっている。完全に国に振り回されているという意見が多い。しかし、若手の経営者が言っていたのは、国に振り回された自分たちも悪いという意識は持っているようでもあります。

この振り回されたという表現がいかにどうかはわかりませんが、そこまで、いろいろな意味で、それぞれの地域地域で、いろいろな経済人が考えるようになってきました。そういうものの芽があるわけでありまして、テクノポリス法、頭脳立地法から今回の法律にかわるに当たりまして、いろいろなそれぞれの地域の特性ももう一度考慮していただきたながら、新法の施策展開をしていっていただきたと思う次第でございます。

次に、この新法全体についてまずお尋ねします。

第一条、目的。先ほど大臣言われましたけれども、この法律は、いわゆる創業等、新商品の生産もしくは新業務の提供、事業の方式の改善その他の新たな事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業を直接支援するというのが第一条にある。第十二条に、国等は、特定補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、特定補助金等の中小企業者等に対する支出の機会を増大するとあります。

これだけを読みますと、いろいろな分野にたく

さん支援ができるわけですね。創業者全般を支援する。中小企業事業団による助成金の交付なんかもありますし、中小企業信用保険特別枠の創設なんかもある。ともすれば、これはある意味で先ほど言いましたばらまきに比べたら、可能性が大きい。このように、ばらまきに比べたら、きちんとした新事業創出という政策意図を実現化するため、どのような対処、どのような方法をお考えなのかお聞きします。

○鶴田政府委員　この日本版SBIIR制度につきまして、補助金のばらまきにならないような仕組みという御指摘でございます。本制度につきましては、まず第一に、中小企業者に対しては、新技術に関するすぐれた研究開発を行わせる。ただ、それだけではなくて、その事業化も頭に着きながら、事業化段階の支援もしようということ、まさに先生御指摘のとおり、ベンチャー企業による新事業の創出というのを目的にしたものでございます。

法律の建前といたしましては、通産大臣が関係大臣と協議をいたしまして基本方針を定め、その中でこの制度の対象となる特定補助金等というのを決めさせていただきます。その上で、交付の方針というのを閣議決定いたしました。具体的に実績でどれだけの支出をするのか、そういった目標を定めさせていただきます。事後的にその実績を公表するというのが一つのソフトな仕組みで、中小企業向けの、特に新技術、ベンチャー創出のための技術の資金の流れをより高めようということでもあります。

したがって、運用の段階では、米国のSBIIRもそうですが、各省が既にお持ちのもの、あるいはこれから予算等で獲得されるようなそういった補助金等につきまして、具体的に各省レベルで、まず第一に、アメリカの制度で申し上げますと、各省の持つところ、例えばNASAとかあるいは国防総省、厚生省、環境省の持つところ、例えば二十一世紀において技術課題として緊要性のある、つまりそれだけニーズの高いもの、これ

をまず公募をしていただいて、それに中小企業者が応募するということを基本方針でもうたいたいと思っております。

したがって、単純に各種の補助金について中小企業者にいわゆるばらまきで配るということではなくて、特定補助金等というところ、この趣旨に従ったようなものを選んでいただいて、それに基づきまして、各省庁の持つておられるノウハウをもとに将来のニーズを指定、公表していただくという仕組みにできるのではないかと考えております。

そういった点では、ばらまきの補助金にはならないように、我々基本方針を含めて勉強していきたいと思っております。

○島委員 今、アメリカのSBIIRの話を読んだので、それと比較をしながらちょっと質問をしたいと思います。

アメリカは、第一次クリントン政権でも、中小企業をアメリカ経済の根幹的存在であり、かつ経済成長の牽引役と位置づけた。これは我々民主党も同じでございます。

アメリカの場合、もちろん中小企業が経済の牽引役であると同時に、中小企業のSBIIR政策が国家戦略的な目標を達成するためにも十分考えられている。現実に見ますと、もちろん中小企業育成策ではありますが、国家戦略、いわゆる航空宇宙の分野とかエネルギーの分野においても、アメリカが今後とも、二十一世紀においても比較優位を維持していきたいというのがあって、そして、それに対して中小企業の創意工夫を活用したいということを考えてやっております。

それで、日本自身、このSBIIR制度を戦略的に考えていく必要があると思っております。日本でも、御存じのように、経済構造の変革と創造のための行動計画には、十五分野の戦略産業といえますが、そういうものを特定はしてありますけれども、特に、例えば情報通信とか環境、特にこれからの新しい経済では環境が経済成長を鈍化させるといってはなくて、きれいな空気を維持する、水を維持するためにはどんな投資をしないといけない、そのためにどういうような産業が必要か、あるいはどのような技術が必要かというところを、育成することが重要であると私は思っております。

そういう意味で、このSBIIR制度において、戦略分野を選定してやっていくお考えがあるかどうか、私はあるべきだと思っておりますが、どうでしょうか。

○鶴田政府委員 お答えいたします。本制度におきましては、制度の性格として、幅広い産業分野における中小企業の技術革新を促進するという観点から、分野の限定については特に行わない予定であります。

しかしながら、本制度の対象になります特定補助金等の予算につきましては、それぞれ所管する各省庁、これからのいろいろな協議をいたしますが、重要と考える分野の技術開発、それも事業化を頭に置いた、そういった技術開発に向けられたものでありますので、各省の持つておられるいろいろなノウハウ、ポテンシャルあるいは政策志向を組み合わせますと、結果的に戦略的な配分が行われると思っております。

私どもとしましては、当然、経済構造改革行動計画の中で十五分野といういわゆる成長戦略分野を考えておりますので、こういった点との整合性についても、今後基本方針の策定、運用の段階で努力をしていきたいと思っております。

○島委員 アメリカのSBIIRの場合には、特定補助金の支出に対しては、法律によって、連邦政府機関が外部に発注する研究開発予算の一定割合を中小企業に配分するように義務づけている。中小企業に配分する割合は、法律に明記されて、九七年からは二・五%に引き上げられていると聞いています。今何か予定調和的なことを言われて、各省庁がそれぞれやっていた結果としてそうなるおっしゃいましたが、本当にそうだろうかという疑問を私は持つわけでありまして、さらに言うと、今アメリカのSBIIRというこ

とをいろいろと例に出されましたので、どうして日本版SBIIRにはアメリカのように一定比率を目標に設定するという方法をとらないのか。私はとった方がいいと思ふんです。

やはり国家戦略として、中小企業の力というのを今後日本経済として生かしていく、それを法律にしておけば、いろいろな縦割り行政なんかを超えて、いわゆる民意を代表する国会あるいは政治が中小企業政策にこれから取り組んでいくんだというこの意思をきちんとしていくわけでありまして、そういう形式にすべきだと私は思っております。結果として今回のように毎年度国全体の目標金額を閣議決定するというようなことにして、アメリカ版SBIIRを参考にしながら今回はそういう方途をとらなかったことについて説明を求めます。

○鶴田政府委員 お答えいたします。御指摘のとおり、米国におきましては中小企業への支出の目標を現在では二・五%という比率で示しているわけでありまして、私どもの制度では、一応次のような理由から、金額を目標にしようということと考えております。

第一には、比率よりも金額を掲げる方が、実際に実績ベースで毎年度毎年度中小企業者向けのこの種の補助金がどういった形で伸びていくか、これが一般にわかりやすい、目に見えやすいという点がございまして。

あと第二には、これから特定補助金として指定される、委託費等々ありますが、その内容によりましては、大半が中小企業にそもそも向けられておる。私ども持つておる中小企業庁の補助金のようなものから、大企業に支出される比率の非常に高いもの等々、いろいろなもの、多様なものを含んでおりますので、比率を目標設定することについては、それぞれ補助金の特定の運用につきまして少し障害になるおそれがあるのではないかと、いう点がございまして。

もちろん、先生おっしゃるように、比率という形で縛り上げて進めていく方法も当然あるかと

思います。私も、実際、本制度をつくるに当たりました。後ほどいろいろ御質問があるかと思えますけれども、共同で特定補助金について指定をするとか、つまり各省に任せるわけではなくて政府全体でこの補助金はかくあるべしというのを定めるとか、あるいは実際にその実績が伸びていないようなケースについては、通産大臣及び事業所管大臣から、まさに予算を所管しておられる各省に対して要請ができるか、そういった仕組みも考えておりますので、全体合わせますと米国の制度と同じような効果が期待できると期待しております。

○島委員 期待をしておられるということですが、これは特に運用が大事でありまして、今後ともきちんとしていきたいと思います。

アメリカのSBIIRは、大体、スリーステップに分けられると言われます。第一ステップが、いわゆる事業の実現可能性を調査するために助成されるもの。次に第二ステップが、試作品の製造など具体的な研究開発であるもの。第三ステップは商業化である。ここでは資金的な助成はないけれども、成功すれば政府機関と納入契約もできるといふようなことがある。つまり、ニーズ、シーズにプラスして、さらにマーケットもあるんだということでありまして。

日本では、官公需についての中小企業者の受注に関する法律というのが一九六六年からあるというところは存じておりますし、全政府額の三七・九%はこれで中小企業の受注だといふことも存じております。問題は、これがたとえれば、特に対象というところに不備があるんじゃないかと私は思っているんですが、アメリカは補給品と機械、建設、サービスそして特に研究開発というのに対象にある。日本の場合は物品買入れ、工事の請け負い、役務の提供、その三つだと思っております。

私は、今回の法律において、政府調達ということに対して余り考えられていない、特に今の状況では研究開発というものが考えられていないとい

うところがありますので、今後政府のマーケットも積極的にベンチャー企業に対して行方考えがあるのか、そしてさらに、この新事業法をより実効性の高いものにする考えがあるのかどうかについてお尋ねします。

○国田政府委員 御指摘にありましたようにアメリカの場合には、関係各省、たしか十省庁以上になっておりました。その中で、DOD、国防総省の占める割合が、二分の一くらいを占めております。防衛調達ということも一つございまして、先生がおっしゃるようにならざるにSBIIRに基づいて中小企業が事業化した場合には、それが調達に結びつく比率は非常に高いものがあるかと思ひます。

ただ、一般論で申しますと、私どもの政府調達には、もう既に先生御承知のように調達の段階で公平な審査をして、随契ですべて調達するというわけにはまいりません。ただ、本制度の中では、仕組みといたしまして、各省庁がみずからの行政ニーズのあるものについて研究課題を提示しまして補助金を提示するというケースが望ましいわけですが、そういった形態の場合には、当然のことながら、研究開発段階を終え事業化されますとその調達の方にも、各省の持つておられる調達制度の中で、それにならなすれたものであるという前提であります。結果的にこれも調達につながっていく点があるかと思ひます。

ただ、この法律の制度の中ではそういうことでございまして、私も、別途本法案の中で御提案をさせていただいております事業団法の改正によりまして、需要開拓に必要な小口の助成金制度というものの今回補正予算に載せさせていただいておりますので、そういったいろいろな制度、需要開拓予算も活用させていただいて、このSBIIR制度を実のものにしていききたいと思ひています。

○島委員 この十五条で、SBIIR、いろいろな意味で各省の取り組みが不十分な場合には、通産大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、各

省各庁の長などに對し、中小企業者等への支出の機会の増大を図るため措置をとるべきことを要請することができるとなっておりますが、要請だけで、今いろいろな意味で各省各庁がやればそれで予定調和的にうまくいくんだというふうなお話がありましたが、本当にそれでうまくいくのかどうかということに対して、いろいろな意味で私は日本の統制行政その他複雑な状態を見ておりますので、できるのかどうかについて極めて不安に思っております。今後どのように取り組んでいかれるかについて、通産大臣にお聞きいたします。

○与謝野国務大臣 要請できると法律に書いてあることは、大変画期的なことだと私は思っております。この法律においては、各省庁はSBIIR用の特定補助金等を中小企業に支出する機会をふやすように努力する義務を負うことから、各省庁の取り組みが的確に行われるよう、通産大臣などによる各省大臣に対する要請の規定を設けたものでございます。

これはやはり、閣議の場もございまして、また、法律にこれだけはっきりと要請ができると書いてあるということは、要請をしたことについての世論の背景というものもあるわけでございますから、法的拘束力はないことは先生御指摘のとおりでございますが、そういうことを要請できるということ自体は大変なことだろうと思ひますし、また、要請を受けましたら、その要請を受けた各省の大臣も、自主的な判断ではありますけれども、閣議での議論あるいはそういう要請がなされた社会的背景等を考えまして、きちんとした対応をとられるというふうに思ひます。

また、もちろんその前提としてはこの法律の精神に基づいた御判断をしてくださると思ひておりますし、いずれにしても、統制行政の弊害を避けて各省が連携していく、そういう精神に基づいて法律というものは運用されなければならないと私は思っております。

いずれにいたしましても、中小企業等の分野に

おいて新しい事業が出てくるとか新しい技術が出てくるとかということは、これはもう一省のみの話ではなくて、政府全体、あるいは国民の将来の生活にかかわることでございますから、政府全体として努力をしていく。それから、毎年度、政府の目標及び姿勢についても公表してまいりたい。そして、国民の御理解と御支援の上にこの法律を的確に運用していくというのが、やはり政府に課せられた責任であらうと私は思っております。

○島委員 今言われたように、要請ができることは画期的なことでありまして、つまりこれは、極めて、通産大臣の姿勢あるいは通産大臣の政治的指導力というのがきちんとして出ることになるわけでありまして。

そして今、閣議の場と言われた。本当にそれできちんと議論されて、そしてそれが実行できるような状況になっているのかどうかをきちんと検証できるということでございますから、そういう意味で、すばらしい答弁をいただきましたので、今後とも、中小企業が新規事業を創出できるかどうか、私もフォローをしていきたいと思ひますので、しっかりと頑張ってください。

○古賀委員長 川内博史君。川内委員 川内でございます。

大臣、きょうは夜まで大変だそうで、早目に終わらせていただきたいと思ひますが。

まず、けさの新聞を見ましたら、四期連続で経済がマイナス成長だというふうに出ております。この間、私たちの政府は、景気対策と銘打って、百兆円になろうかというぐらいのいろいろな施策を講じてこられたわけでありまして、新聞の論評などによりますと、政府の景気対策というのは、結局のところ、景気を下支えする対策ではあっても、景気を向上させるだけの効果はないんだというふうな論評が出ておまして、私も、新聞を朝読みながら、なるほどなというふうに思つたわけでありまして。

一般的には、景気対策という言葉がつくと、何

となく、その対策によって景気が上向くのではないかと一思いを国民は抱くわけでありまして。しかし、経済の構造というか経済全体の構成を見ますと、個人消費なりあるいは民間の需要というものが経済全体の中では大変大きな割合を占めているわけですから、政府が行う景気対策というのは、全くそのとおり、下支えの効果しかないというところをはっきり打ち出すべきだろう。したがって、政府はこれから、景気対策と言わずに、景気下支え対策ということであらゆる対策を打ち出して、根本的には個人消費なり民間の需要というものが景気を上向かせるには大変重要なファクターだということをも、国民に対してもあるいは民間の企業に對してもしつかりと明示をする必要があるのではないかと一ふうに考えているのです。

大臣は、この臨時国会の前あたりの記者会見で、補正予算については十兆円を超えるような財政出動が必要であるという旨の発言を繰り返していらつしやうと、私も景気下支え対策としては全くそのとおりだというふうに思つていたので、す。しか、金額だけが一人歩きをしまして、何兆円だとか、あるいは何十兆円だとか、金額の大きさによつて景気が下支えられるというところ、またこれはないだろうと思ひます。どこにどういってお金を使うかということが大変重要なことであらうかと思ひます。

今回、この二法案も予算関連の法案として提出をされているわけでありまして。この二法案で大体二百七十億ぐらいの予算が組まれているということでありまして、この二法案を含めて、大臣が当初、補正予算編成前に繰り返し発言をいらつしやうした、十兆円を超える規模の財政出動が必要であるということと、実際に組まれた補正予算は、大臣が思つたとおりの、景気を下支えするために使うべきところにしつかりと使われているのかどうかという御評価を、まずお聞きをしたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 日本の経済の現状はどういうことなのかということから始めなければならぬ

のですが、昨年マイナス成長を記録し、また、昨日発表された七・九の数字もマイナスでございまして、このままではおきますと、ここのマイナス成長というのは、マイナス一・七とか八よりかはるかに大きくなる可能性も秘めているわけでございます。

数字的に見ますと、やはり昨年の十月、十一月に起きた北海道拓殖銀行の破綻あるいは山一証券の破綻等は、実は、実体経済面での影響も大きかったんですが、国民の心理に与えた影響は大変大きかったんだらうと私は思っております。

現在、需要と供給のギャップは、通産省の試算で大体二十兆前後の需給ギャップがあるだろう。それから、民間のシンクタンクの計算は、三十兆を超えているものもありますし、三十五兆を超えております。そういうことで、非常に大きな需給ギャップがあつて、どうも我々の社会はデフレスパイラルの入口に立っているのではないかと、おそれを抱いていたわけでございます。

そこで、どういふことが起きているかと申しますと、GDPの中に占めます個人消費、これは先生が御指摘になられたように、日本の経済に最も影響を与える部分でございまして、この六割、約三百兆が個人消費でございまして、個人消費の動向というのが日本の経済の命運を決するといふ部分はあるわけでございます。しかし、個人消費も、可処分所得が実は減っております。

これは、失業者数がふえたことにより可処分所得が減つたといふことのほかに、実際は、奥様がパートに出ようといつたときにパートの機会が例え減つた、あるいは会社におりましても、今までは会社が忙しくて残業があつた、それで手取りがふえていた、これもなくなつたといふことで、可処分所得の減少といふのが相当あつた。

それから、住宅を着工する人たちの、こういうような経済の状況で、住宅を着工していいのかどうか、つくつていいのかどうか、もうちょっと待とうではないかという、住宅着工のおくれもあります。それから、大変金融システムが不安で設備

投資資金がなかなか確保できない、したがって設備投資については落ち込みがある。こういう状況が大ざっぱな日本の経済の状況でございまして、

そういう中で通産省が主張いたしましたのは、日本の経済を自然的な治癒力に任せておいていいのか。やはりこういう非常事態においては、財政を積極的に出動させて、先生が言われたような景気の下支えと言つてもよろしいです。景気回復への呼び水と言つてもいいです。需給ギャップを財政出動によって埋めると言つてもいいわけですが、そういう財政の果たす役割の重要性といふことを我々説いていたわけでございます。

あわせて、法人税とか所得税とか、日本の基本的な税制についての改正も必要だといふことも主張してまいりまして、また金融システムも、口だけで金融システム安定といふことを言うだけではなくて、いわゆる中小企業を中心とした融資体制の強化等もやらなければなりませんし、この国会に出てまいります日本開発銀行の役割の強化といふものも、中堅、大企業等の金融に対して大きな役割を持つと思ひます。

補正予算のでき上がりをどう評価するかといふことは各省によつて違ふと思ひます。それから、通産省の各課各局に聞けばもうちょっと予算が欲しかったと言ひに違ひないと思ひますけれども、やはり政府全体としてのできばえはなかなかさかちんとしたものでないといふふうに思つております。すし、公共事業ばかりでなく非公共分野にも相当踏み込んだ予算配分になっておりますから、日本の経済に対しては大変有効な影響を持つ補正予算であるといふふうに私は考えております。

○川内委員 言葉の使い方というのは大変に重要な問題であると思ひます。私は車を乗つていないものから、地元で電車に乗つたりバスに乗つたりタクシーに乗つたりするので、景気を何とかして欲しいといふと皆さんおっしゃるのです。私は野党の議員ですから、いや、私が総理大臣だったらすぐにでも景気

がよくなるかもしれないですけども、私、野党です。それから、なかなか難しいと思ひますといふふうにお答えをするのです。とにかく、国民一人一人がしっかりとしなければこの国の経済を立て直すんたといふことはできないわけですから、政府を頼りにする、あるいは政治を頼りにするといふ気持ち、今デフレスパイラルの入り口に立つて、こういうふうな大臣もおっしゃつたわけですが、こういう状況であればあるほどだか頼りにしたくなる、何かはすがたくなるという国民の皆さんの気持ちはよくわかるのです。

しかし、政府ができること、政治ができることといふのはごく一部だらう。あくまでも景気の下支えなんだ、本当に景気を回復させるのは皆さん方お一人一人ですよ、あるいは会社一社一社が努力をするしかないです。いふことを明らかにするために、景気対策といふ言い方をやめて景気下支え対策といふふうに変更することを政府内部で検討されることをぜひお勧めしたいといふふうに思ひます。

次の質問に移させていただきます。またこれも言葉の使い方の問題なんです。先ほど小野委員は、クリエイティブなアイデアとかすぐれた頭脳とか強い意志を持った人を育てるといふふうにおっしゃつて、大臣もそのとおりだといふふうにお答えをされたわけですが、全くその逆ではないか。クリエイティブなアイデアを持つていふと、あるいはすぐれた頭脳だとか、あるいは強い意志を持つていふと、人々世の中になかなかないわけではございまして、大体は私のように、それはどクリエイティブなことも考えていなければ、すぐれた頭脳も持つていないし、めちゃくちゃ意志は弱いといふ人が世の中にあふれているわけでありまして。

しかし、そういう人であっても、この法案に予定をされているように、何かちょっとしたアイデアで事業を起こせば、政府がそれをサポートしますよ、行政もそれをサポートしますよといふふうにしていくことが、起業家、アントレプレ

ナーを日本の国内にたくさんつくつていく、マイノリティを醸成していくことになると思ひます。開業率が廃業率を下回る、廃業率の方が開業率よりも現状上回っているというのが大変な問題なんだといふことを趣旨説明の中でも大臣おっしゃつていらつしやいましたけれども、要するに、失敗を恐れる、失敗できないと思ひからかたくなに、かたくなにしようと思ひますと結局何もできなくなる、シュリンクするといふ悪循環になると思ひます。だから、失敗してもいいんだ、どんどん失敗しなさいといふぐらいの気持ちでやつていただければいいのではないかと。

それはモラルハザードと逆の面では言われるかもしれないんですけども、しかし、すぐれたアイデアといふのは、千あるいは万のうちから一つ出てくるのがすぐれたアイデアで、アイデアそのものがすぐれたアイデアといふのは、アイデアそのものがすぐれていふのではなくて、大衆に受け入れられるから結果としてすぐれたアイデアだと思ひ言われることだと思ひます。

例えば、たまごっちといふ世界じゅうで二千万台も三千万台も売れたと言われるゲームがあります。あれなども、私はあれをつくつた女性に会つたんですけれども、ごく普通の女性で、こんなものが売れると思つていなかったと開発したその人がおっしゃつていらつしやるわけでございます。あるいは携帯電話について、今みんなつづけていますけれども、このストラップです。こういうものも、一生懸命こうやつて考えたものじゃない、こんなものがあればいいなぐらいのもので、恐らく考えられたものだらうと思ひます。あるいは今大変にはやつていふ百円ショップなども、こつとしたアイデアの中から生まれてきたものだらうと思ひます。

そういうちょっとしたアイデアを行政がサポートしていくといふためには、皆さんいろいろなアイデアを持つていたらそれをどんどん提案してください、それを応援しますよといふような仕組みが必要だと思ひます、その仕組みがまきしく今回出

されたこの法律だと思ふんです。

新事業創出促進法という大変に難しい名前に法律の名称がなっているとして、そういうちょっとしたアイデアを、では行政の機関に相談して応援してもらおうかというためには、ちょっとわかりにくい法律の名称なんじゃないかなというふうに思ふわけでございます。もったわりやすい名前前にしてアピールをしていただきたいというふうに考へてはいるんですが、そのあたりについて、例えば新事業創出促進法案を別な名前、仮称で結構ですから、考へていただいて、世の中に広めていただくというようなことは考へになつていらつしやらないかどうか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○与謝野國務大臣 多分お気づきだと思ひますが、政府が出します法律の名称というのは、えてして長つたらくて何を言っているのかよくわからないようなものも多いわけでございます。そういう中で、今回の法律は、通産省の中でも相当検討しまして、なるべく短くわかりやすくということとは考へたわけでございますが、新事業創出なんという割にこなれていない、日本語なものですから、先生のような御意見も多分あるんだらうと思ひます。

ただ、この法案の中に含まれております考へ方は、やはり先生御指摘のように、新しいアイデアを持った人、新しい技術を持った人が、立ち上りのときに全く何もない状況から始めるわけですから、そういう立ち上りのときを支援するという意味では私は大変いい法律であらうと思つております。

ただ、こういう法律をつくりましても、数多くの国民の皆様方にこの法律の存在を広く知つていただくということが必要でございますので、それは、法律に愛称がつくかもしれないし、どういふ呼び方をされるかわかりませんが、少なくともその内容については、広く政府公報あるいは地方自治体の商工部等々を通じて、なるべく多くの方々に理解をしていただく、知つていた

だくという努力は今後していかなければなりませんし、せっかくつくつた制度が利用されないということとは、それはあつてはならないことでございしますから、先生御指摘のように、中身については私も十分PRをしてまいりたい、そのように思つております。

○川内委員 今の大臣の御答弁に關係をするわけでございしますが、いろいろな面でPRをしてまいりたいという御答弁をいただいたわけですが、でも、では、実際にこの法律が成立をいたしますと、私は大臣と同じようにこの法律のことを画期的な法律であるというふうに評価をしておりまして、個人の方でも、たつた一人でも支援を受けられるという意味では大変にすばらしい法律であるというふうに思つてはいるんですが、具体的に、実際にどんなふうにするおつもりなのか、

その辺の具体的なことについて、当局の方から御答弁をいただきたいと思ひます。

○江崎政府委員 ただいま大臣からも申し上げましたように、この法案のPRというのは大変重要だというふうに私も認識をしております。

いろいろな広報活動の仕方を考へておりますけれども、例えば、中小企業事業団等とか、あるいは各地にありまます商工会議所、商工会、それから中央会、中小企業の団体がございしますけれども、こういったところを通じて、創業者向けの研修とかセミナーというのをいろいろ計画しておりますが、そういった場で、創業者に対して直接施策の説明をしたいというふうに思つております。

それから、この法律が施行されました場合には、私も直接担当者各地に派遣をいたしまして、地元自治体の協力を得ながら法案の説明をしたいというふうに思つております。

いづれにしても、この法律の運用に当たりましては、關係の各省の御協力を得なければいけませんと思つております。また自治体それから關係機関の御協力を得なければいけませんと思つてお

りますけれども、こうした各機関と連携をとりながら、創業者に対して直接法案の施策を説明したいというふうに思つております。

○川内委員 PRするのに、画期的なPRの方法などというのなかなかないわけでありましてけれども、本当に、たくさんの方に、ほんのちょっとしたアイデアを持つて、これを何とか事業化しようというふうに思つてはいるような人が気軽に利用できるような制度にしたいだけあればありがたいなというふうに思つております。

それで、ちょっと質問の通告には入れていなかったんですが、この個人というのは、日本に住んでいてる外国人人も含まれるのですか。ちよつとその点だけ。

○江崎政府委員 特に国籍は問わないことにしております。日本に住んでいてる居住者であれば対象になり得ると思ひます。

○川内委員 それは日本に住居してゐる外国人の方に大変朗報だと思ひますし、そういう日本に住んでいてる外国人の方こそ、何か小さな事業を起したいと思つてゐる人がいっぱいいらっしゃるでしようから、そういう意味でもこの制度は大変、運用面で余りがちになされると、かたくなに、何でもウエルカムだというぐらゐの気持ちでやつていただければいいのではないかとこのように思ひます。

法律の中身について、一点だけ。

私自身は、この法律の第二十二条にございします情報処理振興事業協会の業務に關する規定の部分に大変興味を覚えまして、情報関連の人材育成事業として行うというふうに書いてあるわけですから、イメージとか、こういうものですよということをお願いしたいと思ひます。

○広瀬(勝)政府委員 情報関連ビジネスは、私ども、それ自体、今後の経済発展を牽引する非常に重要な分野だ、こう思つております。また、一般的に、企業経営をやつていくときにも、非常に効

率的な企業経営という意味で戦略的な武器になつていくものだというふうに考へておりました。今後の新規事業の創出の中では非常に戦略的な位置づけをすべきではないかというふうに思つてはいるわけでございします。

そのために、今度の法律の中では、これまで地域ソフト法というのがございまして、これは平成元年に労働省と共同でつくらせていただいたわけでございしますけれども、これを拡充して、この中に位置づけようということにしております。

二点の拡充を図つたわけでございします。一つは、これまでの研修対象というものは、どちらかといへば高度な能力を有するプログラマーを育成するんだというところになつていたわけでございしますけれども、そういうふうに限定せずに、システムアナリストなりシステムエンジニアなり情報処理システム管理者なり、いろいろな人を対象に協力ができるようにしようというふうに拡充いたしました。

もう一つは、これまで十年間かかりましたけれども、二十センチぐらいでできておつたわけでございしますけれども、今度は、都道府県が作成する基本構想の中で位置づけられれば、そこに対して雇用促進事業団なりあるいは情報処理振興事業協会なりから支援ができるようにすることです。この場所も全国により展開しやすいということというように、これで拡充をいたしました。

いづれにしても、情報の分野というのがこれからの新規産業の創出に非常に戦略的な位置づけを占めるという観点からやつたものでございします。

○川内委員 これはぜひどんどん推し進めていただきたい分野であるというふうに私も思つておりますので、ぜひ頑張ってやつていただきたいというふうに思ひます。

次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案というのに關して、お伺いをさせていただきます。小規模企業共済法がもう余りありませんので、小規模企業共

済の加入、脱退、在籍の状況のグラフを拝見しております。平成三年からは加入者が減少の傾向になっておりまして、平成六年度からは、加入者と脱退者が逆転をして、脱退者の方が多くなっているわけでございます。この状況に關しては、大変な経済的な低迷が続いている中で、加入者が減り脱退者がふえていくというの、それはそういふことなのかなというふうに思うわけでございしますが、景気が悪い中で、はっておけばどんどん加入者は減っていくわけで、脱退者はふえていく。しかし、景気が調子が悪い中だからこそ、こういう共済などに加入をしていただいて、万一の場合に備えをしていただくということも必要なことじゃないかというふうに思うわけでございします。

そのインセンティブの一つとして、共済貸付制度というものの拡充を今回おやりになっていらっしゃるわけでございまして、それ自身は大変素晴らしいことであるというふうに評価をいたしますが、融資の限度が掛金の七割から九割、そして限度額が五百万円ということでは、例えば自分で銀行に定期預金を毎月五万円ずつして、お金に足りないときにその定期預金を担保にお金を借りるといふのと余り変わらないわけでございします。

返済条件の緩和等はこの法律の中で、今回の改正の中でおやりになっていらっしゃるわけでございしますが、インセンティブとしては、共済にどんな加入をしていただくためにも、一定の事故率の低いグループに対しては掛金の倍額を借りられるようにする、五年以上掛金を掛けている人には倍額借りられますよとか、あるいは限度額が多くなりますよとか、そういう工夫というのがもっとも必要なのではないかというふうに思うわけでございします。

この点に關してはどのようにお考えでいらっしゃるかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○鶴田政府委員 御指摘のように、実際に共済制度の在籍者数というのは、委員御指摘のように、非常にわずかではあります。低減傾向を示してお

ります。このために、本制度のいろいろな特色がございします。掛金について所得控除があるとか、還元融資制度、これは今委員がおっしゃられた定期預金についての総合口座での融資、これは金利が逆転しておりますが、私どものこの制度では、特定の貸し付けについては掛金の利回りよりもはるかに低い金利でお貸ししているのもございします。そういうことで、いろいろな制度の魅力というのをいろいろな形で、今も第七次の加入促進運動を開いております。鋭意進めております。

ただ、具体的に御指摘のありました制度内容についてのお話、我々もいろいろ知恵を出したいところだと思っておりますが、例示されました掛金総額の倍の金額の貸付限度ということになりますと、この貸し付けは無担保、無保証、即日になつておりますので、焦げついた場合には本来の相互扶助の運用資産である掛金が欠落をしてしまふことになりまして、法律上も、事業団法の二十一条というところに、ともかく共済資産の安全で効率的な運用を書しない範囲内で貸付業務は行えという定めもございします。したがって、この倍額というのはいかなるか難しいかなと。

ただ、御指摘をいただいたようないろいろな形での知恵出しは、我々、まだ審議会自身は残しておりまして動かししておりますので、今後とも検討課題とさせていただきますと思ひます。

○川内委員 何か具体的に、さらにこういうことを考えているんだということはないですか。

○鶴田政府委員 審議会の春からずっと動かしをまいりまして、その成果物で現時点で最善のものを提案しておりますので、とりあえず我々の頭の中にはございせんが、今後模索をしていきたいと思ひます。

○川内委員 融資限度額の引き上げとかは考えていらつしやるというふうなことをお聞きしております。少しだけども。

○鶴田政府委員 失礼いたしました。私が若干誤解をしたおそれがありますが、現在持っております還元融資制度について、それぞれ

今引き上げの案を持っております。財政当局と折衝中ではございまして、これは私先はど答弁した現時点での最善の案に入っておりますので、今折衝中で、限度額の引き上げあるいは金利の引き下げについても、運用金利が変わつてまいりますので、検討、折衝中でありまして。

○川内委員 その検討、折衝中というのは、どういった具体的な案をもつて検討、折衝中であらうかというところをお聞きしたいのですけれども。

○鶴田政府委員 いろいろ諸般の情勢を勘案しながら財政当局とまさにやっている最中ではございまして、この場では控えさせていただきますけれども、たいと思ひます。

○川内委員 それはなしというところですから、では、また一生懸命頑張って大蔵省と折衝していただければと。融資限度額もさらに引き上げられ、また融資条件に、いろいろなと最善のもの、また融資条件に、交渉中であるということ、理解をしたいというふうに思ひます。

多少時間は早いのですが、私は、日本の将来を背負う通産大臣の御身を考へて、この辺で質問を打ち切らせていただきます。ありがとうございます。

○古賀委員長 この際、休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後五時四十六分再開

○古賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○太田(昭)委員 小規模企業共済法及び中小企業事業団法について、初めに質問をしたいと思ひます。

質疑を続行いたします。太田昭宏君。

改正の内容といたしましては、共済制度の利率改定や共済貸付制度の拡充が挙げられておりまして、共済制度の利率の改定が四％から二・五％というところ、また、共済貸付制度の拡充ということ

で、福祉対応貸付あるいは新事業展開等の貸し付けが追加をされ、さらに、共済金の支給方法の多様化ということで、一部を一時金、残りを分割払いで支給可能とする、さまざまな改正点になっておりますが、根本論議として、小規模企業対策として今後の共済制度をどうしていくかという、制度自体の問題があると思ひます。

そこで、中小企業事業団の小規模共済事業のこれまでの運営の推移について、加入者の実態がどうであるのか、あるいは運用実績がどういう状況にあるのか、事業規模がどうであるのか、共済事由別の支給額がどうであるのか等々について、まずお聞きをしたいと思ひます。

○鶴田政府委員 お答えいたします。

小規模共済事業のこれまでの運営状況についての御質問でございします。

本制度は、御承知のように昭和四十年に発足をいたしました。平成十年、ことしの三月までですが、約二百六十万人の加入者がおられました。現在、小規模企業者の約三割に当たる約四百八十八万人の方が在籍をしているというのが加入者の実態でございします。

第二に事業規模ですが、共済資産の残高規模でお話をいたしますと、六兆五千億円を超えております。これは、約二年に一兆円ぐらゐのペースで金額がふえております。

それから共済事由別の支給額、共済金の支給の実情でございしますが、共済金等の支給額は、平成九年度におきましては、本来的な事業の廃止などのいわゆるA共済事由によるものが三万人、金額で千七百五十三億円、一件当たりの平均支給額は六百円弱の五百八十八万円でございます。また、B共済と云つております疾病による退職、老齢給付などにつきましては、支給対象者が約一万一千人で、総額七百十三億円、一件当たりの平均支給額は六百三十九万円となっております。

次に共済の資産でございしますが、共済契約者の掛金を原資として、将来の給付を十分賄い得るよう安全かつ効率的運用に努めてきたところでござい

さいますが、資産運用の状況につきましては、債券の投資が全体の五五％、金銭信託で二三％、生命保険運用が一四％などとなっております。

このように、本制度は小規模企業者の廃業の場合に備えた生活安定資金や事業再建資金を支給する共済制度として、小規模企業の経営の安定と振興に寄与してきたところであるとと考えております。

○太田(昭)委員 共済制度自体について、利回りを下げるかどうか、あるいは、下げない以前の問題として、中小企業経営者の高齢化あるいはまた後継ぎの問題とか、特に小規模の経営者が抱える問題によって今後加入者が減少して、制度自体の維持存続が難しくなるのではないかと、このように思うわけでございますけれども、そうした構造的問題について、どのような状況にあるでしょうか。

○錫田政府委員 中小企業経営者の高齢化あるいは後継者難のもとで、今後加入者が減少して、この制度自体の維持存続が大変難しくなるのではないかと、このような構造的問題について御指摘をいただいたわけでございます。

ただ、本制度は、年金制度と違いまして、世代間扶養の考え方に基づくものとは異なりまして、共済制度として相互扶助の精神に基づいて、共済契約者の掛金を運用することによって、収支相等の原則のもとで事業が運営をされているわけでございます。したがって、一概に、高齢化の進行等のみによって本制度の加入者が減少する、それによって運営が難しくなるということではないように認識しております。

ただ、現下の経済状況等を反映いたしまして、ここ数年、共済契約者の数が横ばいといえますが、微減をしております。こういった点からは、加入促進事業について、今第七次加入促進運動等をやっておりますが、そういったことととも、今回の改正等を契機に、還元融資制度の充実とか、既存の融資制度の改善とか、あるいは分割払いと一時金払いの併用制等、本制度に魅力を与え

る、そういった点での対応をしていきたいと考えております。

○太田(昭)委員 小規模企業にとりまして共済制度は経営上有効な事業であるかどうかという点について、もともと懸念があるわけですが、ほかの中小企業に比べて、小規模企業の加入者が受けられるメリットというのはいくらかあるものではないか。また、貸付事業におけるメリットということについて、答弁をお願いしたいと思います。

○錫田政府委員 小規模企業共済制度というのは、いわば小規模企業者の退職金共済制度というべきものでございます。実際にメリットはどういう点があるかと申しますと、御承知のように、掛金の支払い時あるいは共済金の受け取り時におきまして税制面で優遇措置がとられております。これは大変大きなものになっております。

また、加入者貸付制度につきましては、無担保、原則即日融資されるということで、急な資金需要が生じた際に、掛金の一定範囲内ではあります。迅速な貸し付けが受けられるというメリットもあるかと思っております。

このため、近年、貸付件数、貸付金額につきましては大変伸びてきておりまして、九年度の実績で申し上げますと、貸付件数で約十二万件、貸付金額では約二千二百六十億円となっております。

加えまして、今般、小規模企業の新分野展開、開業、あるいは高齢化対応等、高い資金ニーズが見込まれる分野につきましても貸付対象を拡大させていただくこととしております。金利につきましても、財政金利や政府関係機関の金利のレベルを考慮して、一層の金利引き下げをしたいと考えております。

○太田(昭)委員 四から二・五％になるわけですが、二・五％という数字の根拠。また、引き下げに当たりまして、中小企業事業団の管理の改善とか管理費の節約、そうしたことが必要ではないかというふうに思うわけですが、この点についていかがでしょうか。

○錫田政府委員 お答えいたします。予定利率につきましては、金利の情勢とか資産運用の見通し、類似他制度の動向などを踏まえ、最近の大幅な金利低減の動向なども、法律上、制度の見直しは五年に一回義務づけられておりますが、その五年後までは再度の見直しをできるだけ避けられるようなレベルでの見直しをするということが考え方でございます。

具体的には、共済制度の財政収支の将来推計をいたしまして、将来にわたって適正な準備金の水準が維持されまして、かつ、他の類似制度に比し、審議会の議論等を経まして二・五％としたものでございます。

また、本事業を運営いたします事業団の管理コストといえますが、業務の合理化につきましては、従来からもやってきてございますが、一つには、先ほども申し上げましたように、資産運用規模が二年で一兆円ペースでふえてきております。また、資産運用について、ある程度の専門家の導入等を図るといって体制整備もござります。そういった中で、国からいただく補助金について、当然財政当局の査定は受けておりますが、できるだけ合理化をする方向で指導してまいりたいと思っております。

それから、予定利率四％時代に共済契約を結ばれている方々についてであります。これは、制度の公平性、健全性の観点から見まして、前回の六年度改正のときも採用いたしました。同様に経過措置を設けております。制度改正時点における現行制度下での共済金の額、つまり四％ベースの額をまず確定いたしまして、制度改正後は二・五％ベースの新規加入者と同様の内容を適用し、それを加算して支給申し上げるというような形で対応したいと思っております。

○太田(昭)委員 新事業創出ということで、法案自体は私はいいと思っておりますが、今回のこの不況というの、よく見ますと、中小企業が先に落ちていく、そこに金融が非常にリンクしている。貸し

渋りということが実は二年前の秋ぐらいから始まってきているということがデータのにも出ております。

新事業創出と同時に、きのうの経企庁の分析によりまして、結局のところは、八割を占める民需というものをどう拡大していくか、その崩落というものが非常に大きな要素であるということと、特に中小企業が元気に、また働いている人たちが、今は賃金が非常に下落をしているという状況にあるわけですが、そうしたバックアップ体制をとっていくということが非常に必要だということに私は思っております。

そういう意味では、設備投資が非常に下落をしている、そして中小企業の従業員、四千五百万人いるわけですが、それらの人が賃金の下落等で大変困っている。こうしたことに對してのバックアップの体制を、中小企業庁としては徹底的に、また通産省としてもとっていただきたい。この辺についての御答弁をお願いいたします。

○江崎政府委員 御指摘のように、短期的な雇用情勢あるいは景気対策に對する対策と、それから全体としての構造対策、こうしたものを総合的にやる必要があるという認識を私も持っております。

具体的に申し上げますと、この法案そのものは、現下の厳しい雇用情勢に對処いたしまして、雇用機会の増大を図るとともに、開業率の低下などの我が国の経済の構造的な課題を解決するための新しい事業の創出に向けた取り組みを支援しようとするものでございます。

同時に、政府は、一刻も早くマイナス成長から脱却するための、国と地方を合わせた財政負担の規模が十兆円を超える規模の緊急経済対策を取りまとめまして、そのための補正予算を本日提出いたしましたところでございます。

新事業の創出による良質な雇用の確保と、生産性の向上のための投資の拡大は、この緊急経済対策の重要な柱の一つでございます。この法案は、そのような施策を実施する上での法律上の手

非常に大きな課題でございます。

今回のこの法律が用意してあります制度というのは、国などの研究開発資金を中小企業に重点的に配分する、こういうことが盛り込まれているわけでございます。その結果、事業化以前の初期の段階において資金を獲得することが可能になる。また、政府の研究開発資金の交付を受けることにより、当該中小企業の信用力が向上し、事業活動が円滑化する。要するに、国も出しているのですからもう少し出していただけないでしょうかという、例を挙げますとそういうことで信用力が高まる。そういうこともございまして、今回のこの制度では研究開発段階から事業化まで一貫して支援をするということを目指しているわけでございます。

ただ、資金面以外にも、経営力とか技術力強化のためのアドバイザー派遣制度とか研修制度とか、各種の支援を積極的に講じまして、新しい事業を起すための手助けになるように国としてもいろいろやる、これが今回の制度の趣旨でございます。

○中野(清)委員 それと関連しまして、新事業創出の苗床となりますところの高度技術産業集積の活性化について伺いたいと思っております。

この間、かながわサイエンスパークの方とお会いしました。京都リサーチパークなどは比較的順調にいったいと思えますけれども、全体としては必ずしも成功していないと私は思うのです。これについては、一つは、今まで施設としては比較的安くやっている、それはよくわかるのですが、それでも初期投資として負担が重いのではないだろうか。ですから、なるべく、いわゆる施設設備に対する償却とか何とかというのではなしに、もっと育成という機能で、コスト主義というものではない全面的な支援が必要ではないだろうか。

それから、もう一つは、起業家インキュベーターを育成指導するところの指導者、コンサルタントの、いわゆるインキュベーターマネジャー、

この養成についてはどう考えているか。また、インキュベーターマネジャーについて言いますと、この人たちの人件費とか運営費というものが非常に重荷になっているというの事実のようであります。ですから、器はできたけれども、システムはできたけれども大変だ。この育成の観点からの対策は立たないか、お伺いしたいと思います。

○太田(徳)政府委員 インキュベーターの件についての御質問にお答えいたします。

先生御指摘のとおり、新しい事業を立ち上げる時期におきましては、なるべく事業スペースを安く低廉に確保する必要があると私も考えております。

先生は、かながわサイエンスパークの例を言われましたけれども、今、民間事業者あるいは地方自治体が整備してきたいわゆるインキュベーター、大体五十から百平米ぐらいございまして、通常、毎月平米あたり四、五千円かかるというところ、かながわサイエンスパークの場合、私どもが聞きますと、五千円をちょっと超えるというところで、そうなりますと年間数百万円に達するというところで、かなりの負担になるわけでございますが、各地方自治体は、商工行政の一環、商工業の振興ということで、賃料補助をしている例もかなりあるところでございます。

今回私どもの提案させていただいております法案では、国際的な技術水準にある研究機関が存在するとか、あるいは企業と連携する研究機関が多数存在する地域において、新事業支援施設、いわゆるインキュベーターを促進することが非常に重要だと思っております。こういうようなインキュベーターを整備する第三セクターに地域振興整備公団が出資を行えるような措置を、内容として含めさせていただいております。

公団の出資を受けることにより、当然、通常のインキュベーターよりも低廉な賃料の施設を提供することが可能になりますし、あわせて、先ほど申しましたように地方自治体が賃料補助をしておりますので、それを合わせればかなりの低廉な設

備がサービスとして提供できるのではないかと思っております。

また、そういう施設とあわせて、おっしゃるとおり、インキュベーターを管理するというか、そこに入っている入居企業にいろいろな意味でアドバイスするという人材が必要であるということはおっしゃるとおりでございます。そういうことで、私どもとしては、入居企業の例えば事業計画を評価するとか、あるいは経営面でのいろいろなアドバイスをするというような体制を今回の法案でも確立すべく、必要な措置について検討しているところでございます。

○中野(清)委員 今日まで、テクノ法とか頭脳法を使いまして産業集積というものの活用が行われました。これが今回、新事業創出プラットフォームということで整備しようとしておりますけれども、それならば、今までのテクノ法、頭脳法での反省点は何か。特に、地方に偏り過ぎたと私は思っておりますけれども、その点をお伺いしたい。

それから、もう一点は、これまでのハードから、ソフト面を重視した支援活動が特徴とっておりますが、この推進に、今までのテクノポリス財団などの既存の機関が当然ありませんから、中核的な存在となつて実施されるというのの当然だと思っております。しかし、それだけでいいのだからかと私は思うのです。むしろ、これまでの発想の積み重ねだけでは二十一世紀型の新産業創出のプラットフォームはできない。ですから、新しいコンセプトをつくる必要があると私は思いますけれども、そういう意味で、新進気鋭の大臣ですから、どうお考えになつていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○与謝野(清)大臣 これまでのテクノポリス法、頭脳立地法の施行によりまして、各地域に特色のある産業集積や研究機能の集積が形成されつつあります。両方の指定地域においては、工業出荷額が全国平均を上回る伸びを示しておりますし、バブル崩壊後も他地域に比べて堅調な成長を示して

おります。総じて見れば、初期の施策目的は達成されてきたものと考えております。

しかしながら、これまでの成功の主たる要因が、魅力的な産業インフラの整備など立地条件の改善による国内外からの企業立地の促進による面が大きく、工場立地件数の低迷が続く現状では、新規立地よりも地域におけるベンチャー企業の創出などによる内発的発展という観点から、今後一層の成果を上げていく必要があるものと認識しております。

こういう認識のもとで、今回の新法では、ベンチャー企業の創出に必要なソフト面の支援策を充実し、総合的な支援体制を整えた上で、地域の資源を活用した地域産業の自律的発展を促進するという新しい考え方のもと、テクノ法、頭脳法で形成されてきた産業集積や研究集積を新事業創出の苗床として活用するべく、従来のテクノ、頭脳地域を継承する高度技術産業集積地域の設定とこれに対する支援措置のほか、新たに新事業創出支援体制の整備などを図ることとしているわけでございます。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○中野(清)委員 一九八九年では工場立地が四千五百七十七件だった、ところが一九九七年には千五百二十件と極端に減っているわけですね。ですから、大臣が今おっしゃるように、従来型の活性化ではだめだということも事実ですから、新しい発想法でやってみよう、その中でぜひ新しい施策というものをと充実してもらいたい。いわゆるばらまきではなくて、一点豪華主義といえますか、集約的にやってみようというところをお願いしたいと思います。

それから、ちょっと時間をいただきましたが、実は大店立地法の指針についてお伺いしたいと思っております。

ちょうど、あと一年半後でございますが、大店立地法の施行を控えて、指針策定のための合同会議が十一月には行われ、十二月一日にはいわゆるヒアリングが行われたと聞いております。恐

らく来年の五月には中間答申も出ると思えますけれども、この大店立地法指針の基本方向に意見を募集するに当たって、通産省が、指針作成に当たった基本認識というものを述べていらつしやいますね。私もインターネットでもってこれを読みました。私は、そういう意味で、国会での審議とか附帯決議の趣旨というものを十分に生かしてもらいたいということを心から願うものなんです。

そういう意味でお伺いいたしますと、まず第一に、いろいろ細かいことは、理念は時間がありませんから申し上げませんが、町づくりの視点から例えばどのようなことを指針に盛り込んでいこうかと考えますと、現在いわゆる基本認識の中で言われているのは、例えば、出入り口の設定次第で回遊性を損なう場合にはどうしようとか、従来通り抜けが可能だった経路を開きした場合に歩行者の迂回というものについて確保すること、その店舗ができることによってアーケードの連続性を損なうときにそれをさせないとかというような、いわゆる市街地の商店街における大型店というか、そういう問題についてはあるんですね。ところが、それが郊外立地はどうなんだ、この点についての例示がありませんが、これはどうか。そういう点について、まず御説明願いたい。

同じように、そういうことかといいますと、例えば身近な買い物機会の確保ということについて言いますと、これはいろんな問題があるけれども、必要な場合にはゾーニング的な手法によって一定の地域に望ましい商業集積というものを立地誘導することが適当であると説明しておりますけれども、前から我々が指摘しましたように、ゾーニングとかこういう問題、特に特別用途地域等は都市計画の区域の中でやる話でありまして、しかも市街化区域だけだということになっております。それで、適用されない場所についてはどう考えるのか。

さらに言い方をかえてみますと、さっきも

ちょっと申し上げましたけれども、一番問題なのは郊外に出店する大型店の場合でございますから、その場合に中心市街地活性化の影響という点についても、この基本認識等の説明については、このままそうですかと言うわけにはなかなかないというところを含めまして、御意見をいただきたいと思ひます。

○岩田政府委員 お答えを申し上げます。

ただいま先生から御指摘の点は、既に法案審議の過程においても何度か御議論をさせていただいた点でございます。町づくりという概念は極めて広範なものでございまして、当時町づくり三法というような名前も国会からいただいたところ、改正したり、あるいは中心市街地法をつくったり、あるいは大店立地法をつくったりというように、あることを同時にお願いをいたしました。そうした三法の分担によりまして対応する、したがって、大店立地法もその一翼といえましょうか一部を分担するというようなことで御説明を申し上げたわけなんです。

現在、郊外立地等の関係でただいま御質問がございました。当時も、立地の適否、郊外立地が適当かどうかというような話については、改正都市計画法を初めとするゾーニング的な手法で対応するのが適切であるし、その上で、立地が可能であるということが確認された段階で大店立地法によって周辺環境との調整を図る、そういうものが大店立地法の位置づけであるということを示し上げたわけでございます。

ただいま御指摘ございましたように、既に座席審、中政審の合同会議を設置し、二回はご協議を行なったところでございまして、大店立地法がまさに町づくりの一翼を担う、一端を分担するという意味合いにおきまして、かつまた需給調整とならない範囲内で具体的にどのような配慮を求めるとかが適切であるかという御審議を進めていただいております。なお、身近な買い物機会の確保というようない

にもお触れいただいたわけでございますが、私ども、この点についても、法案審議のプロセスにおきましてゾーニング的な手法の活用というようないことを申し上げさせていただきます。

ここで、ゾーニング的な手法と呼ばれるものについて一言だけ御説明をさせていただきたいと思ひますが、まさに都市計画法による用途規制でございますが、まさに都市計画法に、例えば農地につきましても農振法というような規制があるわけでございまして、都市計画の区域の内外を問わず土地利用規制が農振法によって行われておるといふこと、これもゾーニング的な手法かと存じます。

それからさらに、都市計画区域外あるいはいわゆる未編入の白地地域というように、この点は先生御自身からも御質疑があったように記憶をいたしておりますけれども、そうしたものに、ここの点については、たしか建設省の方の御答弁によりまして、固有の観点からする条例による対応というものは可能である、このような答弁があったわけでございます。そうしたものの、郊外立地等々の規制が必要なる場合については適用をしていくということが適当なものではないかと考えております。

○中野(清)委員 今、農地法云々とかございましたけれども、もともと農地法は目的が違つてしまつて、それでできるというのは制度の目的外使用のはずなんですよ。条例は国の法律をめぐる論議には当然なじんでいませんし、これを持ち出したのは、大店立地法の規制というものを含むいかなる問題も全部条例でやればいいじゃないかというところになつてしまふのです。はっきり申し上げて、それだけ言つてもおきます。だから、そういう点は慎重にやつてもらいたい。

大臣、もう時間もありませんから、最後に御答弁をお願いしたいのは、例えば十三条の問題があります。それについて、自治体の裁量について

では、大型店に生活環境上の配慮を求める事項については、指針に定めるものをもってその外縁とすることが求められておるとされておりますけれども、これはそうだと思います。しかし、地域ごとの実情に即した町づくりを推進するには、この外縁というものをできるだけ広くとっていく必要があるのではないかと思ふのです。

この法律のスキームで想定する手続、内容を上乗せによって逸脱すべきじゃない、それを基本認識には書いてありますね、明記されております。ところが、附帯決議では、大店立地法十三条との関係で、改正都市計画法等を活用して諸外国でも行われている中心市街地の活性化のための郊外開発の規制等は行われ得ることを明らかにし、その旨を周知徹底することとしておられる。その点は全く載つていないのです。ですから、これではバランスを欠いていると言われてもしょうがないのじゃないか。周知徹底しているけれどもなかなか難しい、私は疑問だと思ふのです。

あえてこれを申し上げましたのは、今回の指針策定に当たって、基本認識なんかについて言いますと、どうも通産省は、この国会に出した原案に少しこだわつておられるのではないかと。議論があつた、あつたと言ふかもしれないけれども、少なくとも二十何時間もここで審議をして、しかも片っ方だけ出すというのはいくらでも書かないおかしなところですよ。それが基本認識に出たならば、国会の議論なんか要らない。そういうことでもって、ぜひこの点はお伺いしたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 現在指針を作成しておりますが、やはり指針の作成に当たっては、客観的にその指針が、各地方自治体が使えらるという指針でなければなりませんし、そういう指針をつくることによつて外国からいろいろなことを言われたいというところもまた大事であるわけでございます。

もちろん、国会での附帯決議というのはあらゆる面で、行政を進めていく上で大変大事なこと

でございます。これは、その精神を生かすというのは国会議員の責任でもあり、またそれを何う行政側の責任でもあらうと思ひます。こういう決議がなされたという事実はやはり広くいろいろな方に知っていただくという事は大変大事なこと、その点は先生の仰せのとおりだろうと思つております。

○中野(清)委員 そういふ意味で、今大臣からさうおっしゃっていただきましたから、私は、この問題についてはきようは関連でございますからやめますけれども、おっしゃるとおり、これから指針というものをつくり、それから省令もありますし、具体的運用というような、具体的なものがあるわけです。この間もヒアリングがあつたわけでございますし、私はそれについては当局は公平にやっていると申ひます。しかしどうも、さつき言つたように、そういう意味での原案を出されたという立場はよくわかりますけれども、国会で審議されたことについての重さというものを、今大臣おっしゃつたように、よく理解していただかなければ、これはやはり困ると思ひます。

ですから、少なくとも基本認識なんかについてももう一回見直してください。それできちつとやらなければ、少なくとも地方自治体の人たちとかそういう人たちは、この基本認識とか皆さんのつくつた指針とかそういういろいろなものを、これからのすべてを認めるわけでございますから、そういう意味で私はお願いしたいと思ひます。

簡単に結構でございますが、もう一回、大臣の先ほどの御意見で大体わかつておりますけれども、もし御決意があつたらばお願いしたいと思ひます。

○与謝野國務大臣 指針というのは、ただぼやつとしたものが指針かといへばそうではなくて、各地方自治体が物事を判断するときの一種のクライテリアでございますから、ある意味で、その指針を見ればある物事を決める方向性はわかるというぐらゐのところまで踏み込んだものが指針であらうと思つております。

うと思つております。

一方では、やはり法律というのは、条文に書いてあることだけではなくて、立法者の意思といふものを加味して常に判断されるべきものであると思つております。そういう意味では、国会での論議の過程でいろいろ明らかにされたこと、あるいは法律が例へば衆議院を通るときに委員会でもなされた附帯決議、こういうものをすべて立法者の意思として、法律上には書かれておりませんけれども、法律を解釈したり運用したりするときにはこのような法律の立法者の意思といふものは当然尊重されるべきものであるといふことは、多分当たり前のことだらうと思つております。

○中野(清)委員 ありがとうございます。大臣、よろしく願ひします。

○岸田委員長代理 西川太一郎君。

○西川(太)委員 自由党の西川太一郎でございます。

大臣初め委員長、議員の皆様、大変御苦勞さまでございます。私は二十分間でございますが、できるだけ議事進行に御協力をお願いしたいと思つております。答弁いかによつてはということでございます。

まず第一に、今国会には新事業創出促進法案、また第三次補正予算案のうち中堅企業のための貸し流し対策法案、またもう一つは、小規模企業共済法の改正法案、こうしたものが提出をされていくわけでございます。

経済学の教科書を見ますと、景気循環といふのがありまして、コンドラチェフの波といふのが、これは一番長い。それから、ジュグラートとかキチンとか余り聞いたことのない経済学者の名前がついてくるのですが、そういう中で割と有名なものは、スタンレー・ジェボンズといふ人がいまして、この人はイギリスのアダム・スミスとマリーシャルの間ぐらいの人であると思つておりますけれども、この人が太陽の黒点と景気の変動について論考したことがある。それはもう言うまでもなく、農業社会、農本主義の時代にはそういう論理

も当てはまつた。

ところが最近では、景気循環論も、アメリカのペンシルバニア大学のウーリントン・スクールのスパコンを使つてもなかなか当たらない。それはなぜかといふと、余りにもたくさん業種がある。そして、技術の陳腐化が早い。国によってそれを吸収するマーケットや、また供給するサプライサイドの能力が違ふとかいろいろなことがあつて、さう簡単に、景気がよくなる、悪くなるといふのは言えない。界屋長官ともここでやりましたけれども、界屋さんはそのときにも、実は私の勤によるとともう既に言つていたのですが、勘で景気を判断してはいけなかつた同僚閣僚からしかられたようなことがきよの夕刊紙に載つております。

それはこつちへ置くとして、つまり何が言いたいかといふと、今の日本。かつて、テレビが欲しいね、自動車買いたいね、たらいで洗濯してやるおふくろ、気の毒に、洗濯機買つてやりたい。なさらにはその前には、ステータスシンボルと言われ、パーカーの万年筆を持つて、ロンスンのライターを持つ。それが今度はダンヒルになつたりいろいろして、そんなことがずっと日本を支えてきて、今、テレビやクーラーや冷蔵庫は、内外価格差はほとんどないといふより、むしろ日本が安い。欲しいものがだんだんなくなつてくる。

みんなが、砂地が水を吸ひ込むように、もう無理しても、借金してもいろいろものを買おうといふ時代に、日本は月賦屋といふのができた。若い官僚の方々はそういうことを知らないだらうから、中年でありますから少しお話をするので、月賦屋といふのを知つていますが、月賦屋。今はクレジットとか気取つたことを言うけれども、信用創造を起こすようなものだけではなくて、いかにして物を、物流をよくするかという仕組みが社会全体にあった。その根底には非常に旺盛な消費、そして生活改善、生活の水準を上げようといふものがあつた。

さあそこで、今の時代にそういうものがあるだらうか。確かにアントレプレナーシップといふもの

の、これは教育によってできるものじゃない。ビジネススクールに通つたつて、そんなものできるものじゃない。松下幸之助さんみたいに学校なんか行かなくなつたつて大実業家になれる。これは一つのその人の持つたセンスの問題だと思ひます。が、そういうものを一生懸命生み出そうといふ、生み出しても、苦勞してもやりがいがあるな、そういう社会のいろいろな支援や環境や土壌が用意されないと、新規事業、幾ら技術と技術を組み合わせたらといふて、それが欲しいもの、必要なものという区別の中で必要でないものになつた場合には、そういうものは空振りするわけでございます。

しかし、自由主義経済で市場経済ですから、一山当てれば大成功、こういうような、何か山師的発想みたいに思われるといけませんけれども、ともかく社会に貢献することによって経済的な成果を上げた、こういう人たちは育てるということが必要だといふことを私は毎回言つてきたわけでございますが、やつとこのたびこういう法律ができるようになつた。

そこで大臣にお伺ひするわけでございますけれども、けさからのいろいろな御論議で、なぜ今こういうことをしようとしてくるのかといふことはもう十分承知しておりますから、これを今さらお尋ねするのもやばいからこれはもう割愛して、もう少し具体的に提案も含めて申し上げたいのですけれども、公的な支援をいろいろやるということ、は、今までも通産も努力されて、それから都道府県なんか一生懸命やつて、そういうものは結構あるんです、その機関は。しかし、何か縦割りで、それからばらばらで、そんなことを言つてはなんですが、私のようにそういうものに興味を持つて人間でもなかなかそれを簡単に説明できない。

多岐にわたつていふと申ひますが、ばらばらだといふか、これを統合していく必要があるんじゃないか。こういうことと今度の法律はどういう関連性があるのか。まず、その点から伺ひたいと存

じます。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕

○太田(信)政府委員 答えたいします。

先生御指摘のとおり、各都道府県にはテクノポリス財団とかあるいは中小企業振興公社とか、非常に多様な、多彩な産業支援機関が整備されております。各機関はそれぞれの設立目的が当然あるわけですが、その目的に沿って中小、中堅企業への支援活動を行っているものと理解しているわけですが、今御指摘のように支援機関相互の連携が十分かということになりますと、必ずしもそうも言えない点もございます。やはり研究開発から事業化まで、起業家に対して一貫して総合的にサービスする体制が必ずしも十分でないという点ではないかと、いふに我々は考えているところでございます。

また、自治体からも、支援機関相互の連携強化のための施策、自治体みずからいろいろな試みられておりますが、国に対してもそういうものに対してのニーズというかが要請が強く寄せられているところでございます。

今回御提案させていただいております新法案では、多くある支援機関の連携強化によって、新事業創出支援体制、私どもプラットフォームという言葉を使っていますが、研究開発から販路開拓、事業化まで一貫してサービスできる体制をやはり整える必要があるということで、これまで難しかった中小企業振興公社とその他の支援機関の統合を容易にするための措置も含ませていただいているところでございます。

こういう形で支援体制ができれば、中核的な支援機関を中心に人材面とか技術面とか情報面とかいろいろな御相談を受けるわけでございますが、そういうものをたらい回しにすることなく、ある一カ所に行けばいろいろな形でサービスが受けられるという体制を、私どもとしてはぜひともこの法案の制定を機会に整備していきたいというふうに考えているところでございます。

○西川(太)委員 技術的に支援をする、または

シーズを、大学などからそれを分け与えるとか、工業技術院の研究成果を分け与えるとか、供給源としてはいろいろな方法があるでしょう。しかしそれはできるだけ簡素にしてわかりやすく、国の姿勢を、新規事業を起こすことに対して民間の方々のやる気を引き起こすような環境づくりをやるためにも、余りにもわかりにくい、また多岐にわたっているようなことはできるだけ早く整理をした方がいいということを、これは要望しておきたいと思ひます。

特に、資金の問題なんですけれども、今どこへ行けばそういう創業資金は借りられるのか。これはなかなかあるようでもなかったり、ないようでもあったりいろいろするわけですが、私は、この際思い切って、行革の時代だから新しいものをつくることはいけないんだという風潮があるけれども、サンセット方式で、もう既に時代の役割を終えた行政組織についてはそれを見直すことは必要だと思ひ、またこれからの時代に備えるという意味では、新規事業とか新規産業創出金融公庫とか、そういうようなものをつくるぐらいの決意で臨まなきゃいけないというふうに思ひます。これは通告してありますので、大臣、大臣には通告していないかな、お話ししてあると思うのですけれども。

○与謝野国務大臣 実は、技術を持っている方は経営のノウハウを持っていない、両方持っているんだけれどもお金がないとか、そういういろいろなことが起きるわけです。

今から二月ほど前に、ある大学の研究所の教授が三人訪ねてこられて、我々はこれは事業化できるような技術だと思ひ、どうやって会社にするかとか事業化するかということが全くわからない、これは一体どうしたらいいんだらうかと。これは私の学生時代からの友人で、理料系の大変優秀な人だったんですが、それで通産省で一応御相談に乗って、どこに行つてどうすればいいかということは一応お話をしたわけです。

西川先生おっしゃる通りに、まず、技術を持っ

ている人に経営のノウハウというものを付与しなきゃいけないということも一つあります。それから、資金もないと事業はスタートできないということ、今回の法律に流れている思想といえれば、その事業化以前のところから応援しよう、それで事業化して、その事業化する過程でもずっと応援をしていって、それでその立ち上がりのところまで何とか、人あるいはノウハウ、資金の面で応援をしようという思想でこの法律はできていると私は思ひます。

そこで、どこに行つて物を聞けばいいのかというのには実はなかなか一般の方にはわからないという意味では、やはりこういう制度をつくる以上は、多くの方々にこういう制度がありますということを知っていただく必要があります。それは通産省本体でもやらなきゃいけない仕事ですし、政府広報全体の中でやらなければならないことだし、都道府県の段階あるいは中小企業事業団とか、もろもろの中小企業関係の団体もそういうことを宣伝していただく。そういうことで、この種の情報により多くの方に触れていただく、そういうことを心がけていかなければならない。

それで、そういうことを考えている方が、あつ、資金はこうすれば入手する可能性があるんだということ、問題が解決していく場合もあるわけですから、その一般の技術を入手するということも一つ。あるいは経営のノウハウを入手するということも一つ。資金を入手するということも一つ。あらゆる意味でそういうチャンスがあります、そういう機会がありますということを広く一般の方々にわかつていただく。

これはもう西川先生おっしゃるとおり、せっかく制度が用意されていても、それが死蔵されているのでは困るということで、先生の御指摘はまさにそのとおりだと私は思ひます。

○西川(太)委員 そういふすぐれた事業を発見して育てていくというのが本来の銀行、金融機関の責務なんです。何でもお上に頼るといふのが、これは自由主義、資本主義経済じゃなく

なってくるんですが、今こういう時期に銀行にそれを期待しても無理だし、さりとて新規産業は起さなきゃいけないし、その新規産業も、中長期の日本のリーディング産業になるようなものについては今すぐどうこうということじゃなくて、このたびの法律案の付録でついでに説明書のイメージのケースによれば、これはみんな、ちょっとしたこと、または人的資源の組み合わせを変えて、切り口を変えることによって新規産業に参入できるような、比較的大がかりなことをしなくても新たな創造ができるということを中心にするというところでございます。

根本思想は、やはり制度疲労を起こして、そして新たな時代に突入をしていくという日本経済を長期的にも新規産業をしっかりと育てていくということが必要でありますから、今度のことは、単に一千万円を上限に手持ち資金の見合ひで貸すとか、またもう一つの法律は、いわゆる掛金をしていれば五百万を返済法の改正によって貸すとか、そういうような単純な問題ではないわけでございます。この案を張つて肩の凝りをほぐす、しかし、その凝りがどこから来ている凝りなのかという内科的検討も原因究明もして、そして手術が必要ならする、こういうことも大事ではないかというふうに思ひます。

与謝野大臣のやる気満々のお答えを伺いましたから、以上のことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○古賀委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 私は、新事業創出促進法案について、まず伺つていきたいと思ひます。

この法律というのは、地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的發展を促す、その仕掛けをつくっていくというところに一つの大きな目的を持っているものというふうに説明も伺ひましたし、理解もしているつもりです。

そこで、この立場から、テクノポリス法とか頭脳立地法、地域ソフトウェア法などを廃止して新

法に発展的に移行するとしていたわけですが、そうすると、これまでの法律が、まずテクノポリス法ならテクノポリス法について見たときに、どのように機能してきたのか、そしてどんな課題にぶつかっているのか、それを解明していくことが非常に大事なことだというふうに思うわけですが、そこで、テクノポリス法のことに関連して何っていったいですが、これは、八〇年三月の産業構造審議会の八〇年代通産政策のあり方に関する答申、いわゆるビジョンですね、これを受けて、そして、この法律の第一条の目的にも掲げられているハイテク工業開発を促進というところから、一つは先端技術産業の誘致、もう一つは内発的産業の開発、これは地域産業・企業への技術移転であつたり、それから技術の高度化、先端産業化を図るということをかかちねらひとして始まつたというふうに思うわけですが、そのことを非常に期待した誘致型の開発だつたというふうに思うわけですが。

もちろん産学住の住はありますが、これはちょっと置いておくとして、そういうねらいを持って、あるいはそういうことを期待して始めたのがテクノポリス法であつたというふうに思うのですが、こういう理解でよろしいでしょうか。

○太田(信)政府委員 先生今御指摘のとおり、テクノポリス法は昭和五十八年に制定されました、産学住の環境整備を整えることによつて高度技術開発とか高度技術企業を誘致する一方で、地域の企業の高度化を図っていくことを通じて集積を促進して、その地域の発展を促すということが目的だつたというふうに考えております。

○吉井委員 それで、全国の二十六のすべてを順番に見ておきますととも四十分という時間におさまりませんので、当初優等生というふうに見られておりました熊本テクノポリスについて、私も実際に調べてみたのですが、なんだって宇都宮のテクノポリスも見えてまいりましたが、テクノポリス承認前と承認してから、そして現在の状況というものについて、少し整理して、最初に雇用と

いう角度から見ておきたいのです。このテクノポリスというのは、ハイテク産業の誘致、生産性の高い工場を張りつけたところから始まつておりますから、工業出荷額はうんと伸びたわけですね。これは事実問題としてはつきりしているわけですが、ですから、テクノポリスを始める前の八〇年と比べてみますと、九五年で、熊本でいいますと、工業出荷額は二・八倍になつています。

一方、雇用の方は一・二倍、これは、こういうハイテク産業などという特性もあつて、大きな雇用創出にはなつてこなかった。ですから、テクノポリスという性格からすると、全国各地を見ても、必ずしも大きな雇用創出にはつながらなかったということが一つ言えるのじゃないかと思うのですが、この点はどうか。

○太田(信)政府委員 昭和五十八年に制定されて以降、二十六カ所がテクノ地域として指定されたわけですが、昭和五十五年から平成七年までの全国平均の伸び率が約六〇％、それに対してテクノの二十六地域でございしますが、これが大体八四％ということ、大幅に上回つております。

今先生御質問の工業従業者数でございしますが、全国の平均で昭和五十五年から平成七年までが伸び率が〇・三でございしますが、テクノの二十六地域は四・五％伸びています。ですから、工業出荷額の伸びはほどではございせんけれども、従業者においても、地域によつてばらつきはあるかと思ひますけれども、相当の伸びを示しておる。ただ、平成二年から七年までを見ますと、全国平均がマイナスイナス七・六％というのに対してテクノはマイナスイナス四・九％、これも、両方とも落ち込んでいますので、落ち込み度は低いというふうな考へておるところでございします。

○吉井委員 実は、熊本だつたら余りにも特殊になりますから、この間宇都宮も見えてまいりました。そうすると、今おっしゃつたように、宇都宮にしても、八〇年と九五年で比べると工業出荷額

は二・九倍、大体熊本と同じように伸びているわけですね。それに対して雇用の伸びは一・二三倍ですから、大体同じようなものなんです。やはりハイテク産業、非常に生産性の高いという特性がありますから、雇用の伸びという点ではなかなか当初期待されたほどにはいかなかったというのが実態だつたということを感じました。

なお、宇都宮では、八五年、九〇年、九五年というふうに見ていきますと、雇用が減つてきているのです。これは、ハイテク産業でさらに生産性を高めるといふ中で、リストラということもあつて、伸びる方を期待しているのですがむしろ減つていて、そういう現実もあるということをおも認識してまいりました。

それから、全国的に見ますと工業従業者数というの、達成率の方で見ますと、全国二十六カ所の目標数値に対する達成率では四〇・九％。ですから、やはりなかなかこれはいろいろな問題を抱えているなと認識したというのが実態です。

次に、誘致企業がハイテク分野であるということから、例えば電子機器の使用とか高い工作精度を求めるといふ特性を持っていますから、もともとあつた地域の中小企業が下請に入つて、そこで技術移転が行われて力をつけていく、そこで地域の中小企業が発展するということになかなかつながらにくい、こういう難しさを持っているなというところも実は認識した次第です。地元中小企業が下請として製造の一角に入ることが困難だ、これも一つの事実だと思ひますが、これはどうですか。

○太田(信)政府委員 テクノポリス二十六地域、本当にいろいろな、多彩な発展をしていると思ひます。光技術に非常に志向した地域、あるいはバイオとか、これは今先生が言われましたような電子機器、電気機器ということですが、それぞれ地域において、当然のことながら、大企業あるいは中堅企業が誘致されてもう十五年たちますので、いろいろな活動をしております。

今御指摘のように、下請の中小企業なりそういうところの十分意が払われているかという御質問かと思ひますが、例えば鹿児島地域を見ますと、ここは国分準人にテクノがございしますが、石播とかあるいは日本電気とか京セラとか、そういう重立った誘致された企業とそれから地元企業、これは二百五十社ぐらゐると聞いておりますが、交流会とか勉強会をやつておられて、その過程において技術移転等が行われ、当然部品の購入等も含めて行われているということで、一体的に発展している地域も多々あるというふうに我々は認識しているところでございします。

○吉井委員 私もそのおっしゃつた鹿児島のとこへ行きまして、ソニーの工場を、社長さんとお会いしてまいりましたが、例えば熊本のテクノの五とか、千分台の精度を要求されるとなかなかそこには及ばない、だから、それが東京とか大阪とか各地からどうしてもやつてきてしまふ、部品がやつてくるんだというお話もあります。

それから、同じ自動車というところで、これはテクノの地域とはちよつと外れますが、九州トヨタへ行つたときも、地元企業で入れたのは佐賀鉄工一社ぐらゐ、まともに入っているのは、あとは結局、広島なり愛知県から部品を持つてこない自動車はでき上がらない。

そういうふうな、ハイテク産業とか生産性の高い企業、そういうものになるほど地元への波及効果がなかなか難しいというのが現実問題としてあるということ、これは鹿児島でも熊本でも聞かされたわけですが、別な角度から見ますと、地元中小企業がふえたのかという点ですね、あるいはテクノポリスの圏域外への波及効果があつたのか、こういう角度から見ると、これはどういうふうな把握していらつしやるでしょうか。

○太田(信)政府委員 一つの例をまた述べさせていただきますと、仙台にテクノポリスがございしますが、この地域は宮城県のリーダシップもありまして、東北六県にわたつて、まだ十分成果が上

がっているとは聞いておりませんけれども、いろいろな形でネットワークを組んで、自分たちの人材とか技術とか情報を外に出すとともに、あるいはほかの県からそういう情報をもたせて、お互い切磋琢磨しつつ、あるいは協力しつつ発展していこうという動きも見られまして、私どもとしてはこういう動きをぜひとも支援していきたいというふうに考えておるところでございます。

○吉井委員 私は、その仙台も見てまいりましたが、こういう御時世ですから、波及効果がうまくいく間に企業がつぶれてしまつては大変なので、そこを心配しているんです。

実は、熊本県のテクノポリス第三期開発構想というのを熊本県庁が出ておりますが、テクノ地域への立地件数は、バブル経済期であった九一年の二十六件をピークに減少し、九五年には十三件とピーク時の半分に減少するなど、景気の低迷とともに海外への生産移管の問題、非常にこれは頭痛の点だということも指摘しております。

〔産業立地〕九七年三月号で、新設・廃業事業所の地域特性というのを挙げておりますが、これは熊本地域のテクノポリスもそうですが、全国二十六のテクノポリスでの新設が七千五百五十八、廃業事業所が九千五百四十と、廃業事業所の方が多いというデータを出しております。

圏域外への波及効果という点では、これは工業出荷額で見ますと、実は熊本の例でまた見ますと、テクノ地域で県全体に占める割合が、一九八〇年に三一・二％であったのが、九〇年には四〇・六％、九五年には四九・一％と、大体半分をテクノ地域が占めるようになったんですね。私は別に、テクノ地域が伸びて悪いということ、を、けちをつけて言っているのじゃないですよ。ただ、本当に波及効果があるならば、その下請などに入って圏域外でも実はもっと伸びなきゃいけないんですね。非常に大きな格差がついてしまっているというのが現実の問題としてありますので、やはりここは、さつきも言っておられたような、当初の法のねらいからすると非常に大きな問題

題といえますか、解決をしていかなきゃいけないことじゃないかと思ひます。

次に、研究開発支援の方がうまくいっているのかという点で、地場中小企業への技術移転が成功しているのかどうか、この辺も少し伺っておきたいと思ひます。

○太田(信)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、各地域で大企業と中小企業それから地元テクノポリス財団等が集まって、研究会、交流会あるいは異業種交流会等をやっております。その過程において、私ども、一〇〇％十分とは言えないまでも、いろいろな形で技術移転が行われると考えております。

それから、私ども、今回新しい法案の中で、従来からやっていることでございますが、そういう総合支援体制をプラットフォームというふうに言わせていただいておりますが、そういう中で、地場に眠っている、大企業等に眠っている、そういう特許なんかをきちんとして地場の中小企業に移転するとか、あるいは、これも従来から私どもの工業技術院が中心となつてやっていることでございますが、地域コンソーシアム研究交流事業ということ、産学官、地元の国研あるいは公設試それから大企業、中小企業等が組んで、三年間ぐらいにわたつて、地場の資源を活用しながら技術の涵養というか発展を促すようなこともやっております。

そういうことが相まちまして、全体として地域の中小企業の技術力の向上に今後ともつながっていく、そのための努力を引き続きしていくつもりでございます。

○吉井委員 その点につきまして、十数年やってきた熊本県が昨年九月に出した文書を読んでおりました。県外からの先端技術企業の導入と地域企業の技術力向上には必要の基盤整備は順調に進捗したものの、地域企業の技術力の高化度について十分の成果を上げるに至らなかった、財団法人熊本テクノポリス附属電子応用技術研究所から生まれた技術シーズをもとに地域企業が大きく成長、発展した事例は少ない、こういうことを熊本

県自身が指摘をしております。

ですから私は、この技術移転の問題でも、どこをどうしなきゃいけないかということの解明を、やはりもっと現地に即して、ここを解明していく必要があるんじゃないかというふうに思ひます。

あわせて、進出してきた企業が、今期待している技術移転をやるどころか、今日の経済情勢がありますから、企業が国を選ばない時代、こういうことで、最適生産条件の国なり地域を求めたさきと出ていくんですね。この間宇都宮へ行つたときも、実はそれが心配なんです。よと県の方は言つていらつしやいました。

進出企業に、海外移転を少なくともやめるとか、かなり長期にわたつて延ばすとかして、テクノポリス圏域と周辺の地場中小企業への技術移転と地域経済の発展に尽くすということを義務的に求めるということについて、かなり工夫をしていくことはできないものかということについて、通産省として何かお考えを持つていらつしやるのな

らお聞きをしておきたいと思ひます。

○太田(信)政府委員 先ほど前段で委員が御指摘の熊本の場合、おっしゃる通り、テクノポリス財団の附属機関の電子応用機械技術研究所が中心となつて、マイコンの制御技術を利用したいろいろな新製品を開発して、それも事業化に成功しているという聞いております。そういうものがまだ足りないか足りるかという御議論はあるかと思ひます。そういう方向で各地域で努力をしていることは間違いないと思ひます。

それから、そういうことについて、何か大企業に強制的にそういうことをやらせるということでは、いかがかと思ひます。実際は、先ほども申しました交流会とか異業種交流会とかそういうことで、大企業はまさにその地域に根づいたためにいろいろな努力をみずから自発的にやっているわけでございます。そういう努力を、私どもとしても環境を整備することによって、さらに発展させていきたいというふうに考えているところでございます。

○吉井委員 そこで私は少し、研究開発を進める上での環境整備といふ条件整備といふか、その辺についても伺つておきたいと思ひますが、大体、テクノポリスをやっていると場合に、かつての県の工業試験場とかそういうものの、名前は県立工業技術センターとかネーミングを変えたりということもよくやられていますが、そういうものが、中小企業の分析試験を引き受けたり、あるいは研究開発の支援ということをやつていく上で、十分役割を果たしてきただけで、あるいは役割を果たす上でどんな問題があったのかなという

ことを少し見てみたいと思ひます。

地場の中小企業の分析依頼にこたえることから研究開発の支援などを行つていく公設試験研究機関が、ですからそういう点でもっと充実させなきゃいけないかとは私は思ひますが、実は八〇年代に入つてからは、地方行革、リストラで縮小してしまつて十分機能を果たし得なくなつてきている。そういう問題もあつたのではないかと思ひますが、その点はどういうふうに見ていらつしやいますか。

○福岡政府委員 お答えいたします。地場の中小企業の技術力向上を図るための公設試験研究機関の活動でございますが、私どもでいろいろな支援措置について補助金制度等も盛つてございます。

もう今さら先生に申し上げるまでもなく、優秀な技術者を雇い入れることがなかなか難しい中小企業ですから、新たな技術を取り入れるということも当然時代の要請でありますけれども、現在おります技術者の方の能力アップをするということ、技術指導とか資質向上策もやっております。それに加えて、今御指摘の、地場の中小企業業者の方々がいろいろな試験施設とかといったものを活用できるような点についての支援といったしましては、技術指導支援設備費の補助金というのを設けてございます。これは、技術指導とか技術研修に必要な設備を整備したり、あるいは、外部の中小企業がいろいろな試験をしたい、テストを

したいという場合の試験機器を、開放試験室の形で整備をさせる補助金でございます。

これは、十一年度におきましても約二億円ぐらゐの補助金を用意してございまして、実績的には、平成九年度でもこの開放試験室の利用実績というのは約三万六千件から七千件ございまして、また、この施設を利用した技術相談数の実績も四十万件くらいございまして、我々は、このニーズに応じた対応なり支援というものも引き続きやっていきたいと思っております。

○吉井委員 中小企業庁としてそういうふうによつていくというお考えのところはお考えのところとして、実績を見てみますと、これは科学技術庁の科学技術研究所が出している資料ですが、八〇年代に工業系公設試験研究機関の設立十二が、九〇年代に入つて三と減少してしまつた。だから、期待されているときに余りふえていないということが一つある。

もう一つ、総務庁統計局のデータですが、科学技術調査報告の中では、公設研究機関というのは、ちょうどテクノの始まる直前の八〇年と今日の九七年と比較しますと、公設研究機関で全国で七十九減つてゐるのですね。研究者の数で八百三十七名減り、研究本務者の数で七百九十九名減り、サポーター・エンジニア・スタッフ、研究補助者の数で二百六十二名が減つてきてゐる。

ですから私は、テクノだといつて中小企業に力をつけさせるように支援するということになれば、本来もっとこういうところに力を入れなきゃいけないのに、そこが実はこの間後退してゐた。そういう問題があったということ、これは事実の問題として指摘しておきたいと思つてゐる。

それで、このテクノの中での役割というのは、公設試もそうですが、研究機関の役割をうんと果たしていくということが大事なわけで、この点では、先ほど熊本の応用機械技術研究所のお話を太田局長おっしゃつたと思うのですが、実際にこの研究機関が期待される役割を果たしたのかどうか

という点については、通産省としてはどういふうに見ていらつしやいますか。

○太田(信)政府委員 研究機関として、今先生御指摘の公設試の場合、それからテクノポリス財団に附属して設置された研究機関、それで、テクノポリス財団に附属して設置された研究機関の例を、熊本の件を申し上げましたけれども、もう一つ申し上げたい。

例えば山形県に、生命工学の研究が山形テクノポリス財団に附属してできておりました、これは山形大学とか関係の企業と一緒に生命工学というフリーラジカル、酵素の勉強をしております、その関係でいろいろな医薬品とかそういうものの開発に非常に大きな成果を上げてゐる。

当然のことながら、すべてのところが目を見張るような成果を上げてゐるかというところ、そういうことも言えないかと思つてゐますが、大きな流れとしては、まさに地場の企業とそれから関係の地域の大学等と協力しながらいろいろな努力をしておる、それがひいては地場の中小企業などにも及んでいくというふうに私も考えておるところでございます。

○吉井委員 私もテクノの優等生と言われた熊本について少し調べてみたんですが、今の熊本の電子応用機械技術研究所の実態を調べてみますと、八五年四月から九四年までのデータしか私の手元にありませんが、受託研究四十四件中、熊本県の二十一件と県と県の共同で三件、中小企業事業団五件、科学技術庁三件、建設業福祉事業団二件、N T Tやオムロン等県外企業六件などで、ほとんど地場の企業の受託研究というのはいない。受託調査の面でも、熊本県、九州電力、県内産業官による共同によつて行われたものが中心で、ほとんど見当たらないわけですね。それから、開発技術の移転が四件この間ありましたが、県内の地場大手企業一件、テクノ進出企業一件で、県外の大企業系列が二件。

ですから、地場の中小企業の皆さんが本当にこ

こで力をつけてベンチャー企業として発展していくとか、それで雇用が進むとか、なかなかそういうふうになつてゐないのが実態だなというのがモデル地域でも見られる事例だと思つてゐます。

そういう点では、実は熊本県の出しているものでも、中小企業者の共同利用の研究所としての役割を果たしてゐないという指摘もしているぐらゐです。熊本大学の地域共同研究センターというのもあそこにあります、これも八八年五月から九四年までのデータでいいますと、民間企業との共同研究は七十七件あるんですが、県外大企業や団体とのものが五十件、県内進出大企業とやつたのが十五件で、六十五件、県内地場企業との共同研究は十二件しかない。

ですからやはり、どうすればもっと活用できるようにするのかとか、なぜそこがうまくいかないのかとか、その辺のところの解明がさらに必要なんじゃないかというふうに思つてゐます。

それで、この研究所については、目指してゐたのは国際的な技術水準を目指す研究所にしていこうというところで、I C、メカトロに特化した研究所という性格と、県内地場企業の技術の高度化ということを上げていたわけですが、N E Cとか三菱電機などの大企業の方は、出資金を出さないだけじゃなくて、もともと高水準の研究機能を自前で持っているわけですから、独立採算性の地方の共同利用の中小研究所に委託する必要は全然ない。

それから、地場の中小企業になると電応研というのが高ねの花になつてしまつて、他業種の製造業や中小零細企業には、メカトロ利用の合理化というのはいり得るわけですが、しかし、メカトロそのものの開発研究の依頼というのは非常に考えがたいという問題を持つていて、結局よく活用してゐるのはどこかというところ、多分さつきおっしゃつたのはそこだろうと思つてゐますが、立石電機ですね。オムロンがたしか三億ぐらゐ出資してゐたと思うのですが、オムロンの取締役をこの研究所の所長に送り込んで、社員も派遣研究員で出てゐる。ここは、M S I回路の設計からフォトマスク

づくりを行つて、今のメカトロ機器生産から中規模集積回路の製造に進出してゐる。

ですから、この進出したかなり大手の企業には確かにここは役立っているわけですが、なかなか地場の企業がそこを使つて本場に伸びていくというには、大臣、かなり時間をかけてくどいように申し上げてきましたもの、やはりともともとの期待というのは、技術集積のも、あるいは大学その他の知的な集積などを活用して、地場の中小企業が力をつけて内発的な発展を進めていく。大手企業は、企業は国を選びませんから、工業用地を造成し、安ければ行くけれども、人件費も安ければ行くけれども、条件が変わればさつと出ていく。

しかし、地場の企業というのはやはりそこで頑張つてくれるわけですから、そういう企業を育ててこそ日本経済の安定的な発展はあるというところ、本来こういう産業立地を考えるとときには大事な視点があつたと思つてゐるのですが、現実にはなかなかそうはいつてゐない。

このところを踏まえた上で、もう少し、次に地方財政の面も見ておきたいのですが、実は、地方自治体財政がどうなつたかといひますと、このテクノポリスをつくるということで道路その他土木費を随分使いましたから、八五年から九五年にかけての間に土木費は一八・二％から二二・四％へ急増してゐるのですね。一方それは、教育費が二・八％から二・二・八％に落ち込んだり、民生費が七・七％から五・九％に落ち込んだりとか、だから、そちらが圧迫されてゐる。

県の財政を見るとそういうことなんです、県の借金の方、県債の方、これは八七年の四千二百七十三億円から、八九年八百八十一億円、九五年ですが、借金の方は二倍に膨らんじやつた。だから、地場中小企業、雇用、自治体財政、すべてがうまくいくことを本来期待して始まつてゐたと思つてゐるわけですが、現実にはなかなかそうはいつてゐない。

私は、やはり新しい法律を考へるというときには、本当はもっと早い時期から出してもらつてよ

く議論できる必要があったと思うのですが、かなりどたばた劇で、一週間前にこの法律もらって私も大慌てで勉強中なんです、やはり、今こういう現実を踏まえて、何が必要なか、何を解決しなければいけないのかという根本を問うところから大事になってきていると思うのです。

この点だけは、ひとつ大臣の方にも、今こういう状況の中で、政府としてもどこをどう切り込んでいかなきゃいけないというふうにお考えになっていらっしゃるか、その辺だけ、簡単に結構ですから伺っておきたいと思うのです。

○与謝野國務大臣　まず、先生おわかりいただけたと思うのですが、例えば東京という場所をとりましてみても、これは江戸時代からずっといろいろな意味でのインフラが積み重ねられておりまして、突然町ができたわけでもありませんし、突然例えば大田区のいろいろな中小企業ができたわけではなくて、やはり長い歴史が、時間が必要だったわけですね。そういう意味では、人工的にそういう工業集積をつくらうというのはそう簡単な試みであつたとは思えない。しかし、ある一定の成果は上げたろうと私は思っております。

地場の中小企業というものが、先ほど言われましたように、余り雇用創出もなかったじゃないかということもありましたし、余りハイテクであつて地元の中小企業がついていけないという場面もあるんだ、突然やめられてみんなが困っちゃうという場面もあるとか、いろいろなことがあるのだらうと思いますが、地域経済も、そういうマクロの経済からも影響を受けますし、あるいは技術の変化というものからも影響を受けますし、また製造拠点が日本から海外に移るといふことによつても影響を受けるのだらうと思っております。

政府としては、補正予算を何回もつくりまして事業を追加的に実施をしまして、需要を喚起する一方で、新たなマーケットを形成する力のある事業を創出することが必要だ、そういう観点に立っているわけでございます。

この新しい法律においては、いろいろな支援機

関がございますけれども、そういう支援機関が相互に連携をするという必要性を説いております。これは、ばらばらにやっていたのではなかなか使い勝手も悪いし、効果もないだらう。また、地場の中小企業への円滑な技術移転等を可能にするやはり総合的な支援体制というものが必要だらうというふうに考えております。

それで、地域の技術あるいは研究成果の事業化を促進するために、基本構想において定められた高度研究機能集積地区において、ベンチャー企業が事業活動を行うためのインキュベーター等の整備を新たに講じることとしておりまして、これらの支援策によりまして、地域における新事業の創出、ひいては地域経済の内発的な発展が促進されるものと考えております。この内発的な発展というところが、先生御指摘のとおり、大事なところだらうと私も考えております。

○吉井委員　あと五分ほどなので、締めくくりに方に入りたいと思ひますが、九六年時点で、全国の工場適地における立地未決定面積というのを調べてみますと、何と四万七千六百八十八ヘクタールあるわけですね。九六年の工場立地面積が千七百二十九ヘクタールですから、つまり、今二十三・五年分の未決定地が広大にあるわけですね。テクノ地域の遊休地というのを調べてみましたが、九四年時点で、分譲済みが七千五百九十七ヘクタールで、分譲中や造成中等が七千七百七ヘクタールと、大体同じぐらいあるんですね。

それで、八四年のテクノポリスの計画承認以来九〇年度まで、二十六地域で調べてみますと、その間に投資された累積額は三兆六千億円で、物すごい金が投じられた。土地は随分余っている。しかし、その間に、さきも少し触れました例えは公設試験研究機関が数減つたり、研究者が減つたりとか、本当はやはり人が研究するわけですから、力を入れるべきところがおろそかにされてきていて、今、大もとのところで、根本的なところで考えていかないと、そして誘致型のやり方で頼っているだけじゃうまくいかない、そこそこ来

ているということをおし上げておきたいと思ひます。

最後に、この法律のもう一つ別な面では、一遍に話飛びますが、創業者支援の問題があります。

この法案の創業者についての定義の二と三分理解できるのですが、三のところ、会社がみずからの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始すること、これも「創業等」に含まれるということになっております。これは、ある企業が既に既存事業部門を分社化、子会社化することではないのかという問題があるわけですね。そうした分社化した親会社も創業者になり、一定の要件を満たせば事業革新法の適用を受けるということになると思うのですが、これはこのとおりでよろしいか。

○江崎政府委員　そのとおりでございます。

創業者の類型として三つございまして、その最後の類型の中に今おっしゃったようなのが入っております。

○吉井委員　それで、新設される会社の事業の見込みが要件に含まれるわけですが、分社化について考えてみると、例えば、日経十一月二十七日付に出ましたが、日立製作所は家電事業のリストラ策を先月二十六日に発表して、日立の洗濯機、掃除機、プリンター事業部門を日立多賀エレクトロニクス株式会社という新会社として分社化する、蛍光ランプ、電球などの事業部門を日立ライティンク機器という新会社として分社化するなどの中身です。これは全部創業に当たるといふようになるわけですが、そうすると、現会長が改めて、新しく起した日立の初代創業者になるといふ妙なことににもなるわけですね。生産の減少、落ち込みの激しい家電業種なら、事業革新法の適用も受けられます。

ここで少し、事業革新法の運用の実情を確認したいというのでこの間伺ったのですが、事業革新法による事業革新計画承認企業のリストをもちろんと、日産自動車、帝人、三菱化学など、名立ると

企業がずらりと並んでいました。

先日、通産省にこの企業の従業員数の増減データを求めたのですが、なかなか出てこない。しかし、この間、これらの承認企業が猛烈な人減らしをやったということは周知の事実であります。マスコミ等でも紹介されました。実はこれは、事業革新法の審議のときに私が指摘をしたことなのですが、そのとおりになつてしまったわけですね。事業革新といつても、実際はリストラや人減らしを支援する法律として役立ったにすぎなかったのではないかと問題があると思うのです。

ですから、今度の法律を考へるときに、この問題についてどう考えていくのか、それを本当に食いとめようとするためには何をしようとお考えなのか、この点だけ最後に伺つて、時間が参りましたので質問を終わりにしたいと思います。

○江崎政府委員　先ほど委員御指摘のように、分社化をするという場合に、創業者の定義には当たりますけれども、それを事業革新法の特例の適用対象にするかどうかという点につきましては、幾つかの要件が法律で決められておりまして、この要件に適合するかどうかということでございますが、具体的なケースに基づいてそれぞれ判断することになると思ひますけれども、一般論として申し上げまして、今の御指摘の雇用の点でございますが、子会社をつくる機会をとらえまして、親企業でこれまで働いてきた従業員を有効に活用していく、つまり安易に解雇されない、働く意思があるのに解雇されないというようにすることが適用を受けるための原則だといふふうに考えております。ただこれも、親会社で既に働いている従業員が意思に反して解雇されずに親会社とあるいは子会社で働いていくということでございますが、創業後、ある期間が過ぎまして、例えば新規採用など一切しないという場合に全体として従業員が減少するといふことではないわけではないというように思ひます。

ただ、本来期待しておりますのは、分社化によりまして親会社も子会社も事業がさらに発展をい

たしまして、そこで雇用もふえてということをも
ちろん期待しておりますが、全体として雇用が減
る場合が一切ないかという、それは全く否定は
できないというふうには思っております。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わりたい
と思います。ただ一言、この法律が人減らしに利
用されないように、それは厳しくやっていただき
たいと思います。

終わります。

○古賀委員長 横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。

きょうは、大臣初め政府委員の皆さん、本場に長
時間におつきり御苦労さまでございます。もう
ちょっとお時間をいただきたいと思います。

今回提出されておりますこの二法案、各党いろ
いろな形から、さまざまな角度から質問をされま
して、ほとんど重複するところばかりですが、確
認の意味を込めまして、二、三質問させていただきます
したいと思います。

まず、新事業創出促進法案ですが、これは、新
たな事業の創出を促進するために主務大臣が基本
方針を定めるとあります。国が定めるこの基本方
針に基づいて、当該都道府県等が地域産業資源を
有効に活用した新たな事業の創出の促進に関する
基本構想を策定することになっております。

この基本構想は、従来の計画行政のスタイルと
は異なっており、構想自体に対し国の承認あるいは認
可等が行われるものではなく、都道府県等が主体
性を持って策定するものである。これは、国の関
与をできるだけ少なくしようという地方分権推進
の観点から非常に評価ができるものである、私は
まずこのように思うわけでございます。

高度技術産業集積地域は、これまで施行されて
おりますテクノポリス法あるいは頭脳立地法、
これらによる集積地域を受け継ぐ形となるわけで
すが、これまで、これら集積地域が国からの承認
を受けるために、申請に当たって膨大な作業を経
て計画を作成した、そして都道府県により調整が
進められてきたわけですね。これは大分県のテク

ノポリス基本構想ですが、それは大変な膨大な形
でこれがつくられたわけですね。

今回こういったテクノポリス法あるいは頭脳
立地法は廃止されることになるわけですが、これ
までに形成されてきた蓄積をいかに有効に活用し
て、そしてまた引き続き国からの財政的支援を受
けるために、つまり税の優遇性等を伴うわけであ
るから国の同意が必要なのではないかと、そうし
て受けるために、都道府県等においては高度技術
産業集積活性化計画を策定することになるわけだ
と思います。

まず、この計画に定めなければならない事項と
はどのようなものなのか、そしてまた、これは従
来のテクノポリス法や頭脳立地法におけるものと
どのように異なるのか、そのところを具体的に
御説明いただきたいと思います。

○太田(信)政府委員 お答えいたします。

高度技術産業集積活性化計画というものを都道
府県知事につくらせていただくわけですが、記載事
項としては、大きく分けて三つござります。一つ
は集積地域の区域を記載していただく、もう一つ
は当該地域における新しい事業の創出の目標、三
つ目が必要な施設設備に関する事項ということ
でございますが、従来のテクノポリス法等におきま
して、それ以外に、企業に対する資金の問題とか、
あるいはその他工業開発に必要な事項、特に包括
事項みたいなものを記載させることになっており
まして、かなり自治体に負担を与えたということ
がござります。

今回の新しい法案では、そこを極めてスリムに
して、自治体への負担を極力軽くする方向で全体
の枠組みを考えているところでございます。

○横光委員 先ほどからいろいろ、これまでのテ
クノポリス法あるいは頭脳立地法にかかわった計
画策定が大変だったというお話がございました。
できるだけ負担を軽くしてほしいと思います。
先般、事業規模が十七兆円、減税枠を含めると
総額で二十兆円を大きく上回る史上最大規模の緊
急経済対策が決定されたわけですね。きょうの本

会議でも、宮澤大蔵大臣から財政演説で御説明が
ございました。

今審議されております新事業創出促進法案は、
これらの緊急経済対策の具体的な実施に向けて、
新規事業の創出と雇用確保を図る上での一つの手
段である。このように位置づけられていると思
います。緊急経済対策によりまして、百万人規模の
雇用創出を目指すものとされておりますが、本案
においてどの程度の雇用創出が期待できるとお考
えなのか、想定されておられるのか、お伺いたし
たいと思います。

○江崎政府委員 今委員御指摘になりましたよう
に、緊急経済対策におきまして百万人規模の雇用
の創出、安定を目指しているということござ
りますが、一定の前提を置きまして、対策実施後一
年間ぐらいの間にどのぐらいの雇用が創出される
のかという試算がございまして、約三十七万人ぐ
らいの雇用の創出効果があるというふうに言われ
ております。

一方、この緊急経済対策に盛り込まれておりま
す雇用活性化総合プランというのがございま
して、これによりまして雇用の維持の安定が図られ
るといふので期待されておりますのが大体六十四
万人ぐらいいというところで、その合計で百万人ぐ
らいいということになっておられるわけございま
すけれども、今御審議をいただいております新事業創出
促進法案、この法律によってどのぐらい雇用が生
まれるのかというの、実はなかなか正確に推定
するのは難しいのでございまして、先ほど
の新しい雇用が三十七万人生まれるというものの
有力な手段にはなっていないというふうに私も考
えております。

○横光委員 この法案が大いにそういった分野で
効果を発揮していただきたいと思います。先ほど
先ほど計画策定についてお伺いしたんですが、
これは都道府県が策定するわけですが、先ほどか
らお話がございまして、地方財政が今非常に厳し
いわけですね。地方債の発行も上限に達してい
るわけですね。ところが、この法案には、地方に資

金の確保、これは三十六条ですが、そしてまた施
設の整備、二十九条ですが、こういったことが求
められております。これは、正直申し上げて、地
方にとりましては非常に厳しいわけですね。

都道府県等においても行政のスリム化あるいは
効率化が求められているところであり、先ほどの
お話では、余り地方には今回は負担はかからない
んだ、スリムな形でいこうというお話でござい
ましたが、本場に、地方の負担が極力重くなら
ないようにお願い申し上げたいと思います。

いま一つの小規模企業共済法及び中小企業事
業団法の一部を改正する法律案についてもちよ
とお聞きいたしますが、今回のこの法律改正案、正
直申し上げまして、小規模企業者を取り巻く状況が悪
化している中で、本制度の契約者の不利益になる
ような改正ではないかと私は思うんですね。もち
ろん、貸付制度等の充実、拡充も盛り込まれてお
りますが、非常に厳しい改正である。

低金利が理由とはいえず、六・六％が四％に、こ
れは九五年度ですが、そして今回二・五％に、こ
の三年間で四％以上も予定利率が引き下がったわ
けですね。私から言ってもこれは異常な事態であ
るというふうに思うわけですね。加入者が現在で三割程
度である。これが今度一気に二・五％まで引き下
げられるということは、ますます魅力のない制度
となってしまうんじゃないか、加入意欲が減退す
るんじゃないか。そういう懸念もあるわけな
すね。

前回の改正時に、従来の共済金を基本共済金と
して、これに毎年度の運用収入等をもとに付加支
給、プラスアルファを行うという二階建て方式が
導入されました。しかしその後、この付加支給は
一度も実施されたことがないわけですね。今回の改
正によってこういった予定利率を下げることに
なれば、私は逆に付加支給の重要性が増すと考
えるのですね。そしてまた、加入者はこのことを非
常に期待しているし、求めていると言ってもいい
んじゃないかと思うんです。
しかし、付加支給を行うには資金運用を最大限

に努力していかねばならない。そのためには、今後中小企業事業団が行う共済資産の運用体制の整備、これも私は必要となってくるのじやなかろうか。具体的に言えば、資産運用実績の向上を図るために、資産運用にかかわる専門家の養成を行ったり、あるいは資産運用の配分等については外部の専門家の意見を反映させたり、いろいろなことをこれから試みる必要があるんじゃないかという気がいたします。

こういった厳しい状況の中で資産運用をこれからどのような方策で行おうとされているのか、大臣に最後にお聞きしたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 金利水準というのは、今は国内だけでは決まりませんが、世界的な金利水準とも連動しているわけでございます。特に日本国の通貨に関する利回りというのは、例えば、ようやく国債の金利が1%を超えたという程度でございます。まして、実際にお金をお預かりして運用しろと言われても、恐らく、二・五と緊張してみただけで、二・五%でちゃんと回すということも実際は難しい。

それで、確かに専門家を養成するということは大事なことなんです、専門家であるはずの投資顧問会社とか信託銀行も、やはりこういう低金利の時代にそんなうまい商品があるわけではない。ただ、こういう場合、どういふふうに物を考えていくのかといふことです、やはり共済の掛金というものは大事なお客様のお金でございますから、安全有利に回さなければならぬんですが、やはりどちらかといえば安全に回すというの方が大事なわけでして、元本までロスが生じるような運用の仕方というのは共済のお金としては不適当だらうと私は思ひます。

いずれにしても、今の低金利の状況というのは大変日本の金融の歴史の中では異常な事態でございます。いまして、いずれマクロの経済がよくなれば金利水準も上がってまいりますし、こういう長期金利が1%を切るというようなことは、世界的に見ても異常な状況でございますから、いずれは正

をされると思ひます。

これは何も中小企業の共済ばかりの話ではなくて、厚生年金もあるいは生命保険もみんなこういう低金利の時代で運用に苦しんでいるわけでございまして、特別、中小企業の共済だけが何かうまい利口な方法があるかといふは、それはそうではない、全体の日本の金利水準の状態によつて影響を受ける。その中で安全に運用をしていく、そういうことが大切なんだろう。

ただ、運用するに当たっては、事業団の中にきちんとした金融知識を持った人を養成していくということは、今後大変大事なことであらうと思ひております。

○横光委員 終わります。どうもありがとうございました。

○古賀委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る八日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十七分散会

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下している状況にかんがみ、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、当分の間、中堅事業者の債務の保証につき公的な信用保険を行う特例措置を講ずることにより、中堅事業者に係る信用の収縮を防止し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「破綻金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条第四項に規定する破綻金融機関

二 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三十二号)以下「金融再生法」という。第二条第五項に規定する被管理金融機関

三 金融再生法第二条第七項に規定する承継銀行

四 金融再生法第二条第八項に規定する特別公的管理銀行

2 この法律において「特定会社」とは、資本の額又は出資の総額が五億円未満の会社(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)

第二条第一項第一号又は第一号の二に掲げるものを除く)のうち、政令で定める業種に属する事業を行うものであつて、破綻金融機関等(この法律の施行の日の一年前の日以後において破綻金融機関等であつたものを含む)と金融取引を行つていたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、その住所を管轄する都道府県知事の認定を受けたものをいう。

(破綻金融機関等関連特別保険)

第三条 当分の間、中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という)は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が特定会社の銀行その他の政令で定める金融機関(以下単に「金融機関」という)からの借入れ(手形の割引又は給付(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項の契約に基づく給付をいう。以下同じ)を受けることを含む)による債務の保証(保証契約で定める期間内に生じる債務について、当該特定会社が履行しない場合、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額(以下「限度額」という)に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証(以下「特殊保証」という)を含む)をすることにより、特定会社と社についての保険価額の合計額が五億円を超え

ることができない保険(以下「破綻金融機関等関連特別保険」という)について、借入金金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項並びに次条第一項及び第二項において同じ)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の九十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係においては、借入金金の額のうち保証をした額を保険価額とし、特定会社に代わつてする借入金金の弁済(手形の割引の場合は手形の支払、給付の場合は掛金の払込み)を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金(手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資金、給付の場合は給付金)は、特定会社が行う事業の振興に必要なものに限る。

(破綻金融機関等関連特別無担保保険)

第四条 当分の間、公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が特定会社の金融機関からの借入れ(手形の割引又は給付を受けることを含む)による債務の保証(特殊保証を含む)であつてその保証について担保(保証人の保証を除く)を提供させないものをするにことにより、特定会社一社について破綻金融機関等の合計額が一億円を超えることができない保険(以下「破綻金融機関等関連特別無担保保険」という)について、借入金金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と破綻金融機関等関連特別無担保保険の契約を締結し、かつ、破綻金融機関等関連特別

保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金等のうち保証をした額が一億円(当該債務者たる特定会社について既に破綻金融機関等関連特別無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、破綻金融機関等関連特別無担保保険の保険関係が成立するものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の保険関係について準用する。

(保険料)

第五条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(契約の限度)

第六条 公庫は、一事業年度内に締結する第三条第一項及び第四条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保険価額の総額が事業年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内でなければ、これらの保険契約を締結することできない。

(公庫の破綻金融機関等関連特別保険等の業務)

第七条 公庫は、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)第十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、その業務として破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険(以下「破綻金融機関等関連特別保険等」という。)を行う。

(業務の方法)

第八条 公庫は、前条の規定による破綻金融機関等関連特別保険等の業務(以下「破綻金融機関等関連特別保険等業務」という。)について、当該業務の開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、保険関係が成立する保証の範囲、保険事故、保険金額の保険価額に対する割合、保険料及び保険金に関する事項その他破綻金融機関等関連特別保険等に関する業務の方法を定めておかなければならない。

(準備基金)

第九条 公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等の事業に關して、破綻金融機関等関連特別保険等準備基金(以下「準備基金」という。)を設け、次項の規定により政府から出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、準備基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(特別勘定等)

第十条 公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 公庫は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の百分の五十に相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による準備基金の減額がなされているときは、その利益を前条第一項の規定により準備基金に充てるものとされた金額に達するまで準備基金に組み入れるものとし、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の百分の五十に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。

3 公庫は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項に規定する積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、準備基金を減額して整理しなければならない。

4 第二項に規定する積立金は、前項の規定によ

り損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

5 第二項の規定による準備基金への組入れ又は第三項の規定による準備基金の減額がなされたときは、公庫の資本金は、前条第三項、中小企業信用保険公庫法第四條第一項及び第三項、機械類信用保険法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十号)附則第三條第二項後段並びに機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)第十三條第三項の規定にかかわらず、その組入れ又は減額に相当する額により増加し又は減少するものとする。

6 公庫は、第一項に規定する特別の勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第二項の規定により積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により準備基金に組み入れた

ときは、その組み入れた額と積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

7 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

8 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

9 第一項の規定により特別の勘定が設けられている場合における次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険公庫法の規定の適用については、同表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三條第一項	及び機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)第十三條第一項の機械類信用保険基金(次項ただし書において「運営基金」という。)	並びに機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)第十三條第一項の機械類信用保険基金(次項ただし書において「運営基金」という。)
第二十三條第二項	運営基金	運営基金及び準備基金
第二十三條第四項	並びに機械類信用保険法第十三條第三項	、機械類信用保険法第十三條第三項並びに破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九條第三項

(破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る中小企業信用保険公庫法の特例)

第十一條 破綻金融機関等関連特別保険等業務についての中小企業信用保険公庫法第二十六條第二項、第二十八條第一項及び第三十三條の規定

の適用については、同法第二十六條第二項及び第二十八條第一項中「又は中小企業信用保険法」とあるのは、「中小企業信用保険法又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第三

十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同条第三号中「第十八条第一項」とあるのは「第十八条第一項及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第七條」とする。

(中小企業信用保険法の適用)

第十二条 中小企業信用保険法第五條から第十一條までの規定は、破綻金融機関等関連特別保険等の保険関係について準用する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後平成十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(中小企業信用保険法の一部改正)

3 中小企業信用保険法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「破綻金融機関(預金保険法昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。」との金融取引を「破綻金融機関等(預金保険法昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四項に規定する破綻金融機関並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三十二号)第二条第五項に規定する破綻金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）」と金融取引を行つたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引に改める。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 第二条第三項第七号に規定する破綻金融機関等には、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)の施行の日以前の日以後において破綻金融機関等であつたものを含むものとする。

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

4 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「中小企業信用保険法附則第四項を「中小企業信用保険法附則第五項」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)に規定する破綻金融機関等関連特別保険等に関すること。

第四條第二十七号中「前三号」を「第二十四号から前号まで」に改める。

理由

金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融機能が大きく低下している状況にかんがみ、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、当分の間、中堅事業者の債務の保証につき公的な信用保険を行う特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約七百二十億円の見込みである。

新事業創出促進法案
新事業創出促進法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 創業等の促進(第四条―第十一條)

第三章 中小企業者の新技術を利用した事業活動の支援(第十二條―第十七條)

第四章 地域産業資源を活用した事業環境の整備(第十八條―第三十一條)

第一節 基本構想の策定(第十八條)

第二節 新事業創出支援体制の整備(第十九條―第二十三條)

第三節 高度技術産業集積地域等の活用(第二十四條―第三十一條)

第五章 産業基盤整備基金の業務の特例(第三十二條―第三十五條)

第六章 雑則(第三十六條―第三十八條)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、技術、人材その他の我が国に蓄積された産業資源を活用しつつ、創業等、新商品の生産若しくは新役務の提供、事業の方式の改善その他の新たな事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業を直接支援するとともに、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的發展を促す事業環境を整備する措置を講ずることにより、活力ある経済社会を構築していくことを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「創業等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること(次号に掲げるものを除く。)
- 二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 前項第一号に掲げる創業等を行うとする個人であつて、一月以内に当該創業等を行う具体的な計画を有するもの
- 二 前項第一号に掲げる創業等を行った個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
- 三 前項第二号に掲げる創業等を行うとする個人であつて、二月以内に当該創業等を行う具体的な計画を有するもの
- 四 前項第二号に掲げる創業等を行ったことにより設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの
- 五 前項第三号に掲げる創業等を行うとする会社(新たに会社を設立するものをいう。)であつて、当該創業等を行う具体的な計画を有するもの(第九条及び第三十二條において「特定会社」という。)
- 六 前項第三号に掲げる創業等を行ったことにより設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の

会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

七 この法律において「国等」とは、国及び特別の法律によって設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他の相当の反対給付を受けない給付金を交付するものとして政令で定めるもの(以下「特定特殊法人」という。)をいう。

八 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から通商産業大臣及び各省各庁の長等(国については財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定特殊法人についてはその主務大臣をいう。以下同じ。)が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第二号に掲げる新たな事業の創出を促進するための事項に照らして適切であるものとして定める新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金(以下「特定補助金等」という。)を交付されたものをいう。

九 この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域において、新たな事業の創出を行う者に対して、技術の開発及び移転、市場等に関する調査研究及び情報

提供若しくは経営の能率の向上又はそれらに必要な資金の融通の円滑化その他の支援の事業(以下「支援事業」という。)を行う者であつて、第十八条第一項に規定する基本構想において定められるものをいう。

十 この法律において「高度技術産業集積地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術(以下「高度技術」という。)の開発を行い、又はこれを製品若しくは役務の開発、生産、販売若しくは役務の提供に利用する企業の集積(以下「高度技術産業集積」という。)が存在する地域であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 自然的経済的社会的条件からみて一体であること。

二 その地域又はその近傍に高度技術に係る研究を行う大学その他の研究機関が存在すること。

三 高度技術の開発又は利用に必要な知識又は技術を有する人材の確保が可能であること。

四 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設及び高度技術の開発又は利用に必要な情報を提供する施設の利用が容易であること。

十一 この法律において「高度研究機能集積地区」とは、国際的な技術水準の向上に貢献する高度技術に関する研究機関が存在し、又は高度技術の研究開発に関し企業と連携する研究機関が相当数存在しており、当該研究機関と企業との相互の交流を通じて当該研究機関が有する高度技術と企業が有する技術に関するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業の創出が相当程度促進されることが見込まれる地区をいう。

(基本方針)

第三條 主務大臣は、新たな事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業の開始、中小企業者の新技術を利用した事業活動に対する支援並びに技術、人材その他の地域に存在する産業資源(以下「地域産業資源」という。)を活用した事業環境の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

十二 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業の開始の支援に関する基本的な事項

二 中小企業者の新技術を利用した事業活動の支援に関する次に掲げる事項

イ 中小企業者による特定補助金等に係る成果を利用した新たな事業の創出の促進に関する事項

ロ 国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人(以下「中小企業者等」という。)に交付する特定補助金等の内容に関する事項

ハ その他中小企業者による特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

三 地域産業資源を活用した事業環境の整備に関する次に掲げる事項につき、第十八条第一項に規定する基本構想の指針となるべきもの

イ 地域産業資源を活用した新たな事業の創出の意義に関する事項

ロ 高度技術に関する研究開発からその研究成果を活用した企業の自律的發展に至るまでの事業展開の各段階において適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制(以下「新事業創出支援体制」という。)の整備に関する事項

ハ 高度技術産業集積地域の活用に関する事項

ニ 高度研究機能集積地区の活用に関する事項

三 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

四 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ばならない。

第二章 創業等の促進

(中小企業事業団の業務の特例)

第四條 中小企業事業団(以下「事業団」という。)は、中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号。以下「事業団法」という。)第二十一条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第二条第二項第一号若しくは第三号に掲げる創業若しくは中小企業者である同項第二号若しくは第四号に掲げる創業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓に必要な助成又は資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(政府の出資)

第五條 政府は、事業団が前条に掲げる業務に必要な資金又は次条第二項に規定する創業促進資金に充てられるための資本金を増加するときは、予算の範囲内において、事業団に出資することができる。

(創業促進資金)

第六條 事業団は、第四条に掲げる業務(以下「創業促進業務」という。)に関して、事業団法第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定に創業促進資金を設け、前条の規定により政府が出資した額に相当する金額をもってこれに充てられるものとする。

二 事業団は、前項の創業促進資金(以下「創業促進資金」という。)に係る経理については、事業団法第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

三 事業団は、事業団法第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定において事業団法第二十八條第一項に規定する残余の額があるときは、通商産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を創業促進資金に充てることができる。

4 創業促進資金の運用によって生じた利子その他創業促進資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、創業促進資金に必要な資金又は創業促進資金に充てらるるは、創業促進資金の運用に支障の生じない範囲内において、事業団法第二十一条第一号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

5 事業団は、事業団法第二十七条第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定において事業団法第二十八条第一項に規定する積立金があるときは、同項の規定にかかわらず、通商産業大臣の承認を受けてその積立金の額に相当する金額の全部又は一部を創業促進資金に必要な資金又は創業促進資金に充てることができる。

(事業団法の特例)

第七条 第四号の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十七条第一項第三号中「前二号に掲げる業務以外の業務」とあるのは「前二号に掲げる業務以外の業務及び新事業創出促進法第四号に掲げる業務」と、事業団法第二十八条第一項中「出資資金に充てた額」とあるのは「出資資金に充てた額及び新事業創出促進法第六号第三項の規定に基づき同条第一項の創業促進資金に充てた額」と、事業団法第三十条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及びこれに基づく政令並びに新事業創出促進法」と、事業団法第三十五条第二項、第三十六条第一項及び第四十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は新事業創出促進法」と、事業団法第三十八条第三号中「又は第三十三条」とあるのは「第三十三条、新事業創出促進法第六号第三項又は第五項」と、事業団法第四十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び新事業創出促進法第四号」とする。

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三号の二第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。)の保険関係であつて、新事業創出関連保証(同項に規定する債務の保証)その保証について担保(保証人(新事業創出関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。))の保証を含む。)を提供させないものに限り、であつて、

創業者(第二号第二項第二号及び第四号から第六号までにあつては、中小企業者に限る。)の要する資金のうち通商産業省令で定めるものに係るものをいう。)を受けた創業者である中小企業者(第二号第二項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。)に係るものについての中小企業信用保険法第三号の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者」とあるのは「中小企業者(新事業創出促進法第二号第二項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。)」と、「保険価額の合計額が五千万円とあるのは「新事業創出促進法第八号第一項に規定する新事業創出関連保証(以下「新事業創出関連保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額がそれぞれ五千万円及び五千万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が五千万円(当該債務者)とあるのは「新事業創出関連保証及びその他の保証」とに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ五千万円及び五千万円(新事業創出関連保証及びその他の保証)とに、当該債務者」と、「五千万円から」とあるのは「それぞれ五千万円及び五千万円から」とする。

2 第二号第二項第一号及び第三号に掲げる創業者であつて、前項に規定する新事業創出関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二号第一項の中小企業者とみなして、同法第三号の二及び第四号から第八号までの規定を適用する。

3 新事業創出関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

4 無担保保険の保険関係であつて、新事業創出関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四号の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(事業革新法の特例)

第九条 特定会社が、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化の影響を受けて、その生産及び雇用が減少しており、若しくは減少するおそれがある鉱業、製造業、印刷業、ソフトウェア業、情報処理サービス業その他政令で定める業種に属する業種であつて、主務省令で定めるものに属する事業を営んでおり、かつ、当該特定会社が第二号第一項第三号に掲げる創業等を行

るもの(当該特定会社の従業員の知識及び技能、設備、技術等を活用して行うときに限る。)には、当該特定会社が行う当該創業等は特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号。以下「事業革新法」という。)第二号第一項に規定する特定事業者が行う同条第二項に規定する事業革新とみなして、事業革新法第五号、第六号、第七号第一項及び第二項並びに第十四号から第二十一条までの規定を適用する。

2 前項の規定により特定会社が行う創業等が特定事業者の行う事業革新とみなされる場合における次の表の上欄に掲げる事業革新法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五号第三項		事業革新計画には、	
第五号第五項第一号	事業革新計画に従つて設立される法人を含む。以下「関係事業者」という。	事業革新として一体的に行う措置を含めるものとする	事業革新計画には、新事業創出促進法第二号第二項第六号に掲げる会社になるべきものとして設立される会社であつて
	事業革新のために行う措置を含めることができる		
第五号第五項第二号	当該特定事業者	当該特定事業者及びその新設会社	当該特定事業者及びその新設会社
第五号第五項第四号	ものであること	ものであり、かつ、当該新設会社が行う事業活動の活性化が見込まれるものであること	ものであり、かつ、当該新設会社が行う事業活動の活性化が見込まれるものであること
第五号第五項第五号	当該特定事業者	当該特定事業者及びその新設会社	当該特定事業者及びその新設会社
第六号第一項	承認を受けた者(当該承認に係る事業革新計画に従つて合併により設立された法人を含む。	承認を受けた者(	承認を受けた者(

第六條第二項	又はその関係事業者	又はその新設会社
第十四條	承認特定事業者	承認特定事業者及びその新設会社
第十五條	関係事業者	新設会社
第十六條第一項	承認特定事業者	承認特定事業者及びその新設会社
第十六條第四項	承認特定事業者の雇用する	承認特定事業者及びその新設会社の雇用する
第十七條第一項及び第二項	特定事業者	特定事業者及びその新設会社
第十八條	承認特定事業者又は承認活用事業者 承認事業革新計画又は承認活用事業計画	承認特定事業者 承認事業革新計画
第十九條第一項	承認特定事業者	承認特定事業者及びその新設会社
第二十條第一項	又は運輸大臣であつて、特定事業者が営む特定業種に属する事業を所管する大臣又は厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣であつて、活用事業計画に係る事業を所管する大臣	運輸大臣又は新事業創出促進法第九條第一項の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣（農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣以外）であるときは、政令で定める大臣であつて、特定事業者が営む特定業種に属する事業を所管する大臣
第二十條第二項	又は運輸大臣及び運輸大臣	運輸大臣又は前項の規定に基づき政令で定める大臣 運輸大臣及び前項の規定に基づき政令で定める大臣

(新株の引受権の付与の特例)
第十條 第二條第二項第四号又は第六号に掲げる創業者のうち中小企業者であつて株式会社であるもの(その事業の将来における成長発展を図るために必要な人材を確保して事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして通商産業省令で定める要件に該当するものとして通商産業大臣が確認したものに限る。)が、取締役又は使用人である者に対し商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十八條ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする。
(人材の育成)

第十一條 国は、新たな事業の創出を担う人材の育成を図るため、創業等に必要知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。
第三章 中小企業者の新技術を利用した事業活動の支援
(中小企業者等に対する特定補助金等の支出機会の増大の努力)
第十二條 国等は、特定補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、特定補助金等の中小企業者等に対する支出の機会の増大を図るよう努めなければならない。
(中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の作成等)
第十三條 国は、毎年度、特定補助金等の交付に關し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための支出の目標等の方針を作成するものとする。
2 通商産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
3 通商産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針の要旨を公表しなければならない。
(国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通知及び公表)
第十四條 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要を通商産業大臣に通知するものとする。
2 通商産業大臣は前項の実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。
(各省各庁の長等に対する要請)
第十五條 通商産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定補助金等の交付に關し、各省各庁の長等に対し、中小企業者等への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。
(中小企業投資育成株式会社法の特例)
第十六條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。
一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付された事業を営んでいない個人が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
二 特定中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む)又は新株引受権付社債の保有
2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む)又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五條第一項第一号及び第二号の事業とみなす。
(中小企業信用保険法の特例)
第十七條 中小企業信用保険法第三條の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るもの)をいう。以下同じ。
この場合、中小企業者に係るものについては、同条第二項の規定の適用については、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(新事業創出促進法第二條第五項に

規定する特定補助金等(以下「特定補助金等」という。)に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円と、四億円とあるのは、二億円(特定補助金等)に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円と、四億円と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(特定補助金等)に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」とする。

2 中小企業信用保険法第三条の二第一項の規定は、特定新技術事業活動関連保証であつてその保証について担保(保証人(特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。))の保証を含む。)を提供させないものについては、適用しない。

第四章 地域産業資源を活用した事業環境の整備

第一節 基本構想の策定

(基本構想)
第十八条 都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源を有効に活用した新たな事業の創出の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想においては、第一号に掲げる事項及び第二号、第三号又は第四号に掲げるものについて定めるものとする。

一 地域産業資源を活用した新たな事業の創出の意義

二 新事業創出支援体制の整備に関し、新事業支援機関、中核的支援機関及びこれら相互の提携又は連絡に関する事項

三 高度技術産業集積地域の活用に関する事項

四 高度研究機能集積地域の位置及び区域並びにその活用に関する事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするとき、

きは、関係市町村に協議しなければならない。
4 指定都市は、基本構想を作成しようとするときは、関係都道府県に協議しなければならない。
5 都道府県等は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6 都道府県等は、国に対し、助言を求めることができる。
7 都道府県等は、第一項において作成した基本構想を変更又は廃止するときは、第三項から第六項までの規定を準用する。

第二節 新事業創出支援体制の整備

(中核的支援機関の認定)
第十九条 都道府県等は、当該都道府県等の区域において、新事業支援機関のうち政令で定める支援事業を行う者であつて新事業創出支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるもの(以下「中核的支援機関」という。)を、その申請により、一を限って認定することができる。

2 都道府県等は、前項の規定による認定をする際には、通商産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。
3 通商産業大臣は、中核的支援機関が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 基本構想に記載されていること。
二 基本方針に適合するものであること。
三 第一項の政令で定める支援事業を円滑に行うため、基金の設置その他の措置により健全な経理の基礎を有すること。
4 都道府県等は、第一項の規定による認定をしたときは、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公表しなければならない。
5 中核的支援機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、遅滞なく、その旨を都道府県等に届け出なければならない。
6 都道府県等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

(認定中核的支援機関の義務等)
第二十条 前条第三項の規定による同意を得た同条第一項の認定に係る中核的支援機関(以下「認定中核的支援機関」という。)は、その支援事業を、適切かつ確実に実施しなければならない。
2 都道府県等は、認定中核的支援機関が前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業の改善に関する命令、前条第一項の認定の取消しその他必要な措置をとることができる。
3 都道府県等は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

(中小企業近代化資金等助成法に関する特例)
第二十一条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項第二号に規定する貸与機関が、認定中核的支援機関の地位を兼ねる場合における同法第十五条の規定の適用については、同法第十五条第一号中「全額」とあるのは、「二分の一以上」とする。

(情報処理振興事業協会の業務)
第二十二条 情報処理振興事業協会(以下この条において「協会」という。)は、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)以下「情報処理促進法」という。)(第二十八条第一項に規定する業務のほか、新たな事業の創出を促進

するため、次に掲げる業務を行う。
一 情報処理(情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。次条において同じ。)に必要となる知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラム(同条第二項に規定するプログラムをいう。)の作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして通商産業省令、労働省令で定めるもの(以下「情報関連人材育成事業」という。)を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務
イ 情報関連人材育成事業に必要な教材を開発し、及びその開発に係る教材を提供すること。
ロ 情報関連人材育成事業の実施に関し、指導及び助言を行うこと。
二 情報関連人材育成事業の円滑な実施に関し必要な調査を行い、及びその成果を普及すること。
三 前二号の業務に附帯する業務
2 前項の規定により協会の業務が行われる場合における次の表の上欄に掲げる情報処理促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條第二項	臣	通商産業大臣
第十條第四項	又は第三十條第一項の信用基金	通商産業大臣(新事業創出促進法第二十二條第一項に規定する業務(以下「情報関連人材育成推進業務」という。))に係る変更については、通商産業大臣及び労働大臣)
第二十一條第二項	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に関する意見に
第二十三條第四項	通商産業大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に関する意見に

項	第二十九條第一項	第二十九條第二項	第三十二條及び第三十三條	第三十四條の三	第三十五條第一項及び第二項ただし書並びに第三十五條の三	第三十六條	第三十七條第一項及び第三十八條第一項	第三十八條第二項	第三十九條第二項	第四十條第一項	第四十一條第一項	第四十一條第二項	第四十三條第一項
通商産業大臣	通商産業大臣	通商産業省令	通商産業大臣	通商産業大臣	通商産業大臣	この法律	通商産業大臣	通商産業大臣	この法律	及び第三十條第一項の信用基金	次の場合には	次の場合には	通商産業大臣又は通商産業大臣及び労働大臣
通商産業大臣及び労働大臣	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係るものについて、通商産業大臣及び労働大臣)	通商産業省令(情報関連人材育成推進業務に係るものについて、通商産業省令、労働省令)	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係る部分について、通商産業大臣及び労働大臣)	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係るものについて、通商産業大臣及び労働大臣)	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係るものについて、通商産業大臣及び労働大臣)	この法律及び新事業創出促進法	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係るものについて、通商産業大臣及び労働大臣)	通商産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係るものについて、通商産業大臣及び労働大臣)	この法律	、第三十條第一項の信用基金に係る各出資者及び教材開発業務	次の場合には、新事業創出促進法第二十二條第三項に規定する場合を除き	次の場合には、新事業創出促進法第二十二條第四項に規定する場合を除き	通商産業大臣又は通商産業大臣及び労働大臣

号	第四十三條第三項	第二十八條第一項及び新事業創出促進法第二十二條第一項
3	通商産業大臣及び労働大臣は、前項の規定により読み替えられた情報処理促進法第十條第二項、第二十九條第一項、第三十二條、第三十四條の三、第四項、第三十五條第一項若しくは第二項ただし書若しくは第三十五條の三の規定による認可をしようとするとき、前項の規定により読み替えられた情報処理促進法第三十三條第一項の規定による承認をしようとするとき又は前項の規定により読み替えられた情報処理促進法第三十六條の規定による通商産業省令、労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。	3 (以下「高度技術産業集積活性化計画」という。)を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 2 高度技術産業集積活性化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 高度技術産業集積地域における新たな事業の創出に関する目標 二 高度技術産業集積地域における新たな事業の創出に関する施設の整備(既存の施設の活用を含む。)に関する事項のうち必要な事項 イ 工業用地又は業務用地 ロ 工業用水道 ハ 道路 四 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項 3 都道府県は、高度技術産業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。 4 指定都市は、高度技術産業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係道府県に協議しなければならない。 5 主務大臣は、高度技術産業集積活性化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。 一 当該高度技術産業集積活性化計画に係る高度技術産業集積地域が第二條第七項各号に掲げる要件に該当し、かつ、基本方針に適合するものであること。 二 第二項第二号から第四号までに掲げる事項にあつては、基本方針に適合するものであること。 三 当該高度技術産業集積活性化計画における高度技術産業集積の有する機能の維持及び強化

（高度技術の開発又は利用に供するものに限
第一類第九号 商工委員会議録第一号 平成

公団は、前項の業務のほか、同項の業務及び

第一号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは

（中小企業信用保険法の特例）

三三三

には、特定施設整備法第四十条第二項の規定により同条第一項第一号の業務に充てるものとされた金額から当該振替に係る資金に相当する金額を減額して整理するものとする。

(新事業創出等促進信用資金)

第三十四条 基金は、新事業創出業務に關して、新事業創出等促進信用資金を設け、新事業創出業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開發銀行から出資された金額及び前条第四項の規定に基づき振替を行った金額をもつてこれに充てなければならない。

2 新事業創出等促進信用資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(特定施設整備法等の特例)

第三十五条 第三十二条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額並びに新事業創出促進法第三十二条第一号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開發銀行が出資した金額を除く。」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新事業創出促進法第三十二条第二号の業務」と、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び新事業創出促進法」と、特定施設整備法第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は新事業創出促進法」と、特定施設整備法第五十五条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「政令で定めるところにより、当該残余財産のうち、新規事業法第六条の三第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額を政府及び日本開發銀行に対し、新事業創出促進法第三十三条第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額及びこれら特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者

(資金の確保)

第三十六条 国等及び地方公共団体は、新たな事業の創出を促進するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(雇員管理改善のための措置との総合的な実施)

第三十七条 国は、新たな事業の創出を促進するための措置と中小企業における良好な雇用の機会の創出に資する雇員管理の改善に係る措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

(主務大臣)

第三十八条 第三條第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号に掲げる事項については、通商産業大臣、厚生大臣、農林水産大臣、運輸大臣、郵政大臣、建設大臣及び第九條の規定により読み替えて適用される事業革新法第二十条第一項の政令で定める大臣、第三條第二項第三号イに掲げ

る事項については、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣、同号ロに掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については通商産業大臣及び労働大臣、同号ハに掲げる事項については、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣とし、その他の部分については通商産業大臣とする。

2 第二十四条第一項、第五項から第七項まで(第二十五条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項における主務大臣は、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一章及び第三十八条第一項の規定、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第十条の規定、平成十一年四月一日
(情報処理振興事業協会の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 政府以外の出資者は、情報処理振興事業協会(以下「協会」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができない。

2 協会は、前項の規定による請求があったときは、情報処理促進法第十一条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、協会は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(産業基盤整備基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開發銀行以外の出資者は、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができない。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(基金の業務に關する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第三十三条第四項の一般の勘定に所屬する権利義務であつて新規事業法第六條第一号に掲げる業務に係るものは、第三十三条第一項に規定する特別勘定に歸屬するものとする。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第五条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第七條の見出し中「特定施設整備法」を「特定施設整備法等」に改める。

第七條中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新規事業法第六條第一号の業務」とを削り、「とする。」を「とし、新事業創出促進法第三十三条第一項中、前条第一号に掲げる業務及びこれに附帶する業務(以下「新事業創出業務」という。）」とあるのは、「前条第一号に掲げる業務、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「新規事業法」という。）」第六條第一号に掲げる業務及びこれらに附帶する業務(以下「新事業創出等業務」という。）」と、同条第四項中「新事業創出業務」とあるのは「新事業創出等業務」と、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「新規事業法」という。）」とあるのは「新規事業法」とする。」に改める。

(罰則に關する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

は「第十九条第一項及び第二項に規定する業務

並びになお効力を有する旧特定事業集積促進法

第七條第一項第一号の業務」とする。

(基金の債務保証業務に関する経過措置)

日寺三事集奥書足進云寫山金寫一號の寶珠の具

証に係る基金の業務については、同条の規定

は、この法律の施行後も、なおその効力を有す

る。

前項の規定によりなおその効力を有すること

この基金の業務が行われる場合は、寺宣施設

整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」と

あるのは「前項第一号の業務及び新事業創出促

進法附則第十三条第一項の規定によりなお効力

を有することとされた旧地域産業の高度化に寄

和六十二年法律第三十二号。以下「なる効力を

有する旧特定事業集積促進法」という。〕**第九条**

第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三条第

三号中「第四十条第二項に規定する業務」とある

[illegible]

号の業務とする。

（地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措

置法の廃止に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に附則第九条の

諸事業、進進、臨、普、置、法、以下「日、地、威、ノ、フ、ハ、エ

ア法一という。第五條第一項の規定による承認

(旧地域ソフトウェア法第六條第一項の規定に

よる承認を含む。)を受けているものに関し行う

川井堀シ、ロウニ、方法第七條第二号の標榜の提

の業務については、同条の規定は、この法律の

施行の日から起算して五年を経過するまでの

間、なお効力を有する。

前項の規定によりなお効力を有することとさ

法第七條の規定により

100

与する特定事業の集積の促進に関する法律」を「旧特定事業集積促進法」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号)第九条第一号(産業基盤整備基金の行う特定事業集積促進業務)の業務を削る。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第四項中「同項中」の下に「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」とあるのは「新事業創出促進法(平成十年法律第 号)附則第九條の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」とを加え、「十一年」を「十一年」に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第二十条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十五号に次のように加える。

新事業創出促進法(平成十年法律第 号)

第四條中第二十五号を第二十三号とし、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号を第二十五号とする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十七号の四の次に次の一号を加え

る。

二十七の五 新事業創出促進法(平成十年法律第 号)の施行に関すること。

第四條第七十四号の二を削る。

(郵政省設置法の一部改正)

第二十二條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中第七十七号を第七十八号とし、第七十六号を第七十七号とし、第七十五号の次に次の一号を加える。

七十六 新事業創出促進法(平成十年法律第 号)の施行に関すること。

第五條中第二十二号の二十八を第二十二号の二十九とし、第二十二号の二十七の次に次の一号を加える。

二十二の二十八 新事業創出促進法の定めるところに従い、基本方針を定めること。

第六條第五項中「第七十六号」を「第七十七号」に改め、同條第六項中「第七十五号及び第七十六号」を「及び第七十五号から第七十七号まで」に改め、同條第八項中「第七十七号」を「第七十八号」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第二十三條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第五十七号中「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)」を「電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)及び新事業創出促進法(平成十年法律第 号)」に改める。

第五條第六十七号を次のように改める。

六十七 新事業創出促進法に基づいて、基本方針を定めること。

第五條第六十八号中「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法」を「新事業創出促進法」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第二十四條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中第三号を削り、第三号の二を第三号とし、第三号の三を削り、第三号の四を第三号の二とし、第三号の五を第三号の三とし、第三号の六を第三号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

三の五 新事業創出促進法(平成十年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

理由

国民経済が中長期的に発展していくためには、技術、人材その他の我が国に蓄積された事業活動の活性化に資する産業資源を一層活用しつつ、自ら事業を開始する意欲を有する個人による創業その他の多様な形態による新たな事業の創出を広く促進することが重要であることにかんがみ、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業を直接支援するとともに、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的發展を促す事業環境を整備する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律

(小規模企業共済法の一部改正)

第一条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第九條の三第一項中「共済金」の下に「の一部又は一部」を加え、同項に次の一号を加える。

三 共済契約者が共済金の一部を分割払の方法により支給することを請求した場合において、次項に規定する分割払対象額が通商産業省令で定める金額未満であるとき又は当該共済金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が通商産業省令で定める金額未満であるとき。

第九條の三第四項中「額」を「(共済金の一部)について分割払の方法により支給する場合にあつては、分割払対象額」に改め、同項第一号中「千分の三十・三」を「千分の二十八・三」に改め、同項第二号中「千分の二十二・一」を「千分の二十二」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定に基づき共済金の一部を分割払の方法により支給することとした場合においては、当該共済金の全額から分割払対象額を減じた額を一時金として支給する。

第九條の三第三項中「分割払い」を「分割払に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「分割払い」を「分割払」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 共済契約者が共済金の一部について分割払の方法により支給を受けようとする場合において、前項の請求は、当該分割払の方法により支給を受けようとする共済金の一部の額(以下この条において「分割払対象額」という。)を定めてしなければならない。

第九條の四第一項中「共済金を分割払」を「共済金の全部又は一部を分割払」に改める。別表を次のように改める。

別表(第九條、第十二條関係)

	三六〇円		一八、九〇〇円	
	三六〇円	一八、九〇〇円	三六〇円	一八、九〇〇円
三月	三六〇円	一八、九〇〇円	三月	三六〇円
七月	三六〇円	一八、九〇〇円	七月	三六〇円
八月	三六〇円	一八、九〇〇円	八月	三六〇円

三九月	二〇、五八〇円	二〇、二三〇円
四〇月	二一、一五〇円	二〇、七八〇円
四一月	二一、七一〇円	二一、三三〇円
四二月	二二、二七〇円	二一、八六〇円
四三月	二二、八三〇円	二二、四〇〇円
四四月	二三、四〇〇円	二二、九五〇円
四五月	二三、九六〇円	二三、四九〇円
四六月	二四、五二〇円	二四、〇三〇円
四七月	二五、〇八〇円	二四、五七〇円
四八月	二五、六五〇円	二五、一一〇円
四九月	二六、二三〇円	二五、六七〇円
五〇月	二六、八一〇円	二六、二三〇円
五一月	二七、三九〇円	二六、七八〇円
五二月	二七、九七〇円	二七、三四〇円
五三月	二八、五五〇円	二七、八九〇円
五四月	二九、一四〇円	二八、四五〇円
五五月	二九、七二〇円	二九、〇〇〇円
五六月	三〇、三〇〇円	二九、五六〇円
五七月	三〇、八八〇円	三〇、一一〇円
五八月	三一、四六〇円	三〇、六七〇円
五九月	三一、〇四〇円	三一、二二〇円
六〇月	三一、六三〇円	三一、七八〇円
六一月	三二、二二〇円	三二、三四〇円
六二月	三二、八三〇円	三二、九一〇円
六三月	三三、四四〇円	三三、四八〇円
六四月	三五、〇四〇円	三四、〇五〇円
六五月	三五、六四〇円	三四、六一〇円
六六月	三六、二五〇円	三五、一八〇円
六七月	三六、八五〇円	三五、七五〇円
六八月	三七、四五〇円	三六、三三〇円
六九月	三八、〇六〇円	三六、八八〇円
七〇月	三八、六六〇円	三七、四五〇円
七一月	三九、二六〇円	三八、〇二〇円
七二月	三九、八七〇円	三八、五九〇円
七三月	四〇、四九〇円	三九、一七〇円
七四月	四一、一一〇円	三九、七五〇円
七五月	四一、七四〇円	四〇、三三〇円
七六月	四二、三六〇円	四〇、九二〇円
七七月	四二、九九〇円	四一、五〇〇円
七八月	四三、六一〇円	四二、〇八〇円
七九月	四四、二三〇円	四二、六六〇円
八〇月	四四、八六〇円	四三、二五〇円
八一月	四五、四八〇円	四三、八三〇円
八二月	四六、一一〇円	四四、四一〇円
八三月	四六、七三〇円	四四、九九〇円
八四月	四七、三六〇円	四五、五八〇円
八五月	四八、〇〇〇円	四六、一七〇円
八六月	四八、六五〇円	四六、七七〇円
八七月	四九、三〇〇円	四七、三七〇円
八八月	四九、九五〇円	四七、九六〇円
八九月	五〇、五九〇円	四八、五六〇円
九〇月	五一、二四〇円	四九、一六〇円
九一月	五一、八九〇円	四九、七五〇円
九二月	五二、五四〇円	五〇、三五〇円
九三月	五三、一八〇円	五〇、九五〇円
九四月	五三、八三〇円	五一、五四〇円
九五月	五四、四八〇円	五一、一四〇円
九六月	五五、一三〇円	五二、七四〇円

九七月	五五、八〇〇円	五三、三五〇円
九八月	五六、四七〇円	五三、九六〇円
九九月	五七、一四〇円	五四、五七〇円
一〇〇月	五七、八一〇円	五五、一八〇円
一〇一月	五八、四八〇円	五五、七九〇円
一〇二月	五九、一五〇円	五六、四〇〇円
一〇三月	五九、八二〇円	五七、〇一〇円
一〇四月	六〇、四九〇円	五七、六二〇円
一〇五月	六一、一六〇円	五八、二三〇円
一〇六月	六一、八三〇円	五八、八四〇円
一〇七月	六二、五〇〇円	五九、四五〇円
一〇八月	六三、一七〇円	六〇、〇七〇円
一〇九月	六三、八六〇円	六〇、六九〇円
一一〇月	六四、五五〇円	六一、三二〇円
一一一月	六五、二五〇円	六一、九四〇円
一一二月	六五、九四〇円	六二、五七〇円
一一三月	六六、六四〇円	六三、一九〇円
一一四月	六七、三三〇円	六三、八二〇円
一一五月	六八、〇二〇円	六四、四五〇円
一一六月	六八、七二〇円	六五、〇七〇円
一一七月	六九、四一〇円	六五、七〇〇円
一一八月	七〇、一一〇円	六六、三二〇円
一一九月	七〇、八〇〇円	六六、九五〇円
一二〇月	七一、五〇〇円	六七、五八〇円
一二一月	七二、二一〇円	六八、二二〇円
一二二月	七二、九三〇円	六八、八六〇円
一二三月	七三、六五〇円	六九、五〇〇円
一二四月	七四、三七〇円	七〇、一四〇円
一二五月	七五、〇九〇円	七〇、七八〇円

一二六月	七五、八一〇円	七一、四二〇円
一二七月	七六、五二〇円	七二、〇六〇円
一二八月	七七、二四〇円	七二、七〇〇円
一二九月	七七、九六〇円	七三、三四〇円
一三〇月	七八、六八〇円	七三、九八〇円
一三一月	七九、四〇〇円	七四、六二〇円
一三二月	八〇、一二〇円	七五、二七〇円
一三三月	八〇、八六〇円	七五、九二〇円
一三四月	八一、六一〇円	七六、五八〇円
一三五月	八二、三五〇円	七七、二三〇円
一三六月	八三、一〇〇円	七七、八九〇円
一三七月	八三、八四〇円	七八、五四〇円
一三八月	八四、五九〇円	七九、二〇〇円
一三九月	八五、三三〇円	七九、八六〇円
一四〇月	八六、〇八〇円	八〇、五一〇円
一四一月	八六、八二〇円	八一、一七〇円
一四二月	八七、五七〇円	八一、八二〇円
一四三月	八八、三一〇円	八二、四八〇円
一四四月	八九、〇六〇円	八三、一四〇円
一四五月	八九、八三〇円	八三、八一〇円
一四六月	九〇、六〇〇円	八四、四八〇円
一四七月	九一、三七〇円	八五、一五〇円
一四八月	九二、一四〇円	八五、八三〇円
一四九月	九二、九一〇円	八六、五〇〇円
一五〇月	九三、六八〇円	八七、一七〇円
一五一月	九四、四五〇円	八七、八四〇円
一五二月	九五、二二〇円	八八、五二〇円
一五三月	九五、九九〇円	八九、一九〇円
一五四月	九六、七六〇円	八九、八六〇円

一五五月	九七、五三〇円	九〇、五三〇円
一五六月	九八、三一〇円	九一、二一〇円
一五七月	九九、一〇〇円	九一、八九〇円
一五八月	九九、九〇〇円	九二、五八〇円
一五九月	一〇〇、七〇〇円	九三、二七〇円
一六〇月	一〇一、五〇〇円	九三、九六〇円
一六一月	一〇二、二九〇円	九四、六四〇円
一六二月	一〇三、〇九〇円	九五、三三〇円
一六三月	一〇三、八九〇円	九六、〇二〇円
一六四月	一〇四、六九〇円	九六、七一〇円
一六五月	一〇五、四八〇円	九七、三九〇円
一六六月	一〇六、二八〇円	九八、〇八〇円
一六七月	一〇七、〇八〇円	九八、七七〇円
一六八月	一〇七、八八〇円	九九、四六〇円
一六九月	一〇八、七〇〇円	一〇〇、一六〇円
一七〇月	一〇九、五三〇円	一〇〇、八七〇円
一七一月	一一〇、三六〇円	一〇一、五七〇円
一七二月	一一一、一八〇円	一〇二、二八〇円
一七三月	一一二、〇一〇円	一〇三、六九〇円
一七四月	一一三、八四〇円	一〇四、三九〇円
一七五月	一一四、四九〇円	一〇五、一〇〇円
一七六月	一一五、三二〇円	一〇五、八〇〇円
一七七月	一一六、一四〇円	一〇六、五一〇円
一七八月	一一七、八〇〇円	一〇七、二一〇円
一七九月	一一八、六五〇円	一〇八、六四〇円
一八〇月	一一九、五一〇円	一〇九、三七〇円
一八三月	一二〇、三六〇円	一一〇、一〇〇円

一八四月	一二一、二二〇円	一一〇、八三〇円
一八五月	一二二、〇七〇円	一一一、五六〇円
一八六月	一二三、九三〇円	一一二、二九〇円
一八七月	一二三、七九〇円	一一三、〇二〇円
一八八月	一二四、六四〇円	一一三、七五〇円
一八九月	一二五、五〇〇円	一一四、四八〇円
一九〇月	一二六、三五〇円	一一五、二一〇円
一九一月	一二七、二一〇円	一一五、九四〇円
一九二月	一二八、〇七〇円	一一六、六七〇円
一九三月	一二八、九五〇円	一一七、四一〇円
一九四月	一二九、八四〇円	一一八、一六〇円
一九五月	一三〇、七二〇円	一一八、九一〇円
一九六月	一三一、六一〇円	一一九、六六〇円
一九七月	一三二、四九〇円	一二〇、四〇〇円
一九八月	一三三、三八〇円	一二一、一五〇円
一九九月	一三四、二六〇円	一二一、九〇〇円
二〇〇月	一三五、一五〇円	一二二、六五〇円
二〇一月	一三六、〇三〇円	一二三、三九〇円
二〇二月	一三六、九二〇円	一二四、一四〇円
二〇三月	一三七、八〇〇円	一二四、八九〇円
二〇四月	一三八、六九〇円	一二五、六四〇円
二〇五月	一三九、六〇〇円	一二六、四〇〇円
二〇六月	一四〇、五二〇円	一二七、一七〇円
二〇七月	一四一、四四〇円	一二七、九三〇円
二〇八月	一四二、三六〇円	一二八、七〇〇円
二〇九月	一四三、二七〇円	一二九、四六〇円
二一〇月	一四四、一九〇円	一三〇、二三〇円
二一一月	一四五、一一〇円	一三一、〇〇〇円
二一二月	一四六、〇三〇円	一三一、七六〇円

二四一月	一七三、九一〇円	一五四、七二〇円
二四〇月	一七二、九〇〇円	一五三、九〇〇円
二三九月	一七一、九一〇円	一五三、〇九〇円
二三八月	一七〇、九三〇円	一五二、二九〇円
二三七月	一六九、九五〇円	一五一、四八〇円
二三六月	一六八、九六〇円	一五〇、六八〇円
二三五月	一六七、九八〇円	一四九、八七〇円
二三四月	一六七、〇〇〇円	一四九、〇七〇円
二三三月	一六六、〇一〇円	一四八、二七〇円
二三二月	一六五、〇三〇円	一四七、四六〇円
二三一月	一六四、〇五〇円	一四六、六六〇円
二二〇月	一六三、〇六〇円	一四五、八五〇円
二一九月	一六二、〇八〇円	一四五、〇五〇円
二二八月	一六一、一〇〇円	一四四、二五〇円
二二七月	一六〇、一五〇円	一四三、四六〇円
二二六月	一五九、二〇〇円	一四二、六八〇円
二二五月	一五八、二五〇円	一四一、八九〇円
二二四月	一五七、三〇〇円	一四〇、一一〇円
二二三三月	一五六、三五〇円	一四〇、三二〇円
二二三月	一五五、四〇〇円	一三九、五四〇円
二二二月	一五四、四五〇円	一三八、七五〇円
二二一月	一五三、五〇〇円	一三七、九七〇円
二二〇月	一五二、五五〇円	一三七、一八〇円
二一九月	一五一、六〇〇円	一三六、四〇〇円
二二八月	一五〇、六五〇円	一三五、六一〇円
二二七月	一四九、七〇〇円	一三四、八三〇円
二二六月	一四八、七八〇円	一三四、〇六〇円
二二五月	一四七、八六〇円	一三三、二九〇円
二二四月	一四六、九四〇円	一三二、五三〇円

二四二月	一七四、九三〇円	一五五、五五〇円
二四三月	一七五、九四〇円	一五六、三七〇円
二四四月	一七六、九六〇円	一五七、二〇〇円
二四五月	一七七、九七〇円	一五八、〇二〇円
二四六月	一七八、九九〇円	一五八、八五〇円
二四七月	一八〇、〇一〇円	一五九、六七〇円
二四八月	一八一、〇二〇円	一六〇、五〇〇円
二四九月	一八二、〇四〇円	一六一、三二〇円
二五〇月	一八三、〇五〇円	一六二、一五〇円
二五一月	一八四、〇七〇円	一六三、九七〇円
二五二月	一八五、〇九〇円	一六三、八〇〇円
二五三月	一八六、一四〇円	一六四、六四〇円
二五四月	一八七、一九〇円	一六五、四九〇円
二五五月	一八八、二四〇円	一六六、三三〇円
二五六月	一八九、三〇〇円	一六七、一八〇円
二五七月	一九〇、三五〇円	一六八、〇二〇円
二五八月	一九一、四〇〇円	一六八、八七〇円
二五九月	一九二、四五〇円	一六九、七一〇円
二六〇月	一九三、五一〇円	一七〇、五六〇円
二六一月	一九四、五六〇円	一七一、四〇〇円
二六二月	一九五、六一〇円	一七二、二五〇円
二六三月	一九六、六六〇円	一七三、〇九〇円
二六四月	一九七、七二〇円	一七三、九四〇円
二六五月	一九八、八〇〇円	一七四、八〇〇円
二六六月	一九九、八九〇円	一七五、六七〇円
二六七月	二〇〇、九八〇円	一七六、五三〇円
二六八月	二〇一、〇七〇円	一七七、四〇〇円
二六九月	二〇三、一六〇円	一七八、二六〇円
二七〇月	二〇四、二五〇円	一七九、一三〇円

二七一月	二〇五、三四〇円	一八〇、〇〇〇円
二七二月	二〇六、四三〇円	一八〇、八六〇円
二七三月	二〇七、五二〇円	一八一、七三〇円
二七四月	二〇八、六一〇円	一八一、五九〇円
二七五月	二〇九、七〇〇円	一八三、四六〇円
二七六月	二一〇、七九〇円	一八四、三三〇円
二七七月	二一一、九一〇円	一八五、二一〇円
二七八月	二一二、〇四〇円	一八六、一〇〇円
二七九月	二一四、一七〇円	一八六、九九〇円
二八〇月	二一五、三〇〇円	一八七、八八〇円
二八一月	二一六、四二〇円	一八八、七七〇円
二八二月	二一七、五五〇円	一八九、六六〇円
二八三月	二一八、六八〇円	一九〇、五四〇円
二八四月	二一九、八一〇円	一九一、四三〇円
二八五月	二二〇、九三〇円	一九二、三二〇円
二八六月	二二一、〇六〇円	一九三、二一〇円
二八七月	二二三、一九〇円	一九四、一〇〇円
二八八月	二二四、三二〇円	一九四、九九〇円
二八九月	二二五、四八〇円	一九五、八九〇円
二九〇月	二二六、六五〇円	一九六、八〇〇円
二九一月	二二七、八二〇円	一九七、七一〇円
二九二月	二二八、九九〇円	一九八、六二〇円
二九三月	二三〇、一五〇円	一九九、五三〇円
二九四月	二三一、三二〇円	二〇〇、四四〇円
二九五月	二三一、四九〇円	二〇一、三五〇円
二九六月	二三三、六六〇円	二〇二、二六〇円
二九七月	二三四、八二〇円	二〇三、一七〇円
二九八月	二三五、九九〇円	二〇四、〇八〇円
二九九月	二三七、一六〇円	二〇四、九九〇円

三〇〇月	二三八、三三〇円	二〇五、九〇〇円
三〇一月	二三九、四六〇円	二〇六、八三〇円
三〇二月	二四〇、五九〇円	二〇七、七六〇円
三〇三月	二四一、七三〇円	二〇八、六九〇円
三〇四月	二四二、八六〇円	二〇九、六三〇円
三〇五月	二四四、〇〇〇円	二一〇、五六〇円
三〇六月	二四五、一三〇円	二一一、四九〇円
三〇七月	二四六、二六〇円	二一二、四二〇円
三〇八月	二四七、四〇〇円	二二三、三六〇円
三〇九月	二四八、五三〇円	二二四、二九〇円
三一〇月	二四九、六七〇円	二二五、二二〇円
三一一月	二五〇、八〇〇円	二二六、一五〇円
三一二月	二五一、九四〇円	二二七、〇九〇円
三一三月	二五二、九五〇円	二二八、〇四〇円
三一四月	二五三、九七〇円	二二九、〇〇〇円
三一五月	二五四、九九〇円	二三〇、九五〇円
三一六月	二五六、〇一〇円	二三〇、九一〇円
三一七月	二五七、〇三〇円	二三一、八六〇円
三一八月	二五八、〇五〇円	二三二、八二〇円
三一九月	二五九、〇六〇円	二三三、七八〇円
三二〇月	二六〇、〇八〇円	二三四、七三〇円
三二一月	二六一、一〇〇円	二三五、六九〇円
三二二月	二六二、一二〇円	二三六、六四〇円
三二三月	二六三、一四〇円	二三七、六〇〇円
三二四月	二六四、一六〇円	二三八、五六〇円
三二五月	二六四、八七〇円	二三九、五三〇円
三二六月	二六五、五八〇円	二三〇、五一〇円
三二七月	二六六、二九〇円	二三一、四九〇円
三二八月	二六七、〇〇〇円	二三三、四七〇円

三二九月	二六七、七一〇円	二二三、四五〇円
三三〇月	二六八、四三〇円	二三四、四三〇円
三三一月	二六九、一四〇円	二三五、四一〇円
三三二月	二六九、八五〇円	二三六、三九〇円
三三三月	二七〇、五六〇円	二三七、三七〇円
三三四月	二七一、二七〇円	二三八、三五〇円
三三五月	二七一、九八〇円	二三九、三三〇円
三三六月	二七二、七〇〇円	二四〇、三一〇円
三三七月	二七三、二九〇円	二四一、三一〇円
三三八月	二七三、八九〇円	二四二、三一〇円
三三九月	二七四、四八〇円	二四三、三二〇円
三四〇月	二七五、〇八〇円	二四四、三二〇円
三四一月	二七五、六七〇円	二四五、三二〇円
三四二月	二七六、二七〇円	二四六、三三〇円
三四三月	二七六、八六〇円	二四七、三三〇円
三四四月	二七七、四六〇円	二四八、三三〇円
三四五月	二七八、〇五〇円	二四九、三四〇円
三四六月	二七八、六五〇円	二五〇、三四〇円
三四七月	二七九、二四〇円	二五一、三四〇円
三四八月	二七九、八四〇円	二五二、三五〇円
三四九月	二八〇、四二〇円	二五三、三七〇円
三五〇月	二八一、〇一〇円	二五四、四〇〇円
三五一月	二八一、五九〇円	二五五、四三〇円
三五二月	二八二、一八〇円	二五六、四六〇円
三五三月	二八二、七六〇円	二五七、四九〇円
三五四月	二八三、三五〇円	二五八、五二〇円
三五五月	二八三、九三〇円	二五九、五五〇円
三五六月	二八四、五二〇円	二六〇、五八〇円
三五七月	二八五、一〇〇円	二六一、六一〇円

三五八月	二八五、六九〇円	二六二、六四〇円
三五九月	二八六、二七〇円	二六三、六七〇円
三六〇月	二八六、八六〇円	二六四、七〇〇円
三六一月	二八七、四六〇円	二六五、七五〇円
三六二月	二八八、〇七〇円	二六六、八〇〇円
三六三月	二八八、六七〇円	二六七、八六〇円
三六四月	二八九、二八〇円	二六八、九一〇円
三六五月	二八九、八八〇円	二六九、九七〇円
三六六月	二九〇、四九〇円	二七一、〇二〇円
三六七月	二九一、〇九〇円	二七二、〇七〇円
三六八月	二九一、七〇〇円	二七三、一三〇円
三六九月	二九二、三〇〇円	二七四、一八〇円
三七〇月	二九二、九一〇円	二七五、二四〇円
三七一月	二九三、五一〇円	二七六、二九〇円
三七二月	二九四、一一〇円	二七七、三五〇円
三七三月	二九四、七三〇円	二七八、四三〇円
三七四月	二九五、三四〇円	二七九、五一〇円
三七五月	二九五、九五〇円	二八〇、五九〇円
三七六月	二九六、五六〇円	二八一、六七〇円
三七七月	二九七、一七〇円	二八二、七五〇円
三七八月	二九七、七八〇円	二八三、八三〇円
三七九月	二九八、三九〇円	二八四、九一〇円
三八〇月	二九九、〇〇〇円	二八五、九九〇円
三八一月	二九九、六一〇円	二八七、〇七〇円
三八二月	三〇〇、二二〇円	二八八、一五〇円
三八三月	三〇〇、八三〇円	二八九、二三〇円
三八四月	三〇一、四四〇円	二九〇、三一〇円
三八五月	三〇二、〇九〇円	二九一、四一〇円
三八六月	三〇二、七四〇円	二九二、五二〇円

三九七月	三〇三、三九〇円	二九三、六三〇円
三八八月	三〇四、〇四〇円	二九四、七四〇円
三八九月	三〇四、六九〇円	二九五、八四〇円
三九〇月	三〇五、三四〇円	二九六、九五〇円
三九一月	三〇五、九九〇円	二九八、〇六〇円
三九二月	三〇六、六四〇円	二九九、一七〇円
三九三月	三〇七、二九〇円	三〇〇、二七〇円
三九四月	三〇七、九四〇円	三〇一、三八〇円
三九五月	三〇八、五九〇円	三〇二、四九〇円
三九六月	三〇九、二四〇円	三〇三、六〇〇円
三九七月	三〇九、〇六〇円	三〇四、七三〇円
三九八月	三〇九、八八〇円	三〇五、八七〇円
三九九月	三一一、七一〇円	三〇七、〇〇〇円
四〇〇月	三一二、五三〇円	三〇八、一四〇円
四〇一月	三一二、三六〇円	三〇九、二七〇円
四〇二月	三一二、一八〇円	三一〇、四一〇円
四〇三月	三一二、〇〇〇円	三一〇、五四〇円
四〇四月	三一二、八三〇円	三一〇、六八〇円
四〇五月	三一六、六五〇円	三一三、八一〇円
四〇六月	三一七、四八〇円	三一四、九五〇円
四〇七月	三一八、三〇〇円	三一六、〇八〇円
四〇八月	三一九、一三〇円	三一七、二二〇円
四〇九月	三二〇、一三〇円	三一八、三八〇円
四一〇月	三二一、一三〇円	三一九、五四〇円
四一一月	三二二、一四〇円	三二〇、七一〇円
四一二月	三二三、一四〇円	三二一、八七〇円
四一三月	三二四、一五〇円	三二三、〇三〇円
四一四月	三二五、一五〇円	三二四、二〇〇円
四一五月	三二六、一五〇円	三二五、三六〇円

四一六月	三二七、一六〇円	三二六、五二〇円
四一七月	三二八、一六〇円	三二七、六九〇円
四一八月	三二九、一七〇円	三二八、八五〇円
四一九月	三三〇、一七〇円	三三〇、〇一〇円
四二〇月	三三一、一八〇円	三三一、一八〇円
四二一月	三三一、三六〇円	三三一、三六〇円
四二二月	三三三、五五〇円	三三三、五五〇円
四二三月	三三四、七四〇円	三三四、七四〇円
四二四月	三三五、九二〇円	三三五、九二〇円
四二五月	三三七、一一〇円	三三七、一一〇円
四二六月	三三八、三〇〇円	三三八、三〇〇円
四二七月	三三九、四八〇円	三三九、四八〇円
四二八月	三四〇、六七〇円	三四〇、六七〇円
四二九月	三四一、八六〇円	三四一、八六〇円
四三〇月	三四三、〇四〇円	三四三、〇四〇円
四三一月	三四四、二三〇円	三四四、二三〇円
四三二月	三四五、四二〇円	三四五、四二〇円
四三三月	三四六、六三〇円	三四六、六三〇円
四三四月	三四七、八五〇円	三四七、八五〇円
四三五月	三四九、〇六〇円	三四九、〇六〇円
四三六月	三五〇、二八〇円	三五〇、二八〇円
四三七月	三五二、四九〇円	三五二、四九〇円
四三八月	三五二、七一〇円	三五二、七一〇円
四三九月	三五三、九三〇円	三五三、九三〇円
四四〇月	三五五、一四〇円	三五五、一四〇円
四四一月	三五六、三六〇円	三五六、三六〇円
四四二月	三五七、五七〇円	三五七、五七〇円
四四三月	三五八、七九〇円	三五八、七九〇円
四四四月	三六〇、〇一〇円	三六〇、〇一〇円

四四五月	三六一、二五〇円	三六一、二五〇円
四四六月	三六二、五〇〇円	三六二、五〇〇円
四四七月	三六三、七四〇円	三六三、七四〇円
四四八月	三六四、九九〇円	三六四、九九〇円
四四九月	三六六、二三〇円	三六六、二三〇円
四五〇月	三六七、四八〇円	三六七、四八〇円
四五一月	三六八、七二〇円	三六八、七二〇円
四五二月	三六九、九七〇円	三六九、九七〇円
四五三月	三七一、二一〇円	三七一、二一〇円
四五四月	三七二、四六〇円	三七二、四六〇円
四五五月	三七三、七〇〇円	三七三、七〇〇円
四五六月	三七四、九五〇円	三七四、九五〇円
四五七月	三七六、二二〇円	三七六、二二〇円
四五八月	三七七、五〇〇円	三七七、五〇〇円
四五九月	三七八、七八〇円	三七八、七八〇円
四六〇月	三八〇、〇五〇円	三八〇、〇五〇円
四六一月	三八一、三三〇円	三八一、三三〇円
四六二月	三八二、六一〇円	三八二、六一〇円
四六三月	三八三、八八〇円	三八三、八八〇円
四六四月	三八五、一六〇円	三八五、一六〇円
四六五月	三八六、四四〇円	三八六、四四〇円
四六六月	三八七、七一〇円	三八七、七一〇円
四六七月	三八八、九九〇円	三八八、九九〇円
四六八月	三九〇、二七〇円	三九〇、二七〇円
四六九月	三九一、五七〇円	三九一、五七〇円
四七〇月	三九二、八八〇円	三九二、八八〇円
四七一月	三九四、一九〇円	三九四、一九〇円
四七二月	三九五、五〇〇円	三九五、五〇〇円
四七三月	三九六、八〇〇円	三九六、八〇〇円

四七四月	三九八、一一〇円	三九八、一一〇円
四七五月	三九九、四二〇円	三九九、四二〇円
四七六月	四〇〇、七三〇円	四〇〇、七三〇円
四七七月	四〇一、〇三〇円	四〇一、〇三〇円
四七八月	四〇三、三四〇円	四〇三、三四〇円
四七九月	四〇四、六五〇円	四〇四、六五〇円
四八〇月	四〇五、九六〇円	四〇五、九六〇円
四八〇月を超え る月数	四〇五、九六〇円に、四八〇月を超え る一月につき、一、三〇〇円を加 算した金額	四〇五、九六〇円に、四八〇月を超え る一月につき、一、三〇〇円を加 算した金額

(中小企業事業団法の一部改正)

第二條 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項第六号イ中「及びその事業に関連する資金」を「その事業に関連する資金及びその者の福祉の増進に必要な資金」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二條並びに附則第九條、第十一條及び第十二條の規定は、公布の日から施行する。

(共済金等に係る経過措置)

第二條 この条から附則第八條までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 新法 第一條の規定による改正後の小規模企業共済法をいう。
- 二 旧法 第一條の規定による改正前の小規模企業共済法をいう。
- 三 旧平成七年改正法 附則第十條の規定による改正前の小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律

第四十四号)をいう。

四 新平成七年改正法 附則第十條の規定による改正後の小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律をいう。

五 旧共済契約 平成八年四月一日以後この法律の施行の日前に効力を生じた共済契約をいう。

六 旧第一種共済契約 平成八年四月一日前に効力を生じた旧平成七年改正法による改正前の小規模企業共済法第二條の三に規定する第一種共済契約をいう。

七 旧第二種共済契約 平成八年四月一日前に効力を生じた旧平成七年改正法による改正前の小規模企業共済法第二條の四に規定する第二種共済契約をいう。

八 掛金区分 新法第九條第二項に規定する掛金区分をいう。

九 基準月 新法第九條第三項第二号に規定する基準月をいう。

十 仮定共済金額 新法第九條第三項第二号に規定する仮定共済金額をいう。

十一 仮定解約手当金額 新法第十二條第四項第二号に規定する仮定解約手当金額をいう。

第三條 旧共済契約、旧第一種共済契約及び旧第二種共済契約のうちこの法律の施行前に旧法第九條第一項各号(旧平成七年改正法附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定については、なお従前の例による。

2 前項の共済金を分割払の方法により支給する場合の旧法第九條の三の分割共済金の額及び旧法第九條の四の現価相当額の算定については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

3 旧共済契約及び旧第一種共済契約のうちこの法律の施行前に旧法第七條第四項各号に掲げる事由が生じたもの(同項第一号に掲げる事由が生じたものにあつては、当該旧共済契約又は旧第一種共済契約に係る共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたものを除く。)に係る解約手当金の額の算定については、なお従前の例による。

第四條 旧共済契約のうちこの法律の施行後に新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額(掛金区分のうちこの法律の施行前における掛金月額の最高額(以下「平成十二年度前最高掛金月額」という。)までを区分したものに係るものに限る。)は、同条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、それぞれ当該各号に定める金額を同項の金額とする。

一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十六月以上 次のイからホまでに定める金額の合計額

イ 区分仮定共済金差額に対し、その掛金区分に係る平成十二年四月から新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、当該額に係るこの法律の施行後の運用の基礎となる利率として通商産業大臣が定める利率と

める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額

ロ 新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、新法第九條第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額とする。

ハ 仮定共済金額に、区分仮定共済金差額に対しその掛金区分に係る平成十二年四月から当該区分共済金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間につきこの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額(附則第八條において「旧共済仮定共済金額」という。)に、それぞれ当該基準月の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ)に係る同条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額の合計額

ニ 平成十一年四月一日に開始する年度に属する基準月における旧法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、新法第九條第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額に、当該年度に係る旧平成七年改正法附則第六條の規定により定められる支給率を乗じて得た金額(イ及びロに定める金額の合計額に、新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八條の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

2 前項第二号の区分仮定共済金差額は、旧法別表又は新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る

平成十二年三月における掛金納付月数に應じ、新法第九條第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては旧法別表の中欄に掲げる金額と新法別表の中欄に掲げる金額との差額を、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては旧法別表の下欄に掲げる金額と新法別表の下欄に掲げる金額との差額をそれぞれ基準として、通商産業省令で定める金額とする。

3 旧共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七條第四項各号に掲げる事由が生じたもの(同項第一号に掲げる事由が生じたものにあつては、当該旧共済契約に係る共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたものを除く。附則第七條第四項において同じ)に係る区分解約手当金額(掛金区分のうち平成十二年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものに限る。)は、新法第十二條第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、それぞれ当該各号に定める金額を同項の金額とする。

一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十六月以上 次のイからホまでに定める金額の合計額(その額がその掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額に達しないときは、その合計額)

イ 区分仮定解約手当金差額に対し、その掛金区分に係る平成十二年四月から新法第七條第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、当該額に係るこの法律の施行後の運用の基礎となる利率として通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額

ロ 新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額

ハ 仮定解約手当金額に、区分仮定解約手当金差額に対しその掛金区分に係る平成十二年

年四月から当該仮定解約手当金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間につきこの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額(附則第八條において「旧共済仮定解約手当金額」という。)に、それぞれ当該基準月の属する年度に係る同条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額の合計額

ニ 平成十一年四月一日に開始する年度に属する基準月における旧法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額に、当該年度に係る旧平成七年改正法附則第六條の規定により定められる支給率を乗じて得た金額

ホ イ及びロに定める金額の合計額に、新法第七條第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八條の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

4 前項第二号の区分仮定解約手当金差額は、旧法別表又は新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る平成十二年三月における掛金納付月数に應じ、旧法別表の下欄に掲げる金額と新法別表の下欄に掲げる金額との差額に百分の八十を乗じて得た金額を基準として、通商産業省令で定める金額とする。

第五條 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額(掛金区分のうち平成八年四月前における掛金月額の最高額(以下「平成八年度前最高掛金月額」という。)までを区分したものに係るものに限る。)は、同条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、それぞれ当該各

号に定める金額を同項の金額とする。
一 三十九月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十九月以上 次のイからへまでに定める金額の合計額

イ 区分仮定共済金差額(前条第一項第二号の区分仮定共済金差額をいう。以下この項において同じ。)に対し、その掛金区分に係る平成十二年四月から新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、前条第一項第二号の通商産業大臣が定める利率を年利として復利による計算をして得た元利合計額

ロ 旧平成七年改正法附則第三條第二項の通商産業省令で定める金額に対し、その掛金区分に係る平成八年四月から平成十二年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第一項第二号の通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間については前条第一項第二号の通商産業大臣が定める利率を年利として復利による計算をして得た元利合計額

ハ 新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に、新法第九條第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額

ニ 仮定共済金額に、区分仮定共済金差額に対しその掛金区分に係る平成十二年四月から当該区分共済金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間につき前条第一項第二号の通商産業大臣が定める利率を年利として復利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額に、旧平成七年改正法附則第三條第二項の通商産業省令で

定める金額に対しその掛金区分に係る平成八年四月から平成十二年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第一項第二号の通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から当該区分共済金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間については前条第一項第二号の通商産業大臣が定める利率を年利として復利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額(附則第八條において「旧第一種仮定共済金額」という。)に、それぞれ当該基準月の属する年度に係る同条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額の合計額

ホ 平成十一年四月一日に開始する年度に属する基準月における旧法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に、新法第九條第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額に、旧平成七年改正法附則第三條第二項の通商産業省令で定める金額に対しその掛金区分に係る平成八年四月から当該基準月までの掛金納付月数に相当する期間につき同条第一項第二号の通商産業大臣が定める利率を年利として復利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額に、当該年度に係る旧平成七年改正法附則第六條の規定により定められる支給率を乗じて得た金額

ヘ イからへまでに定める金額の合計額に、新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八條の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額
2 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に

新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額を超え平成十二年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものに限る。については、前条第一項及び第二項の規定を準用する。

3 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七條第四項各号に掲げる事由が生じたもの(同項第一号に掲げる事由が生じたものにあつては、当該旧第一種共済契約に係る共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたものを除く。)に係る区分解約手当金額(掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額までを区分したものに限るものに限る。)は、新法第十二條第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に、それぞれ当該各号に定める金額を同項の金額とする。

一 三十九月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十九月以上 次のイからへまでに定める金額の合計額(その額がその掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額に達しないときは、その合計額)

イ 区分仮定解約手当金差額(前条第三項第二号の区分仮定解約手当金差額をいう。以下この項において同じ。)に対し、その掛金区分に係る平成十二年四月から新法第七條第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、前条第三項第二号の通商産業大臣が定める利率を年利として復利による計算をして得た元利合計額

ロ 旧平成七年改正法附則第三條第四項の通商産業省令で定める金額に対し、その掛金区分に係る平成八年四月から平成十二年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第三項第二号の通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から新法

第七條第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間については前条第三項第二号の通商産業大臣が定める利率を年利として復利による計算をして得た元利合計額

ハ 新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額

ニ 仮定解約手当金額に、区分仮定解約手当金差額に対しその掛金区分に係る平成十二年四月から当該区分共済金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間につき前条第三項第二号の通商産業大臣が定める利率を年利として復利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額に、旧平成七年改正法附則第三條第四項の通商産業省令で定める金額に対しその掛金区分に係る平成八年四月から平成十二年三月までの掛金納付月数に相当する期間については同条第三項第二号の通商産業大臣が定める利率を、平成十二年四月から当該区分共済金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間については前条第三項第二号の通商産業大臣が定める利率を年利として復利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額(附則第八條において「旧第一種仮定解約手当金額」という。)に、それぞれ当該基準月の属する年度に係る同条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額の合計額

ホ 平成十一年四月一日に開始する年度に属する基準月における旧法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額に、旧平成七年改正法附則第三條第四項の通商産業省令で定める金額に対しその掛金区分に係る平成八年四月から当該基準月までの掛金納付月数に相当する期間につき同条第三項第二号の通商産業大

臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額に、当該年度に係る旧平成七年改正法附則第六条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額

イからハまでに定める金額の合計額に、新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る附則第八条の規定により定められる支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

4 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に
新法第七條第四項各号に掲げる事由が生じたも
のに係る区分解約手当金額掛金区分のうち平
成八年度前最高掛金月額を超え平成十二年度前

最高掛金月額までを区分したものに係るものに限る。）については、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

第六條 旧第二種共済契約のうちこの法律の施行後に新平成七年改正正法附則第五條第一項の規定により読み替へて適用される新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額については、掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額を超え平成十二年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものにあつては附則第四條第一項及び第二項の規定を、掛金区分のうち平成八年度前最高掛金月額までを区分したものに係るものにあつては附則第五條第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

附則第四 第一項第 二 号イ	新法第九條第一項各号	新平成七年改正法附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される新法第九條第一項各号
附則第四 第一項第 二 号ロ	新法別表 新法第九條第一項第一号	新平成七年改正法附則別表 新平成七年改正法附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される新法第九條第一項第一号又は第四号
附則第四 第一項第 二 号ニ	旧法別表 新法第九條第一項第一号	旧平成七年改正法附則別表 新平成七年改正法附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される新法第九條第一項第一号又は第四号
附則第四 第一項第 二 号ホ	新法第九條第一項各号	新平成七年改正法附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される新法第九條第一項各号
附則第四 第二項	旧法別表	旧平成七年改正法附則別表
新法第九條第一項第一号	新法別表	新平成七年改正法附則別表
		新平成七年改正法附則第五條第一項の規定により読み替えて適用される新法第九條第一項第一号

附則第五條 第一項第二 号イ	新法第九條第一項各号	新平成七年改正法附則第五條第一項の規定 により読み替えて適用される新法第九條第 一項各号
附則第五條 第一項第二 号ロ	旧平成七年改正法附則第三條第二 項 新法第九條第一項各号	旧平成七年改正法附則第五條第一項の規定 により読み替えて適用される旧平成七年改 正法附則第三條第二項 新平成七年改正法附則第五條第一項の規定 により読み替えて適用される新法第九條第 一項各号
附則第五條 第一項第二 号ハ	新法別表 新法第九條第一項第一号	新平成七年改正法附則別表 新平成七年改正法附則第五條第一項の規定 により読み替えて適用される新法第九條第 一項第一号又は第四号
附則第五條 第一項第二 号ニ	旧平成七年改正法附則第三條第二 項 旧法別表	旧平成七年改正法附則第五條第一項の規定 により読み替えて適用される旧平成七年改 正法附則第三條第二項 旧平成七年改正法附則別表
附則第五條 第一項第二 号ホ	新法第九條第一項第一号	新平成七年改正法附則第五條第一項の規定 により読み替えて適用される新法第九條第 一項第一号又は第四号
附則第五條 第一項第二 号ヘ	旧平成七年改正法附則第三條第二 項 新法第九條第一項各号	旧平成七年改正法附則第五條第一項の規定 により読み替えて適用される旧平成七年改 正法附則第三條第二項 新平成七年改正法附則第五條第一項の規定 により読み替えて適用される新法第九條第 一項各号

第七條 この法律の施行後に効力を生じた共済契約については旧共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三條の規定により通算する場合（次項第二号に掲げる場合を除く）における区分共済金額又は区分解約手当金額については、附則第四条の規定を準用する。

2 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について次に掲げる場合における区分共済金額又は区分解約手当金額については、附則第五条の規定を準用する。

一 旧第一種共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合

二 旧第一種共済契約に係る掛金納付月数を旧法第十三条の規定により通算した旧共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合

3 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について次に掲げる場合における区分共済金額については、附則第六条の規定を準用する。

一 旧第二種共済契約に係る掛金納付月数を新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第十三条の規定により通算する場合

二 旧第二種共済契約に係る掛金納付月数を旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される旧法第十三条の規定により通算した旧共済契約に係る掛金納付月数を新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第十三条の規定により通算する場合

4 旧共済契約であつて旧第一種共済契約に係る掛金納付月数を旧法第十三条の規定により通算したもののうちこの法律の施行後に新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じたもの又は新法第七條第四項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額又は区分解約手当金額については、附則第四条の規定にかかわらず、附則第五条の規定を準用する。

5 旧共済契約であつて旧第二種共済契約に係る掛金納付月数を旧平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される旧法第十三条の規定により通算したものうちこの法律の施行後に新平成七年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第九條第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額については、附則第六条の規定を準用する。

(支給率に係る特例)

第八条 旧共済契約、旧第一種共済契約又は旧第二種共済契約が締結されている間は、新法第九條第三項第二号ロ及びハの支給率は、同条第四

項の規定にかかわらず、通商産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ、新法第十二條第四項第二号ロ、附則第四条第一項第二号ハ、同条第三項第二号ハ、附則第五条第一項第二号二又は同条第三項第二号ニに定める金額その他の政令で定める金額の支払に充てらるべき部分の金額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額を当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額、仮定解約手当金額、旧共済仮定共済金額、旧共済仮定解約手当金額、旧第一種仮定共済金額、旧第一種仮定解約手当金額その他の政令で定める金額の合計額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

(平成十二年度に係る支給率)
第九条 平成十二年四月一日に開始する年度に係る支給率の決定に関する手続は、前条の規定の施行前に行うことができる。
(小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律の一部改正)
第十条 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を次のように改める。
附則第五条の見出し中「新法等」を「小規模企業共済法」に改め、同条第一項の表以外の部分中「新法並びに附則第三項第一項及び第二項並びに前条」を「小規模企業共済法」に、「新法及び附則」を「同法」に改め、同項の表新法第九條第一項の項、新法第九條第三項第二号イの項、新法第九條第三項第二号ロの項、新法第九條の三第一項第二号の項、新法第十三條第一項前段の項及び新法第十三條第二項の項中「新法」を削

り、同表附則第三条第一項の項、附則第三条第二項の項及び附則第四条の項を削り、同条第二項中「新法」を「小規模企業共済法」に改める。
附則別表(附則第五条関係)
附則第六條及び第七條を次のように改める。
附則別表を次のように改める。

三六月	三七月	三八月	三九月	四〇月	四一月	四二月	四三月	四四月	四五月	四六月	四七月	四八月	四九月	五〇月	五一月	五二月	五三月	五四月	五五月	五六月	五七月	五八月	五九月	六〇月
一九、〇五〇円	一九、六〇〇円	二〇、一六〇円	二〇、七一〇円	二一、二七〇円	二一、八二〇円	二二、三八〇円	二二、九四〇円	二三、四九〇円	二四、〇五〇円	二四、六〇〇円	二五、一六〇円	二五、七二〇円	二六、二九〇円	二六、八六〇円	二七、四三〇円	二八、〇〇〇円	二八、五七〇円	二九、一四〇円	二九、七一〇円	三〇、二八〇円	三〇、八五〇円	三一、四二〇円	三一、九九〇円	三二、五六〇円
一八、四一〇円	一八、九三〇円	一九、四六〇円	一九、九九〇円	二〇、五二〇円	二一、〇四〇円	二一、五七〇円	二二、一〇〇円	二二、六三〇円	二三、一五〇円	二三、六八〇円	二四、二一〇円	二四、七四〇円	二五、二七〇円	二五、八一〇円	二六、三四〇円	二六、八八〇円	二七、四一〇円	二七、九五〇円	二八、四九〇円	二九、〇二〇円	二九、五六〇円	三〇、〇九〇円	三〇、六三〇円	三一、一七〇円

八九月	四九、八二〇円	四七、八一〇円
八八月	四九、二一〇円	四七、二四〇円
八七月	四八、五九〇円	四六、六六〇円
八六月	四七、九八〇円	四六、〇八〇円
八五月	四七、三七〇円	四五、五〇〇円
八四月	四六、七六〇円	四四、九三〇円
八三月	四六、一六〇円	四四、三六〇円
八二月	四五、五六〇円	四三、七九〇円
八一月	四四、九六〇円	四三、二三〇円
八〇月	四四、三六〇円	四二、六六〇円
七九月	四三、七六〇円	四二、〇九〇円
七八月	四三、一六〇円	四一、五三〇円
七七月	四二、五六〇円	四〇、九六〇円
七六月	四一、九六〇円	四〇、三九〇円
七五月	四一、三六〇円	三九、八三〇円
七四月	四〇、七六〇円	三九、二六〇円
七三月	四〇、一六〇円	三八、六九〇円
七二月	三九、五七〇円	三八、一三〇円
七一月	三八、九八〇円	三七、五五〇円
七〇月	三八、四〇〇円	三六、九七〇円
六九月	三七、八一〇円	三六、三九〇円
六八月	三七、二三〇円	三五、八一〇円
六七月	三六、六四〇円	三五、二三〇円
六六月	三六、〇六〇円	三四、六五〇円
六五月	三五、四八〇円	三四、〇七〇円
六四月	三四、八九〇円	三三、四九〇円
六三月	三四、三一〇円	三二、九一〇円
六二月	三三、七二〇円	三二、三三〇円
六一月	三三、一四〇円	三一、七五〇円

九〇月	五〇、四三〇円	四八、三九〇円
九一月	五一、〇四〇円	四八、九七〇円
九二月	五一、六六〇円	四九、五五〇円
九三月	五二、二七〇円	五〇、一二〇円
九四月	五二、八八〇円	五〇、七〇〇円
九五月	五三、四九〇円	五一、二八〇円
九六月	五四、一一〇円	五一、八六〇円
九七月	五四、七四〇円	五二、四四〇円
九八月	五五、三七〇円	五三、〇三〇円
九九月	五六、〇〇円	五三、六二〇円
一〇〇月	五六、六三〇円	五四、二一〇円
一〇一月	五七、二六〇円	五四、八〇〇円
一〇二月	五七、八九〇円	五五、三九〇円
一〇三月	五八、五二〇円	五五、九七〇円
一〇四月	五九、一五〇円	五六、五六〇円
一〇五月	五九、七八〇円	五七、一五〇円
一〇六月	六〇、四一〇円	五七、七四〇円
一〇七月	六一、〇四〇円	五八、三三〇円
一〇八月	六一、六七〇円	五八、九二〇円
一〇九月	六二、三一〇円	五九、五二〇円
一一〇月	六二、九五〇円	六〇、一一〇円
一一一月	六三、六〇〇円	六〇、七二〇円
一一二月	六四、二四〇円	六一、三二〇円
一一三月	六四、八九〇円	六一、九二〇円
一一四月	六五、五三〇円	六二、五二〇円
一一五月	六六、一七〇円	六三、一二〇円
一一六月	六六、八二〇円	六三、七二〇円
一一七月	六七、四六〇円	六四、三二〇円
一一八月	六八、一一〇円	六四、九二〇円

一四七月	八七、五四〇円	八三、八四〇円
一四六月	八六、八五〇円	八三、一九〇円
一四五月	八六、一五〇円	八二、五四〇円
一四四月	八五、四六〇円	八一、八九〇円
一四三月	八四、七八〇円	八一、二五〇円
一四二月	八四、一〇〇円	八〇、六一〇円
一四一月	八三、四二〇円	七九、九七〇円
一四〇月	八二、七五〇円	七九、三四〇円
一三九月	八二、〇七〇円	七八、七〇〇円
一三八月	八一、三九〇円	七八、〇六〇円
一三七月	八〇、七一〇円	七七、四二〇円
一三六月	八〇、〇四〇円	七六、七九〇円
一三五月	七九、三六〇円	七六、一五〇円
一三四月	七八、六八〇円	七五、五一〇円
一三三月	七八、〇〇〇円	七四、八七〇円
一三二月	七七、三三〇円	七四、二四〇円
一三一月	七六、六六〇円	七三、五六〇円
一二〇月	七六、〇〇〇円	七二、八八〇円
一二九月	七五、三四〇円	七二、二一〇円
一二八月	七四、六八〇円	七一、五三〇円
一二七月	七四、〇二〇円	七〇、八五〇円
一二六月	七三、三六〇円	七〇、一八〇円
一二五月	七二、七〇〇円	六九、五〇〇円
一二四月	七二、〇四〇円	六八、八二〇円
一二三月	七一、三八〇円	六八、一五〇円
一二二月	七〇、七二〇円	六七、四七〇円
一二一月	七〇、〇六〇円	六六、七九〇円
一二〇月	六九、四〇〇円	六六、一二〇円
一一九月	六八、七五〇円	六五、五二〇円

一四八月	八八、二四〇円	八四、四九〇円
一四九月	八八、九三〇円	八五、一四〇円
一五〇月	八九、六三〇円	八五、七九〇円
一五一月	九〇、三三〇円	八六、四四〇円
一五二月	九一、〇二〇円	八七、〇九〇円
一五三月	九一、七二〇円	八七、七四〇円
一五四月	九二、四一〇円	八八、三九〇円
一五五月	九三、一一〇円	八九、〇四〇円
一五六月	九三、八一〇円	八九、七〇〇円
一五七月	九四、五二〇円	九〇、三六〇円
一五八月	九五、二三〇円	九一、〇三〇円
一五九月	九五、九四〇円	九一、六九〇円
一六〇月	九六、六五〇円	九二、三六〇円
一六一月	九七、三六〇円	九三、〇二〇円
一六二月	九八、〇七〇円	九三、六九〇円
一六三月	九八、七八〇円	九四、三五〇円
一六四月	九九、四九〇円	九五、〇二〇円
一六五月	一〇〇、二〇〇円	九五、六八〇円
一六六月	一〇〇、九一〇円	九六、三五〇円
一六七月	一〇一、六二〇円	九七、〇一〇円
一六八月	一〇二、三四〇円	九七、六八〇円
一六九月	一〇三、〇七〇円	九八、三五〇円
一七〇月	一〇三、八〇〇円	九九、〇三〇円
一七一月	一〇四、五三〇円	九九、七一〇円
一七二月	一〇五、二六〇円	一〇〇、三九〇円
一七三月	一〇五、九九〇円	一〇一、〇七〇円
一七四月	一〇六、七二〇円	一〇一、七五〇円
一七五月	一〇七、四五〇円	一〇二、四二〇円
一七六月	一〇八、一八〇円	一〇三、一〇〇円

一七七月	一〇八、九一〇円	一〇三、七八〇円
一七八月	一〇九、六四〇円	一〇四、四六〇円
一七九月	一一〇、三七〇円	一〇五、一四〇円
一八〇月	一一一、一一〇円	一〇五、八二〇円
一八一月	一一一、八五〇円	一〇六、五一〇円
一八二月	一一二、六〇〇円	一〇七、二〇〇円
一八三月	一一三、三五〇円	一〇七、九〇〇円
一八四月	一一四、一〇〇円	一〇八、五九〇円
一八五月	一一四、八四〇円	一〇九、二九〇円
一八六月	一一五、五九〇円	一〇九、九八〇円
一八七月	一一六、三四〇円	一一〇、六七〇円
一八八月	一一七、〇九〇円	一一一、三七〇円
一八九月	一一七、八三〇円	一一二、〇六〇円
一九〇月	一一八、五八〇円	一一二、七六〇円
一九一月	一一九、三三〇円	一一三、四五〇円
一九二月	一二〇、〇八〇円	一一四、一五〇円
一九三月	一二〇、八四〇円	一一四、八五〇円
一九四月	一二一、六一〇円	一一五、五六〇円
一九五月	一二二、三八〇円	一一六、二七〇円
一九六月	一二三、一五〇円	一一六、九八〇円
一九七月	一二三、九二〇円	一一七、六八〇円
一九八月	一二四、六九〇円	一一八、三九〇円
一九九月	一二五、四六〇円	一一九、一〇〇円
二〇〇月	一二六、二三〇円	一二九、八一〇円
二〇一月	一二七、〇〇〇円	一二〇、五一〇円
二〇二月	一二七、七七〇円	一二一、二二〇円
二〇三月	一二八、五四〇円	一二一、九三〇円
二〇四月	一二九、三一〇円	一二二、六四〇円
二〇五月	一三〇、〇九〇円	一二三、三六〇円

二〇六月	一三〇、八八〇円	一二四、〇八〇円
二〇七月	一三一、六七〇円	一二四、八一〇円
二〇八月	一三二、四六〇円	一二五、五三〇円
二〇九月	一三三、二四〇円	一二六、二六〇円
二一〇月	一三四、〇三〇円	一二六、九八〇円
二一一月	一三四、八二〇円	一二七、七〇〇円
二一二月	一三五、六一〇円	一二八、四三〇円
二一三月	一三六、三九〇円	一二九、一五〇円
二一四月	一三七、一八〇円	一二九、八八〇円
二一五月	一三七、九七〇円	一三〇、六〇〇円
二一六月	一三八、七六〇円	一三一、三三〇円
二一七月	一三九、五六〇円	一三一、〇六〇円
二一八月	一四〇、三七〇円	一三一、八〇〇円
二一九月	一四一、一七〇円	一三三、五四〇円
二二〇月	一四一、九八〇円	一三四、二八〇円
二二一月	一四二、七八〇円	一三五、〇二〇円
二二二月	一四三、五九〇円	一三五、七六〇円
二二三月	一四四、四〇〇円	一三六、五〇〇円
二二四月	一四五、二〇〇円	一三七、二四〇円
二二五月	一四六、〇一〇円	一三七、九八〇円
二二六月	一四六、八一〇円	一三八、七二〇円
二二七月	一四七、六二〇円	一三九、四六〇円
二二八月	一四八、四三〇円	一四〇、二〇〇円
二二九月	一四九、二五〇円	一四〇、九五〇円
二三〇月	一五〇、〇七〇円	一四一、七〇〇円
二三一月	一五〇、九〇〇円	一四二、四六〇円
二三二月	一五一、七二〇円	一四三、二一〇円
二三三月	一五一、五四〇円	一四三、九七〇円
二三四月	一五三、三七〇円	一四四、七二〇円

二五五月	一五四、一九〇円	一四五、四七〇円
二五六月	一五五、〇一〇円	一四六、二三〇円
二五七月	一五五、八四〇円	一四六、九八〇円
二五八月	一五六、六六〇円	一四七、七四〇円
二五九月	一五七、四八〇円	一四八、四九〇円
二四〇月	一五八、三一〇円	一四九、二五〇円
二四一月	一五九、一四〇円	一五〇、三〇〇円
二四二月	一五九、九七〇円	一五一、三六〇円
二四三月	一六〇、八一〇円	一五二、四二〇円
二四四月	一六一、六四〇円	一五三、四八〇円
二四五月	一六二、四七〇円	一五四、五四〇円
二四六月	一六三、三一〇円	一五五、六〇〇円
二四七月	一六四、一四〇円	一五六、六六〇円
二四八月	一六四、九七〇円	一五七、七二〇円
二四九月	一六五、八一〇円	一五八、七八〇円
二五〇月	一六六、六四〇円	一五九、八四〇円
二五一月	一六七、四七〇円	一六〇、九〇〇円
二五二月	一六八、三一〇円	一六一、九六〇円
二五三月	一六九、一九〇円	一六二、七八〇円
二五四月	一七〇、〇七〇円	一六三、六〇〇円
二五五月	一七〇、九五〇円	一六四、四二〇円
二五六月	一七一、八三〇円	一六五、二四〇円
二五七月	一七二、七一〇円	一六六、〇六〇円
二五八月	一七三、六〇〇円	一六六、八八〇円
二五九月	一七四、四八〇円	一六七、七〇〇円
二六〇月	一七五、三六〇円	一六八、五二〇円
二六一月	一七六、二四〇円	一六九、三四〇円
二六二月	一七七、一二〇円	一七〇、一六〇円
二六三月	一七八、〇〇〇円	一七〇、九八〇円

二六四月	一七八、八九〇円	一七一、八〇〇円
二六五月	一七九、七八〇円	一七二、六四〇円
二六六月	一八〇、六七〇円	一七三、四八〇円
二六七月	一八一、五七〇円	一七四、三二〇円
二六八月	一八二、四六〇円	一七五、一六〇円
二六九月	一八三、三六〇円	一七六、〇〇〇円
二七〇月	一八四、二五〇円	一七六、八四〇円
二七一月	一八五、一四〇円	一七七、六八〇円
二七二月	一八六、〇四〇円	一七八、五二〇円
二七三月	一八七、九三〇円	一七九、三六〇円
二七四月	一八七、八三〇円	一八〇、二〇〇円
二七五月	一八八、七二〇円	一八一、〇四〇円
二七六月	一八九、六二〇円	一八一、八八〇円
二七七月	一九〇、五二〇円	一八二、七三〇円
二七八月	一九一、四二〇円	一八三、五九〇円
二七九月	一九二、三二〇円	一八四、四五〇円
二八〇月	一九三、二二〇円	一八五、三一〇円
二八一月	一九四、一二〇円	一八六、一七〇円
二八二月	一九五、〇三〇円	一八七、〇三〇円
二八三月	一九五、九三〇円	一八七、八八〇円
二八四月	一九六、八三〇円	一八八、七四〇円
二八五月	一九七、七三〇円	一八九、六〇〇円
二八六月	一九八、六三〇円	一九〇、四六〇円
二八七月	一九九、五三〇円	一九一、三二〇円
二八八月	二〇〇、四四〇円	一九二、一八〇円
二八九月	二〇一、三九〇円	一九三、〇五〇円
二九〇月	二〇二、三四〇円	一九三、九三〇円
二九一月	二〇三、二九〇円	一九四、八一〇円
二九二月	二〇四、二四〇円	一九五、六九〇円

三二三月	二〇五、一九〇円	一九六、五七〇円
二九四月	二〇六、一四〇円	一九七、四五〇円
二九五月	二〇七、〇九〇円	一九八、三三〇円
二九六月	二〇八、〇四〇円	一九九、二一〇円
二九七月	二〇八、九九〇円	二〇〇、〇九〇円
二九八月	二〇九、九四〇円	二〇〇、九七〇円
二九九月	二一〇、八九〇円	二〇一、八五〇円
三〇〇月	二一一、八四〇円	二〇二、七三〇円
三〇一月	二一二、八〇〇円	二〇三、六三〇円
三〇二月	二二三、七六〇円	二〇四、五三〇円
三〇三月	二二四、七二〇円	二〇五、四三〇円
三〇四月	二二五、六八〇円	二〇六、三三〇円
三〇五月	二二六、六四〇円	二〇七、二三〇円
三〇六月	二二七、六〇〇円	二〇八、一三〇円
三〇七月	二二八、五六〇円	二〇九、〇三〇円
三〇八月	二二九、五二〇円	二〇九、九三〇円
三〇九月	二三〇、四八〇円	二一〇、八三〇円
三〇月	二二一、四四〇円	二一一、七三〇円
三〇月	二二二、四〇〇円	二一二、六三〇円
三〇月	二二三、三六〇円	二二三、五三〇円
三〇月	二二四、三二〇円	二二四、四五〇円
三〇月	二二五、二八〇円	二二五、三七〇円
三〇月	二二六、二四〇円	二二六、二九〇円
三〇月	二二七、二〇〇円	二二七、二一〇円
三〇月	二二八、一八〇円	二二八、一三〇円
三〇月	二二九、一四〇円	二二九、〇五〇円
三〇月	二三〇、一〇〇円	二三〇、九七〇円
三〇月	二三一、〇七〇円	二三〇、八九〇円
三〇月	二三二、〇三〇円	二三一、八一〇円

三二二月	二三三、〇〇〇円	二二二、七三〇円
三二三月	二三三、九六〇円	二二三、六五〇円
三二四月	二三四、九三〇円	二二四、五八〇円
三二五月	二三五、九五〇円	二二五、五二〇円
三二六月	二三六、九七〇円	二二六、四六〇円
三二七月	二三八、〇〇〇円	二二七、四〇〇円
三二八月	二三九、〇二〇円	二二八、三四〇円
三二九月	二四〇、〇四〇円	二二九、二八〇円
三三〇月	二四一、〇七〇円	二三〇、二三〇円
三三一月	二四二、〇九〇円	二三一、一七〇円
三三二月	二四三、一一〇円	二三二、一一〇円
三三三月	二四四、一四〇円	二三三、〇五〇円
三三四月	二四五、一六〇円	二三三、九九〇円
三三五月	二四六、一八〇円	二三四、九三〇円
三三六月	二四七、二一〇円	二三五、八八〇円
三三七月	二四八、二三〇円	二三六、八四〇円
三三八月	二四九、二六〇円	二三七、八〇〇円
三三九月	二五〇、二九〇円	二三八、七七〇円
三四〇月	二五一、三二〇円	二三九、七三〇円
三四一月	二五二、三五〇円	二四〇、七〇〇円
三四二月	二五三、三八〇円	二四一、六六〇円
三四三月	二五四、四一〇円	二四二、六二〇円
三四四月	二五五、四四〇円	二四三、五九〇円
三四五月	二五六、四七〇円	二四四、五五〇円
三四六月	二五七、五〇〇円	二四五、五二〇円
三四七月	二五八、五三〇円	二四六、四八〇円
三四八月	二五九、五六〇円	二四七、四五〇円
三四九月	二六〇、六三〇円	二四八、四三〇円
三五〇月	二六一、七〇〇円	二四九、四二〇円

三六〇月	二七二、四八〇円	
三五九月	二七一、四〇〇円	二五八、三〇〇円
三五八月	二七〇、三二〇円	二五七、三一〇円
三五七月	二六九、二五〇円	二五六、三三〇円
三五六月	二六八、一七〇円	二五五、三四〇円
三五五月	二六七、〇九〇円	二五四、三五〇円
三五四月	二六六、〇二〇円	二五三、三七〇円
三五三月	二六四、九四〇円	二五二、三八〇円
三五二月	二六三、八六〇円	二五一、三九〇円
三五一月	二六二、七九〇円	二五〇、四一〇円

(罰則に関する経過措置)

第十一条 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から第九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における社会経済事情の変化に対応し、小規模企業共済制度の安定と一層の充実を図るため、共済金の額を改定するとともに、共済契約者に対する貸付制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年十二月十七日印刷

平成十年十二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局